

○内閣府令第 号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加

える。

改 正 後	<p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第二十二條の二 無<del>限</del>業法第三十條第四項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
改 正 前	<p>「条を加える。」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

第二十二條の二の二・第二十二條の二の三 「略」

第二十二條の二・第二十二條の二の二 「同上」

(船主相互保険組合法施行規則の一部改正)

第二条 船主相互保険組合法施行規則(昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(役員賠償責任保険契約から除外する保険契約)</p> <p>第二十五条の二 法第四十条において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であつて、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該組合に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの</p> <p>二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害(役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。)を被保険者が填補することを目的として締結されるもの</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 貸借対照表</p> <p>〔第一節〕第三節 略</p> <p>第四節 純資産</p> <p>〔第一目・第二目 略〕</p> <p>第三目 評価・換算差額等 (第六十七条)</p> <p>第三目の二 株式引受権 (第六十七条の二)</p> <p>〔第四目・第五目 略〕</p> <p>第三章 [略]</p> <p>第四章 株主資本等変動計算書</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 評価・換算差額等 (第百三条・第百四条)</p> <p>第三節の二 株式引受権 (第百四条の二)</p> <p>〔第四節〕第六節 略</p> <p>〔第五章〕第九章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第八条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>〔第一節〕第三節 同上</p> <p>第四節 [同上]</p> <p>〔第一目・第二目 同上〕</p> <p>第三目 評価・換算差額等 (第六十七条)</p> <p>〔第四目・第五目 同上〕</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>第四章 [同上]</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 評価・換算差額等 (第百三条・第百四条)</p> <p>〔第四節〕第六節 同上</p> <p>〔第五章〕第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第八条 [同上]</p>

〔2〕24 略〕

25 この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。

〔26〕35 略〕

36 この規則において、「逆取得」とは、企業結合のうち、次に掲げるものをいう。

〔一〕三 略〕

四 株式会社交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第四号において同じ。）が株式交付親会社（同法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及びこれに準ずる事業体をいう。）を取得することとなる企業結合

〔37〕69 略〕

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第八条の十八 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項に規定する事項及び影響額は、次の各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記

〔2〕24 同上〕

25 この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）をいう。

〔26〕35 同上〕

36 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

〔号を加える。〕

〔37〕69 同上〕

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第八条の十八 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

載しなければならない。

「一〇三 略」

四 第八条第三十六項第四号に掲げる企業結合 株式交付子会社

4 「略」

(純資産の分類)

第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

第三目の二 株式引受権

(株式引受権の表示)

第六十七条の二 株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。

(株主資本等変動計算書の区分表示)

第一百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 「略」

第三節の二 株式引受権

第一百四条の二 株式引受権は、当事業年度期首残高、当事業年度変動

「一〇三 同上」

「号を加える。」

4 「同上」

(純資産の分類)

第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

「目名を付する。」

「条を加える。」

(株主資本等変動計算書の区分表示)

第一百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 「同上」

「節を加える。」

---

額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。  
。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

---

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[略]

純資産の部

[略]

評価・換算差額等

[略]

評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××

[略]

[略]

[略]

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[略]

純資産の部

[略]

評価・換算差額等

[略]

評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××

[略]

[略]

[略]

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[同左]

純資産の部

[同左]

評価・換算差額等

[同左]

評価・換算差額等合計	×××	×××
------------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[同左]

純資産の部

[同左]

評価・換算差額等

[同左]

評価・換算差額等合計	×××	×××
------------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

様式第七号

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	(単位: 円)															
	株主資本										株式引当	新株予約権	純資産合計			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	××種立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動																
新株の発行	×××	×××		×××					×××							
剰余金の配当				×××		△××	△××		△××							△××
当期純利益						×××	×××		×××							
自己株式の処分								×××	×××							
.....																
株主資本以外の項目の当期末変動(純額)										×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	(単位: 円)															
	株主資本										株式引当	新株予約権	純資産合計			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	××種立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動																
新株の発行	×××	×××		×××					×××							
剰余金の配当				×××		△××	△××		△××							△××
当期純利益						×××	×××		×××							
自己株式の処分								×××	×××							
.....																
株主資本以外の項目の当期末変動(純額)										×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順則によること。
2. 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各会計欄の記載は省略することができる。
6. 適及適用及び修正再表示(以下「適及適用等」という。)を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
7. 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加算することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	(単位: 円)															
	株主資本										株式引当	新株予約権	純資産合計			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	××種立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動																
新株の発行	×××	×××		×××					×××							
剰余金の配当				×××		△××	△××		△××							△××
当期純利益						×××	×××		×××							
自己株式の処分								×××	×××							
.....																
株主資本以外の項目の当期末変動(純額)										×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	(単位: 円)															
	株主資本										株式引当	新株予約権	純資産合計			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	××種立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動																
新株の発行	×××	×××		×××					×××							
剰余金の配当				×××		△××	△××		△××							△××
当期純利益						×××	×××		×××							
自己株式の処分								×××	×××							
.....																
株主資本以外の項目の当期末変動(純額)										×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順則によること。
2. 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各会計欄の記載は省略することができる。
6. 適及適用及び修正再表示(以下「適及適用等」という。)を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
7. 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加算することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号の二  
【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 年 月 日至 年 月 日)

	(単位: 円)													
	株主資本						評価・換算差額等				株式引	新株予	純資産	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株	株主資	その他	繰延ヘ	土地再	評価・		新株予
	資本準	その他	資本剰	利益準	その他利益剰余金	利益剰	式	本合計	有価証	ッジ損	評価差	引	約権	
	備金	資本剰	余金合	備金	××種	繰越利			差額金	益	額金	額等合		合計
		余金	計	計	立金	益剰余	計							
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動														
新株の発行	×××	×××		×××										×××
剰余金の配当						△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益						×××	×××							×××
自己株式の処分								×××	×××					×××
-----														×××
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度(自 年 月 日至 年 月 日)

	(単位: 円)													
	株主資本						評価・換算差額等				株式引	新株予	純資産	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株	株主資	その他	繰延ヘ	土地再	評価・		新株予
	資本準	その他	資本剰	利益準	その他利益剰余金	利益剰	式	本合計	有価証	ッジ損	評価差	引	約権	
	備金	資本剰	余金合	備金	××種	繰越利			差額金	益	額金	額等合		合計
		余金	計	計	立金	益剰余	計							
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動														
新株の発行	×××	×××		×××										×××
剰余金の配当						△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益						×××	×××							×××
自己株式の処分								×××	×××					×××
-----														×××
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- 上記の様式は、会社計算規則第3編第4章の規定に基づいて記載すること。
- 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。
- 適及適用又は修正再表示(以下3.において「適及適用等」という。)を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
- 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。
- 上記の様式に若干の異なる場合には、当該様式に準じて記載すること。

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

様式第七号の二  
【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 年 月 日至 年 月 日)

	(単位: 円)													
	株主資本						評価・換算差額等				株式引	新株予	純資産	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資	その他	繰延ヘ	土地再	評価・		新株予
	資本準	その他	資本剰	利益準	その他利益剰余金	利益剰	式	本合計	有価証	ッジ損	評価差	引	約権	
	備金	資本剰	余金合	備金	××種	繰越利			差額金	益	額金	額等合		合計
		余金	計	計	立金	益剰余	計							
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動														
新株の発行	×××	×××		×××										×××
剰余金の配当						△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益						×××	×××							×××
自己株式の処分								×××	×××					×××
-----														×××
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度(自 年 月 日至 年 月 日)

	(単位: 円)													
	株主資本						評価・換算差額等				株式引	新株予	純資産	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資	その他	繰延ヘ	土地再	評価・		新株予
	資本準	その他	資本剰	利益準	その他利益剰余金	利益剰	式	本合計	有価証	ッジ損	評価差	引	約権	
	備金	資本剰	余金合	備金	××種	繰越利			差額金	益	額金	額等合		合計
		余金	計	計	立金	益剰余	計							
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動														
新株の発行	×××	×××		×××										×××
剰余金の配当						△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益						×××	×××							×××
自己株式の処分								×××	×××					×××
-----														×××
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- 上記の様式は、会社計算規則第3編第4章の規定に基づいて記載すること。
- 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。
- 適及適用又は修正再表示(以下3.において「適及適用等」という。)を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
- 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。
- 上記の様式に若干の異なる場合には、当該様式に準じて記載すること。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(有価証券届出書の記載内容等)</p> <p>第八条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 発行者が内国会社であつて、特定組織再編成発行手続、特定組織再編成交付手続若しくは株式交付を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき（前号に掲げる場合を除く。） 第二号の六様式</p> <p>四 「略」</p> <p>五 発行者が外国会社であつて、特定組織再編成発行手続、特定組織再編成交付手続若しくは株式交付を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき 第七号の四様式</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(有価証券届出書の記載内容等)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 発行者が内国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき（前号に掲げる場合を除く。） 第二号の六様式</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 発行者が外国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき 第七号の四様式</p> <p>2 「同上」</p>

、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続に該当しない場合又は株式交付に際して行われるものでない場合 第二号の様式

二 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続に該当する場合又は株式交付に際して行われるものである場合 第二号の様式

（有価証券届出書等の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

〔一・二 略〕

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要

一 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当しない場合 第二号の様式

二 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当する場合 第二号の様式

（有価証券届出書等の記載の特例）

第九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

がある場合 次に掲げる事項

「イ」ヲ 略」

ワ 社債管理者（社債管理補助者を含む。以下同じ。）又は社債の管理会社の名称（社債管理補助者にあつては、氏名又は名称）及びその住所

カ 「略」

「三の二」九 略」

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七 「略」

2 「略」

3 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項（第七号様式にあつては「第一號 證券種類」及び「第二號 募集目的」の様式にあつては「第一號 證券種類」及び「第二號 募集目的」に記載すべき事項を除く。）

次項第二号において「発行者情報」という。（であつて、当該書類に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 「略」

「イ」ヲ 同上」

ワ 社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ 「同上」

「三の二」九 同上」

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七 「同上」

2 「同上」

3 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項（第七号様式にあつては「第一號 證券種類」及び「第二號 募集目的」の様式にあつては「第一號 證券種類」及び「第二號 募集目的」に記載すべき事項を除く。次項第二号において「発行者情報」という。）（であつて、当該書類に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

次項第二号において「発行者情報」という。（であつて、当該書類に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 「同上」

(目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項)

第十一条の五 法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 [略]

二 令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供される前号に規定する届出に係る事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三 [略]

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 [略]

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、

(目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項)

第十一条の五 [同上]

一 [同上]

二 前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続(法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))の提出により当該手続を行った場合を含む。)を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三 [同上]

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 [同上]

2 [同上]

外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーション・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域にお

一 「同上」

いて開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。) 次に掲げる事項

〔イ〕ル 略〕

ヲ 当該有価証券(株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下ヲにおいて同じ。)の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法(会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法(外国会社にあつては、これらに準ずる方法)並びに次の(1)から(4)までに掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。)により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

〔(1)〕(3) 略〕

(4) 会社法第二百二条の二第一項各号(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる事項を募集事項に含む株式を割り当てる方法又は同法第二百三十六条第三項各号(同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる事項を内容とする新株予約権(2)に規定する新株予約権を除く。)を割り当てる方法

ワ 〔略〕

〔二〕八 略〕

八の二 提出会社による子会社取得(子会社でなかった会社の発行

〔イ〕ル 同上〕

ヲ 当該有価証券(株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下ヲにおいて同じ。)の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法(会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法(外国会社にあつては、これらに準ずる方法)並びに次の(1)から(3)までに掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。)により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

〔(1)〕(3) 同上〕

〔加える。〕

ワ 〔同上〕

〔二〕八 同上〕

八の二 提出会社による子会社取得(子会社でなかった会社の発行

する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第二十七条の三第一項に規定する公開買付け又は株式交付によるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払つた、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが当該機関により決定された当該提出会社による子会社取得（以下この号において「近接取得」という。）に係る対価の額の合計額を合算した額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

「九〜十九 略」

「3〜11 略」

する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払つた、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが当該機関により決定された当該提出会社による子会社取得（以下この号において「近接取得」という。）に係る対価の額の合計額を合算した額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき次に掲げる事項

「イ〜ハ 同上」

「九〜十九 同上」

「3〜11 同上」

第一号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券通知書  
 【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条  
 【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長  
 【提出日】 \_\_\_\_年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 [ 1～4 略]  
 (記載上の注意)  
 [(1)～(5) 略]  
 (6) 有価証券の引受けの概要  
 [ a～c 略]  
d 社債管理補助者を設置する場合には、社債管理補助者の氏名又は名称、当該者が社債管理補助者である旨及び委託の条件を欄外に記載すること。  
 [(7)・(8) 略]

第二号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長  
 【提出日】 \_\_\_\_年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_

第一号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券通知書  
 【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条  
 【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長  
 【提出日】 \_\_\_\_年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 [ 1～4 同左]  
 (記載上の注意)  
 [(1)～(5) 同左]  
 (6) 有価証券の引受けの概要  
 [ a～c 同左]  
 [加える。]  
 [(7)・(8) 同左]

第二号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長  
 【提出日】 \_\_\_\_年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(7)

名称  
(所在地)

第一部 [略]  
第二部【企業情報】  
[第1～第3 略]  
第4【提出会社の状況】

1 [略]  
2【自己株式の取得等の状況】(4)  
【株式の種類等】(4)  
[1～(3) 略]

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(2)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[略]				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[略]				

[3・4 略]

[第5～第7 略]  
[第三部・第四部 略]  
(記載上の注意)

[(1)～(14) 略]

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

[a～d 略]

e 社債管理補助者を設置する場合には、「社債管理者の名称」の欄に社債管理補助者の氏名又は名称及び社債管理補助者である旨を記載すること。

f～h [略]

[(16)～(24) 略]

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合にお

【縦覧に供する場所】(7)

名称  
(所在地)

第一部 [同左]  
第二部【企業情報】  
[第1～第3 同左]  
第4【提出会社の状況】

1 [同左]  
2【自己株式の取得等の状況】(4)  
【株式の種類等】(4)  
[1～(3) 同左]

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(2)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[同左]				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[同左]				

[3・4 同左]

[第5～第7 同左]  
[第三部・第四部 同左]  
(記載上の注意)

[(1)～(14) 同左]

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

[a～d 同左]

[加える。]

e～g [同左]

[(16)～(24) 同左]

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合にお

ける当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について㉔ e 又は f の規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(i) 略]

(j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表規則第 43 条の 2 の 2 の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第 43 条の 3 第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第 2 条第 12 号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k) 自己資本利益率(親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第 43 条の 2 の 2 の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第 43 条の 3 第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第 2 条第 12 号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

[(l)~(q) 略]

b 提出会社の最近 5 事業年度(6 箇月を 1 事業年度とする会社にあつては、10 事業年度。f において同じ。)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

[(a)~(l) 略]

(m) 自己資本比率(純資産額から財務諸表等規則第 67 条の 2 の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(n) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第 67 条の 2 の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

[(o)~(u) 略]

[c~g 略]

[(㉔)~(㉚) 略]

(㉓) 経営上の重要な契約等

[a~c 略]

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社(以下 d 及び(67) e において「株式交換完全子会社等」という。)の株式 1 株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社(以下 d 及び(67) e において「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数その他の財産(株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社等となる会社の株式 1 株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [略]

[(㉔)~(㉚) 略]

(㉚) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

ける当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について㉔ e 又は f の規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(i) 同左]

(j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表規則第 43 条の 3 第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第 2 条第 12 号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k) 自己資本利益率(親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第 43 条の 3 第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第 2 条第 12 号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

[(l)~(q) 同左]

b 提出会社の最近 5 事業年度(6 箇月を 1 事業年度とする会社にあつては、10 事業年度。f において同じ。)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

[(a)~(l) 同左]

(m) 自己資本比率(純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(n) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

[(o)~(u) 同左]

[c~g 同左]

[(㉔)~(㉚) 同左]

(㉓) 経営上の重要な契約等

[a~c 同左]

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社(以下 d 及び(㉔) e において「株式交換完全子会社等」という。)の株式 1 株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社(以下 d 及び(㉔) e において「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数その他の財産(株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社となる会社の株式 1 株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [同左]

[(㉔)~(㉚) 同左]

(㉚) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第 199 条第 1 項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b [略]

(3) [略]

(4) コーポレート・ガバナンスの概要

a 提出会社が法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券（法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者（以下(4)から(6)までにおいて「上場会社等」という。）である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 a 及び(6) b において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第 2 条第 15 号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。b において同じ。）、会計参与、監査役若しくは会計監査人との間で同法第 427 条第 1 項に規定する契約（b において「責任限定契約」という。）を締結した場合、役員等（同法第 423 条第 1 項に規定する役員等をいう。以下 a において同じ。）との間で補償契約（同法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約をいう。以下 a 及び b において同じ。）を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（同法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下 a 及び b において同じ。）を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 及び第 3 号の 4 に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、責任限定契約、補償契約又は役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 及び第

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第 199 条第 1 項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b [同左]

(3) [同左]

(4) コーポレート・ガバナンスの概要

a 提出会社が法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券（法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者（以下(4)から(6)までにおいて「上場会社等」という。）である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 a 及び(6) b において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第 2 条第 15 号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。b において同じ。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で同法第 427 条第 1 項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合には、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第 427 条第 1 項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合には、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じて

3号の4に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。)を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

[c～h 略]

(55) [略]

(56) 監査の状況

[a～c 略]

d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

[(a)～(e) 略]

(f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

[i～iv 略]

v 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役又は監査役会が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

(57) 役員の報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下同において同じ。）について、次のとおり記載すること。

a 届出書提出日現在における提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下同において「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。また、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めている場合には、会社法施行規則第121条第6号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員等の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員等の報酬等について定款に定めている事項の内容及び当該事項を設けた日を記載すること。

b 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員（以下bにおいて「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等（会社法施行規則

いる場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

[c～h 同左]

(55) [同左]

(56) 監査の状況

[a～c 同左]

d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

[(a)～(e) 同左]

(f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

[i～iv 同左]

v 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役会が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

(57) 役員の報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下同において同じ。）について、次のとおり記載すること。

a 届出書提出日現在における提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下同において「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員等の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員等の報酬等について定款に定めている事項の内容を記載すること。

b 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員（以下bにおいて「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分をいう。

第 98 条の 5 第 3 号に規定する非金銭報酬等をいう。以下 b)において同じ。)及び退職慰労金等の区分をいう。以下 b)において同じ。)の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下 b)において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が 1 億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

- c) 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。また、株式会社が最近事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が最近事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容を記載すること。提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下 c)において「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。

〔㉞〕～〔㉟〕 略]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 \_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】 \_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

以下 b)において同じ。)の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下 b)において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が 1 億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。

- c) 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下 c)において「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。

〔㉞〕～〔㉟〕 同左]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 \_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】 \_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 [略]

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】(1)

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違（株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違）】

6 [略]

7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

第2 [略]

第3 【発行者（その関係者）と対象者との重要な契約（発行者（その関係者）と株式交付子会社との重要な契約）】

【第三部～第六部 略】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 公開買付け又は株式交付に関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)まで（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。）に準じて記載すること。

[(2)～(4) 略]

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務（支）局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 [同左]

第二部 【公開買付けに関する情報】(1)

第1 【公開買付けの概要】

1 【公開買付けの目的等】

2 【公開買付けの当事会社の概要】

3 【公開買付けに係る契約】

4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】

6 [同左]

7 【公開買付けに関する手続】

第2 [同左]

第3 【発行者（その関係者）と対象者との重要な契約】

【第三部～第六部 同左】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

[(2)～(4) 同左]

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務（支）局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 [略]

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】 (1)

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違（株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違）】

6 [略]

7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

第2 [略]

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

[第三部～第五部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 公開買付け又は株式交付に関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)まで（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。）に準じて記載すること。

(2) [略]

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 [同左]

第二部 【公開買付けに関する情報】 (1)

第1 【公開買付けの概要】

1 【公開買付けの目的等】

2 【公開買付けの当事会社の概要】

3 【公開買付けに係る契約】

4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】

6 [同左]

7 【公開買付けに関する手続】

第2 [同左]

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

[第三部～第五部 同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

(2) [同左]

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部 [略]

第二部 【企業情報】

[第1～第3 略]

第4 【提出会社の状況】

1 [略]

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_

[(1)～(3) 略]

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[略]				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[略]				

[3・4 略]

[第5～第7 略]

[第三部・第四部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

[(1)～(10) 略]

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の様式記載上の注意(18)hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(18)e又はfの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部 [同左]

第二部 【企業情報】

[第1～第3 同左]

第4 【提出会社の状況】

1 [同左]

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_

[(1)～(3) 同左]

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[同左]				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[同左]				

[3・4 同左]

[第5～第7 同左]

[第三部・第四部 同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

[(1)～(10) 同左]

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の様式記載上の注意(18)hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(18)e又はfの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結

財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(i) 略]

(j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(k) 自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

[(l)~(q) 略]

b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下bにおいて同じ。）（会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近2事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

[(a)~(l) 略]

(m) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(n) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

[(o)~(u) 略]

[(12)~(26) 略]

#### 第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(i) 同左]

(j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(k) 自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

[(l)~(q) 同左]

b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下bにおいて同じ。）（会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近2事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

[(a)~(l) 同左]

(m) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(n) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

[(o)~(u) 同左]

[(12)~(26) 同左]

#### 第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_



a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

〔a)～(k) 略〕

(l) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

〔(n)～(t) 略〕

〔b～d 略〕

〔(ウ)～(ヨ) 略〕

(34) 監査の状況

a 〔略〕

b 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

〔(a)～(d) 略〕

(e) 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

〔(35)～(38) 略〕

(40) 経営上の重要な契約等

〔a・b 略〕

c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下cにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下cにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

d 〔略〕

〔(41)～(54) 略〕

(55) 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

〔略〕

〔(56)～(58) 略〕

第二号の六様式

【表紙】

a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

〔a)～(k) 同左〕

(l) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

〔(n)～(t) 同左〕

〔b～d 同左〕

〔(ウ)～(ヨ) 同左〕

(34) 監査の状況

a 〔同左〕

b 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

〔(a)～(d) 同左〕

(e) 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役会（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

〔(35)～(38) 同左〕

(40) 経営上の重要な契約等

〔a・b 同左〕

c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下cにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

d 〔同左〕

〔(41)～(54) 同左〕

(55) 組織再編成対象会社情報

〔同左〕

〔(56)～(58) 同左〕

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の  
 種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地)

第一部 [略]

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

- 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】(1)
- 2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】(2)
- 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】(3)
- 4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】(4)
- 5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】(5)
- [6・7 略]
- 8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】(7)

第2 [略]

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】(9)

第三部 【企業情報】

[第1～第3 略]

第4 【提出会社の状況】

- 1 [略]
- 2 【自己株式の取得等の状況】  
 【株式の種類等】 \_\_\_\_\_  
 [(1)～(3) 略]
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の  
 種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地)

第一部 [同左]

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

- 1 【組織再編成(公開買付け)の目的等】(1)
- 2 【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】(2)
- 3 【組織再編成(公開買付け)に係る契約】(3)
- 4 【組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠】(4)
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】(5)
- [6・7 同左]
- 8 【組織再編成に関する手続(公開買付けに関する手続)】(7)

第2 [同左]

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】(9)

第三部 【企業情報】

[第1～第3 同左]

第4 【提出会社の状況】

- 1 [同左]
- 2 【自己株式の取得等の状況】  
 【株式の種類等】 \_\_\_\_\_  
 [(1)～(3) 同左]
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[略]				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[略]				

[3・4 略]

[第5～第7 略]

[第四部・第五部 略]

第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(10)

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①～④ 略

(2) [略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

(1) 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

a 組織再編成又は株式交付の目的（経営統合、関係会社化による経営参加等）及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成又は株式交付の後に、手続当事会社（当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社又は当該株式交付における株式交付子会社以外の会社をい）、これらの会社が提出会社以外の会社である場合には提出会社を含む。以下同じ。）の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、c又はdにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

b 組織再編成又は株式交付の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における手続対象会社（組織再編成対象会社又は株式交付子会社をいう。以下同じ。）と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、c又はdにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[同左]				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[同左]				

[3・4 同左]

[第5～第7 同左]

[第四部・第五部 同左]

第六部【組織再編成対象会社情報】(10)

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①～④ 同左

(2) [同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

(1) 組織再編成（公開買付け）の目的等

a 組織再編成の目的（経営統合、関係会社化による経営参加等）及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成後に、組織再編成当事会社（当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社をい）、当該会社が提出会社以外である場合には提出会社を含む。以下同じ。）の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。

b 組織再編成の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

[c・d 略]

(2) 組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要

a 手続当事会社が提出会社以外の会社（公開買付者である会社を除く。bにおいて同じ。）であつて、継続開示会社に該当しない場合には、当該手続当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。eにおいて同じ。）並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主5名を記載すること（eにおいて同じ。）。

b 手続当事会社が提出会社以外の会社であつて、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六部に準じて、当該手続当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 提出会社が手続当事会社である場合には、記載を要しない。

[d・e 略]

(3) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

a 組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。

b 組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容を記載すること。

c [略]

(4) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠

a 手続対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下a及びbにおいて「組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。

また、手続対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、cにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

b 手続当事会社が、組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、手続当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、手続対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）を記載すること。

c [略]

(5) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けによって発行（交付）される有価証券との相違）

[c・d 同左]

(2) 組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要

a 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であつて、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。eにおいて同じ。）並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主5名を記載すること（eにおいて同じ。）。

b 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であつて、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六部に準じて、当該組織再編成当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 提出会社が組織再編成当事会社である場合には、記載を要しない。

[d・e 同左]

(3) 組織再編成（公開買付け）に係る契約

a 組織再編成に係る契約の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。

b 組織再編成に係る契約の内容を記載すること。

c [同左]

(4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a 組織再編成対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下a及びbにおいて「組織再編成に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。

また、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。

b 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第32号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）を記載すること。

c [同左]

(5) 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けによって発行（交付）される有価証券との相違）

a 手続対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [略]

(5-2) 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付（公開買付けを実施しない場合に限る。）に関して本届出書を提出する場合には、記載を要しない。

b [略]

(6) [略]

(7) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

a 組織再編成又は株式交付に関する手続（組織再編成又は株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成又は株式交付に係る手続の方法、日程、手続対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成又は株式交付に係る行為に関して有する有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあつては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [略]

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意④ a(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同様式記載上の注意④ b(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第 129 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [略]

(9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、手続対象会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）と手続当事会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは

a 組織再編成対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [同左]

(5-2) 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、記載を要しない。

b [同左]

(6) [同左]

(7) 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）

a 組織再編成に関する手続（組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成に係る手続の方法、日程、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあつては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [同左]

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあつては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [同左]

(9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、組織再編成対象会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）と組織再編成当事会社（その関係会社を含む。組織再編成当事会社が提出会社でない場合には、提出会社及びその関係会社も含む。以下(9)にお

重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割若しくは新設分割が行われること又は手続当事会社が手続対象会社を株式交付子会社とする株式交付をすることが、手続当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意③に準じて記載すること（本届出書についての組織再編成に係る契約及び株式交付を除く。）。

b 手続対象会社と手続当事会社との間において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までにおいて、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

c [略]

**(10) 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報**

a 手続対象会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。  
 b 当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 略]

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [略]

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

- 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】
- 2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

いて同じ。)の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割が行われることが、組織再編成当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意③に準じて記載すること（組織再編成当事会社（組織再編成当事会社が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。）が組織再編成対象会社と締結する組織再編成に係る契約を除く。）。

b 組織再編成対象会社と組織再編成当事会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までにおいて、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

c [同左]

**(10) 組織再編成対象会社情報**

a 組織再編成対象会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。  
 b 当該届出書の提出日において既に提出されている組織再編成対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 同左]

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

- 1 【組織再編成(公開買付け)の目的等】
- 2 【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】

- 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】  
 4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】  
 5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】  
 [6・7 略]  
 8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

第2 〔略〕

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

第三部 【企業情報】

〔第1～第3 略〕

第4 【提出会社の状況】

1 〔略〕

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_

〔1～(3) 略〕

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
〔略〕				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
〔略〕				

[3・4 略]

〔第5～第7 略〕

第四部 〔略〕

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

〔①～④ 略〕

(2) 〔略〕

第六部 〔略〕

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報」及び「第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意（株式交付に際して本届出書を

- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】  
 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】  
 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

[6・7 同左]

8 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2 〔同左〕

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

第三部 【企業情報】

〔第1～第3 同左〕

第4 【提出会社の状況】

1 〔同左〕

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_

〔1～(3) 同左〕

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
〔同左〕				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
〔同左〕				

[3・4 同左]

〔第5～第7 同左〕

第四部 〔同左〕

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

〔①～④ 同左〕

(2) 〔同左〕

第六部 〔同左〕

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」及び「第五部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第二号の四様式の記載上の注意に

提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。)に、それ以外の項目については、第二号の四様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項  
 【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長  
 【提出日】 \_\_\_\_年 月 日  
 【事業年度】 第 期(自 \_\_\_\_年 月 日 至 \_\_\_\_年 月 日)  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

[第1～第3 略]

第4【提出会社の状況】

- 1 [略]
- 2【自己株式の取得等の状況】(28)  
 【株式の種類等】 \_\_\_\_\_(29)  
 [(1)～(3) 略]
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(33)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
[略]				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[略]				

[3・4 略]  
 [第5～第7 略]

準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項  
 【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長  
 【提出日】 \_\_\_\_年 月 日  
 【事業年度】 第 期(自 \_\_\_\_年 月 日 至 \_\_\_\_年 月 日)  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

[第1～第3 同左]

第4【提出会社の状況】

- 1 [同左]
- 2【自己株式の取得等の状況】(28)  
 【株式の種類等】 \_\_\_\_\_(29)  
 [(1)～(3) 同左]
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(33)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
[同左]				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[同左]				

[3・4 同左]  
 [第5～第7 同左]

第二部 [略]  
(記載上の注意)  
[略]

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7第 項

【提出先】

\_\_\_ 財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_ 年 月 日

【四半期会計期間】

第 期第 四半期(自 \_\_\_ 年 月 日  
至 \_\_\_ 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部・第二部 略]

(記載上の注意)

[(1)~(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（18hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は18iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算

第二部 [同左]  
(記載上の注意)  
[同左]

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7第 項

【提出先】

\_\_\_ 財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_ 年 月 日

【四半期会計期間】

第 期第 四半期(自 \_\_\_ 年 月 日  
至 \_\_\_ 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部・第二部 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(4) 同左]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（18hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は18iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算

書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

[(a)～(l) 略]

(m) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(n)～(q) 略]

b [略]

c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及び(d) bにおいて「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びdにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

[(a)～(n) 略]

(o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の2において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定によ

書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

[(a)～(l) 同左]

(m) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(n)～(q) 同左]

b [同左]

c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及び(d) bにおいて「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びdにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

[(a)～(n) 同左]

(o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

り掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

[(P)~(s) 略]

[d・e 略]

[(6)~(8) 略]

(9) 経営上の重要な契約等

[a~c 略]

d 当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [略]

[(10)~(11) 略]

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_年 月 日

【中間会計期間】

第 期中(自 \_\_\_年 月 日 至 \_\_\_年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
\_\_\_\_\_  
(所在地)

[第一部・第二部 略]

(記載上の注意)

[(1)~(4) 略]

[(P)~(s) 同左]

[d・e 同左]

[(6)~(8) 同左]

(9) 経営上の重要な契約等

[a~c 同左]

d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [同左]

[(10)~(11) 同左]

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_年 月 日

【中間会計期間】

第 期中(自 \_\_\_年 月 日 至 \_\_\_年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
\_\_\_\_\_  
(所在地)

[第一部・第二部 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(4) 同左]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準より中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

[(a)~(m) 略]

(n) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の2の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、中間連結財務諸表規則第45条の3において準用する連結財務諸表規則第43条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

[(o)~(s) 略]

b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

[(a)~(o) 略]

(p) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

[(q)~(u) 略]

c [略]

[(6)~(11) 略]

(12) 経営上の重要な契約等

[a~c 略]

d 当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会

(5) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準より中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

[(a)~(m) 同左]

(n) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

[(o)~(s) 同左]

b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

[(a)~(o) 同左]

(p) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

[(q)~(u) 同左]

c [同左]

[(6)~(11) 同左]

(12) 経営上の重要な契約等

[a~c 同左]

d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全



[(6)~(11) 略]

12) 経営上の重要な契約等

[a~c 略]

d 当中間会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [略]

[(13)~(20) 略]

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [略]

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

- 1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】
- 2【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

[(6)~(11) 同左]

12) 経営上の重要な契約等

[a~c 同左]

d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [同左]

[(13)~(20) 同左]

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 1【組織再編成（公開買付け）の目的等】
- 2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

- 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】
- 4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】  
[6・7 略]
- 8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

第2 [略]

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

[第三部～第五部 略]

第六部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。）に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録追補書類 \_\_\_\_\_

【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1) \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】(2) \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】(3) \_\_\_\_\_

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日

- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】
- 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】  
[6・7 同左]
- 8 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2 [同左]

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

[第三部～第五部 同左]

第六部 【組織再編成対象会社情報】

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録追補書類 \_\_\_\_\_

【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1) \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】(2) \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】(3) \_\_\_\_\_

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日

発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	

【これまでの募集 (売出) 実績】(4)  
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集 (売出) 金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			減額総額 (円)	

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集 (売出) 金額 (円)	償還年月日	償還金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5) \_\_\_\_\_ 名称 \_\_\_\_\_ (所在地)

第一部 [略]

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】(6)

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

- 1 【公開買付け又は株式交付の目的等】
- 2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】
- 3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】
- 4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行 (交付) される有価証券との相違 (株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行 (交付) される有価証券との相違)】
- 6 [略]

発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	

【これまでの募集 (売出) 実績】(4)  
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集 (売出) 金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			減額総額 (円)	

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円  
(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集 (売出) 金額 (円)	償還年月日	償還金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5) \_\_\_\_\_ 名称 \_\_\_\_\_ (所在地)

第一部 [同左]

第二部 【公開買付けに関する情報】(6)

第1 【公開買付けの概要】

- 1 【公開買付けの目的等】
- 2 【公開買付けの当事会社の概要】
- 3 【公開買付けに係る契約】
- 4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行 (交付) される有価証券との相違】

6 [同左]

7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

第2 〔略〕

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

〔第三部・第四部 略〕

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

〔(1)～(5) 略〕

(6) 公開買付け又は株式交付に関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)まで（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。）に準じて記載すること。

〔(7)・(8) 略〕

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】 自己株券買付状況報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項  
 【提出先】 財務（支）局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【報告期間】 自 年 月 日 至 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

株式の種類 \_\_\_\_\_

1 〔略〕

2 【処理状況】 \_\_\_\_\_ 年 月 日現在

区分	報告月における処分株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
〔略〕		
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転	(移転日)	

7 【公開買付けに関する手続】

第2 〔同左〕

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

〔第三部・第四部 同左〕

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

〔(1)～(5) 同左〕

(6) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

〔(7)・(8) 同左〕

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】 自己株券買付状況報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項  
 【提出先】 財務（支）局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【報告期間】 自 年 月 日 至 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

株式の種類 \_\_\_\_\_

1 〔同左〕

2 【処理状況】 \_\_\_\_\_ 年 月 日現在

区分	報告月における処分株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
〔同左〕		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取	(移転日)	

を行った取得自己株式	月 日 月 日 月 日		得自己株式	月 日 月 日 月 日	
[略]			[同左]		
3 [略] (記載上の注意) [1・2 略] 3 「処理状況」 [(1)・(2) 略] (3) 「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」欄には、合併、株式交換、株式交付又は会社分割により報告月中に移転したものの総数及び処分価額の総額を、移転日ごとに記載すること。 (4) [略] 4 [略]			3 [同左] (記載上の注意) [1・2 同左] 3 「処理状況」 [(1)・(2) 同左] (3) 「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」欄には、合併、株式交換又は会社分割により報告月中に移転したものの総数及び処分価額の総額を、移転日ごとに記載すること。 (4) [同左] 4 [同左]		
備考 表中の [ ] の記載は、本報告書の「重要事項」欄に記載された事項を指し、本報告書に記載しない。					

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第三章の二 略」</p> <p>第四章 連結株主資本等変動計算書</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）</p> <p>第三節の二 株式引受権（第七十四条の二）</p> <p>「第四節～第七節 略」</p> <p>「第五章～第八章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一～二十 略」</p> <p>二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。</p> <p>「二十二～六十 略」</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章の二 同上」</p> <p>第四章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）</p> <p>「第四節～第七節 同上」</p> <p>「第五章～第八章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一～二十 同上」</p> <p>二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）をいう。</p> <p>「二十二～六十 同上」</p>

(純資産の分類)

第四十二条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

(株式引受権の表示)

第四十三条の二の二 株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 「略」

第三節の二 株式引受権

第七十四条の二 株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当連結会計年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

(純資産の分類)

第四十二条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

「条を加える。」

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 「同上」

「節を加える。」

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 「略」

2 「略」

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当連結会計年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

[4・5 略]

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 「同上」

2 「同上」

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、連結会計年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

[4・5 同上]

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日)	当連結会計年度 ( 年 月 日)
--	---------------------	---------------------

[略]

純資産の部

[略]

その他の包括利益累計額

[略]

その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××

[略]

[略]

[略]

様式第六号

【連結株主資本等変動計算表】

前連結会計年度(自 年 月 日至 年 月 日)

(単位： 円)

	株主資本				その他の包括利益累計額							株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計					
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動															
新株の発行	×××	×××			×××										×××
剰余金の配当			△×××		△×××										△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××										×××
自己株式の処分				×××	×××										×××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日)	当連結会計年度 ( 年 月 日)
--	---------------------	---------------------

[同左]

純資産の部

[同左]

その他の包括利益累計額

[同左]

その他の包括利益累計額合計	×××	×××
---------------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

様式第六号

【連結株主資本等変動計算表】

前連結会計年度(自 年 月 日至 年 月 日)

(単位： 円)

	株主資本				その他の包括利益累計額							株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計					
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動															
新株の発行	×××	×××			×××										×××
剰余金の配当			△×××		△×××										△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××										×××
自己株式の処分				×××	×××										×××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当連結会計年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

	(単位：円)															
	株主資本				その他の包括利益累計額							株式引当	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ差額	土地再評価差額	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計					
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動額																
新株の発行	×××	×××			×××											×××
剰余金の配当			△×××		△×××											△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××											×××
自己株式の処分				×××	×××											×××
.....																×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
5. 遡及適用及び修正再表示（以下、において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加算することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

当連結会計年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

	(単位：円)															
	株主資本				その他の包括利益累計額							新株予約権	非支配株主持分	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計					
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末変動額																
新株の発行	×××	×××			×××											×××
剰余金の配当			△×××		△×××											△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××											×××
自己株式の処分				×××	×××											×××
.....																×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
5. 遡及適用及び修正再表示（以下、において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加算することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記による。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第六条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 略</p> <p>第四章 中間株主資本等変動計算書</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条）</p> <p>第三節の二 株式引受権（第六十三条の二）</p> <p>〔第四節〕第六節 略</p> <p>〔第五章〕第七章 略</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第三十二条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>（株式引受権の表示）</p> <p>第三十六条の二の四 財務諸表等規則第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。</p> <p>（新株予約権の表示）</p> <p>第三十六条の二の五 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 同上</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条）</p> <p>〔第四節〕第六節 同上</p> <p>〔第五章〕第七章 同上</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第三十二条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>（新株予約権の表示）</p> <p>第三十六条の二の四 〔同上〕</p>

(中間株主資本等変動計算書の区分表示)

第五十九条 中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 「略」

第三節の二 株式引受権

第六十三条の二 株式引受権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

(中間株主資本等変動計算書の区分表示)

第五十九条 中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 「同上」

「節を加える。」



当中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

	(単位：円)															
	株主資本											株式引当	新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金				評価・換算差額等合計	受取預金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計				
当期中首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末変動額																
新株の発行	×××	×××		×××												×××
剰余金の配当				×××		△×××	△×××		△×××							△×××
中間剰余金						×××	×××		×××							×××
自己株式の処分							×××	×××								×××
.....																×××
株主資本以外の項目の当中間期末変動額(純額)									×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末変動額合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各会計欄の記載は省略することができる。
6. 遡及適用及び修正再表示（以下6.において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前中間会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

当中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

	(単位：円)															
	株主資本											株式引当	新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金				評価・換算差額等合計	受取預金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計				
当期中首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末変動額																
新株の発行	×××	×××		×××												×××
剰余金の配当				×××		△×××	△×××		△×××							△×××
中間剰余金						×××	×××		×××							×××
自己株式の処分							×××	×××								×××
.....																×××
株主資本以外の項目の当中間期末変動額(純額)									×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末変動額合計	×××	×××	-	×××	×××	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各会計欄の記載は省略することができる。
6. 遡及適用及び修正再表示（以下6.において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前中間会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

(銀行法施行規則の一部改正)

第七条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 廃業及び解散（第二十五条―第二十七条の二）</p> <p>「第七章・第七章の二 略」</p> <p>第八章 株主</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四の二）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十四の三―第三十四条の二十三の二）</p> <p>「第三款～第五款 略」</p> <p>「第八章の二～第九章 略」</p> <p>附則</p> <p>（総資産の額等）</p> <p>第一条の三の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 廃業及び解散（第二十五条―第二十七条）</p> <p>「第七章・第七章の二 同上」</p> <p>第八章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 「同上」</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十四の二―第三十四条の二十三の二）</p> <p>「第三款～第五款 同上」</p> <p>「第八章の二～第九章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（総資産の額等）</p> <p>第一条の三の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年</p>

度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、株式交付、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

〔2・3 略〕

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第七条の二 法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（銀行の子会社の範囲等）  
第十七条の三 〔略〕

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〕十四の二 略〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに  
関し仲介を行う業務

〔十五〕三十九 略〕

度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

（銀行の子会社の範囲等）  
第十七条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕十四の二 同上〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を  
行う業務

〔十五〕三十九 同上〕

〔3〕9 略〕

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)  
第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等(法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社(以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

〔イ〕ハ 略〕

二|| 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〕六 略〕

〔2〕6 略〕

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請

〔3〕9 同上〕

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)  
第十七条の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〕六 同上〕

〔2〕6 同上〕

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請

等)

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

二|| 株式交付により当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三〜六 略」

「2〜5 略」

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十七条の二 法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつ

等)

第十七条の五の二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三〜六 同上」

「2〜5 同上」

「条を加える。」

て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第三十四条の十四の三 [略]

(銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第三十四条の十四の四 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 [略]

二 当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

〔三〇十七 略〕

第三十四条の十四の五〔第三十四条の十四の七〕 [略]

〔条を加える。〕

(銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第三十四条の十四の二 [同上]

(銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第三十四条の十四の三 [同上]

一 [同上]

二 当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

〔三〇十七 同上〕

第三十四条の十四の四〔第三十四条の十四の六〕 [同上]

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)  
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等でない、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この節及び第三十五条第三項において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

「イ」ハ 略」

二〥 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三」六 略」

「2」6 略」

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくは

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)  
第三十四条の十九 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三」六 同上」

「2」6 同上」

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第三十四条の十九の二 「同上」

その子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 株式交付により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三〇六 略」

「二〇五 略」

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

「三〇六 同上」

「二〇五 同上」

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五 「同上」

第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を株特定子会社（同条第一項に規定する株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

ニ 株式交付により特例子会社対象会社を株特定子会社とする

場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三〜五 略」

「2〜4 略」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三〜五 同上」

「2〜4 同上」

第 期（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告

（記載上の注意）

[1・2 略]

3 この様式中の表及び各項目の「（記載上の注意）」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5～7 [略]

1 当行の現況に関する事項

(1) [略]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
経常利益 (又は経常損失)				
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

（記載上の注意）

[1～8 略]

第 期（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告

（記載上の注意）

[1・2 同左]

[加える。]

[加える。]

3～5 [同左]

1 当行の現況に関する事項

(1) [同左]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

（記載上の注意）

[1～8 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
経常利益 (又は経常損失)				
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～8 略]

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

	当年度末
使用人数	人
平均年齢	年月
平均勤続年数	年月
平均給与月額	千円

	当年度末	
	〇〇部門	△△部門
使用人数	人	人

(記載上の注意)

[1・2 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～8 同左]

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

	当年度末	前年度末
使用人数	人	人
平均年齢	年月	年月
平均勤続年数	年月	年月
平均給与月額	千円	千円

	当年度末		前年度末	
	〇〇部門	△△部門	〇〇部門	△△部門
使用人数	人	人	人	人

(記載上の注意)

[1・2 同左]

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末	
	銀行業	・・・事業
使用人数	人	人

(記載上の注意)

[1~3 略]

(4) 営業所等の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所 ( )
	( )
	( )
	( )
国 内 計	( )
	( )
	( )
海 外 計	( )
合 計	( )

ロ 当年度新設営業所

[表略]

(記載上の注意)

- [略]
- 「営業所数」については、適宜地区別に区分して記載すること。  
[3・4 略]  
[ハ・ニ 略]

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行業	・・・事業	銀行業	・・・事業
使用人数	人	人	人	人

(記載上の注意)

[1~3 同左]

(4) 営業所等の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所 ( )	店 うち出張所 ( )
	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
国 内 計	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
海 外 計	( )	( )
合 計	( )	( )

ロ 当年度新設営業所

[同左]

(記載上の注意)

- [同左]
- 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。  
[3・4 同左]  
[ハ・ニ 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

[イ・ロ 略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
  - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)

[②・③ 略]

(5) [略]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

[企業集団の状況について記載する場合]

[イ・ロ 同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
  - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)

[②・③ 同左]

(5) [同左]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

1 [略]

2 銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。

3 [略]

(7) 事業譲渡等の状況

[表略]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 略]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

4 [略]

(8) [略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[削る。]

8 [略]

(記載上の注意)

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

(7) 事業譲渡等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

4 [同左]

(8) [同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第 98 条の 5 第 3 号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。

3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。

- ① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標（会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績指標をいう。以下同じ。）の内容及び当該業績指標を選定した理由
- ② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
- ③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績

4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。

5 報酬以外の金額（非金銭報酬等を除く）については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

6 [略]

7 会社役員に対する報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。

[加える。]

[加える。]

3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

4 [同左]

5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

9 会社法第 361 条第 7 項の方針又は同法第 409 条第 1 項の方針を定めているときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法第 404 条第 2 項第 1 号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（9 に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

### (3) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当

6 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

### (3) 責任限定契約

[同左]

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当

該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

④ 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

[加える。]

2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- ② 当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。
  - 2 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。
- 3 社外役員に関する事項  
(記載上の注意)  
[略]  
(1) [略]  
(2) 社外役員の主な活動状況  
[表略]

[加える。]

- 3 社外役員に関する事項  
(記載上の注意)  
[同左]  
(1) [同左]  
(2) 社外役員の主な活動状況  
[同左]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行つた職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

(3) 社外役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [略]

(4) [略]

4 当行の株式に関する事項

[(1)～(3) 略]

④ 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。）		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

(3) 社外役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [同左]

(4) [同左]

4 当行の株式に関する事項

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

(記載上の注意)

当該事業年度中に銀行の会社役員（当該事業年度に会社役員であつた者を含む。）に対して当行が交付した当行の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等  
[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

- (2) [略]

6 会計監査人に関する事項

- (1) [略]
- (2) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等  
[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

- (2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

- (1) [同左]
- (2) 責任限定契約

[同左]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

③ 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計監査人は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

[加える。]

② 当該事業年度において、銀行が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(4) [略]

[7~10 略]

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(3) [同左]

[7~10 同左]

11 会計参与に関する事項

[加える。]

[同左]

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

[加える。]


(記載上の注意)

- 1 会計参与は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
  - ② 当該事業年度において、銀行が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12 [略]

別紙様式第 9 号の 2（第 20 条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告

(記載上の注意)

[ 1・2 略]

3 この様式中の表及び各項目の「(記載上の注意)」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくて差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項

12 [同左]

別紙様式第 9 号の 2（第 20 条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告

(記載上の注意)

[ 1・2 同左]

[加える。]

[加える。]

目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5～7 [略]

1 当行の現況に関する事項

(1) [略]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
経常利益 (又は経常損失)				
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～9 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
経常利益 (又は経常損失)				

3～5 [同左]

1 当行の現況に関する事項

(1) [同左]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～9 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円

当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1~9 略]

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

	当 年 度 末
使用人数	人
平均年齢	年 月
平均勤続年数	年 月
平均給与月額	千円

	当 年 度 末	
	〇〇部門	△△部門
使用人数	人	人

(記載上の注意)

[1・2 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

	当 年 度 末	
	銀行業	・・・事業
使用人数	人	人

(記載上の注意)

[1~3 略]

(4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所 ( )

当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1~9 同左]

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	人	人
平均年齢	年 月	年 月
平均勤続年数	年 月	年 月
平均給与月額	千円	千円

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	〇〇部門	△△部門	〇〇部門	△△部門
使用人数	人	人	人	人

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行業	・・・事業	銀行業	・・・事業
使用人数	人	人	人	人

(記載上の注意)

[1~3 同左]

(4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所 ( )	店 うち出張所 ( )

	( )
	( )
	( )
国内計	( )
	( )
	( )
	( )
海外計	( )
合計	( )

ロ 当年度新設営業所

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 「営業所数」については、適宜地区別に区分して記載すること。

[3・4 略]

[ハ・ニ 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

[イ・ロ 略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
  - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)

[②・③ 略]

(5) [略]

	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
国内計	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
海外計	( )	( )
合計	( )	( )

ロ 当年度新設営業所

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。

[3・4 同左]

[ハ・ニ 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

[イ・ロ 同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
  - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)

[②・③ 同左]

(5) [同左]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。
- 3 [略]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 [同左]  
[加える。]
- 2 [同左]

(7) 事業譲渡等の状況

[表略]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 略]

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

4 [略]

(8) [略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[削る。]

8 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

- 2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規

(7) 事業譲渡等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

4 [同左]

(8) [同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

- 8 事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

- 2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則

定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。)又は非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。)を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。)及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

- 3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。
- ① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績指標をいう。以下同じ。)の内容及び当該業績指標を選定した理由
  - ② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
  - ③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績
- 4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。
- 5 報酬以外の金額(非金銭報酬等を除く)については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 6 [略]
- 7 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。
- 8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 9 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めるときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社

第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

[加える。]

[加える。]

- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 [同左]
- 5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。
- 6 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めるときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない

にあつては、会社法第 404 条第 2 項第 1 号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員（取締役）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（9 に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

(3) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員（取締役）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員（取締役）の氏名	補償契約の内容の概要
--------------	------------

銀行については、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

(3) 責任限定契約

[同左]

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員（取締役）の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

[加える。]


(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨
  - ② 当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して補償契約に基

づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。
- 2 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。  
[①・② 略]
- ③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすこと

[加える。]

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

が期待される役割に関して行つた職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

(3) 社外役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [略]

(4) [略]

4 当行の株式に関する事項

[(1)～(3) 略]

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。）		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

当該事業年度中に銀行の会社役員（当該事業年度に会社役員であつた者を含む。）に対して当行が交付した当行の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の

(3) 社外役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [同左]

(4) [同左]

4 当行の株式に関する事項

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。)がある場合には、株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等  
[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等  
限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引  
換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭  
の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

③ 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は 名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等  
[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第  
2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り  
記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

[同左]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

[加える。]

- 1 銀行が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計監査人は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
  - ② 当該事業年度において、銀行が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(4) [略]

[7~10 略]

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

[表略]

(3) [同左]

[7~10 同左]

11 会計参与に関する事項

[加える。]

[同左]

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

② 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計参与は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載する

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を

[加える。]

こと。

- ① 補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- ② 当該事業年度において、銀行が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12 [略]

別紙様式第 14 号（第 34 条の 28 第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告

（記載上の注意）

[ 1・2 略]

3 この様式中の表及び各項目の「（記載上の注意）」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5～7 [略]

1 当社の現況に関する事項

(1) [略]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合] (単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				

12 [同左]

別紙様式第 14 号（第 34 条の 28 第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告

（記載上の注意）

[ 1・2 同左]

[加える。]

[加える。]

3～5 [同左]

1 当社の現況に関する事項

(1) [同左]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合] (単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				

当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況 (単位: 百万円)

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

ロ 当社の財産及び損益の状況 (単位: 百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

(3) 使用人の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

使用人数	人
平均年齢	年 月
平均勤続年数	年 月
平均給与月額	千円

(記載上の注意)

[略]

[企業集団の状況について記載する場合]

	当 年 度 末	
	銀行業	・・・事業
使用人数	人	人

当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況 (単位: 億円)

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

ロ 当社の財産及び損益の状況 (単位: 億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

(3) 使用人の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

使用人数	人	人
平均年齢	年 月	年 月
平均勤続年数	年 月	年 月
平均給与月額	千円	千円

(記載上の注意)

[同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行業	・・・事業	銀行業	・・・事業
使用人数	人	人	人	人

(記載上の注意)

[1~3 略]

[4)・(5) 略]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
			百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
			百万円	%	

(記載上の注意)

1 [略]

2 銀行持株会社と親会社との間に銀行持株会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。

3 [略]

(7) [略]

(記載上の注意)

[1~3 同左]

[4)・(5) 同左]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

(7) [同左]

(8) 事業譲渡等の状況

[表略]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 略]

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

4 [略]

(9) [略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[削る。]

8 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

- 2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額

(8) 事業譲渡等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

4 [同左]

(9) [同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

- 8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

- 2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額

（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第 98 条の 5 第 3 号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。

3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。

- ① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標（会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績指標をいう。以下同じ。）の内容及び当該業績指標を選定した理由
- ② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
- ③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績

4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。

5 報酬以外の金額（非金銭報酬等を除く）については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

6 [略]

7 会社役員に対する報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

9 会社法第 361 条第 7 項の方針又は同法第 409 条第 1 項の方針を定めるときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年

及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。

[加える。]

[加える。]

3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

4 [同左]

5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

6 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

7 各会社役員に対する報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めるときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載するこ

度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法第404条第2項第1号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（9に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行持株会社については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

### (3) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

と。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行持株会社については、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

### (3) 責任限定契約

[同左]

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

4 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項

[加える。]

第1号に掲げる費用を補償した銀行持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

② 当該事業年度において、銀行持株会社が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行持株会社が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。
- 2 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である銀行持株会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[略]

- (1) [略]
- (2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載す

[加える。]

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

- (1) [同左]
- (2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]

ること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

(3) 社外役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [略]

(4) [略]

4 当社の株式に関する事項

[(1)～(3) 略]

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。）		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

当該事業年度中に銀行持株会社の会社役員（当該事業年度に会社役員であ

[①・② 同左]

[加える。]

(3) 社外役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [同左]

(4) [同左]

4 当社の株式に関する事項

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

つた者を含む。) に対して当社が交付した当社の株式(職務執行の対価として交付したものに限り、当社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した当社の株式を含む。)がある場合には、株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等  
[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 新株予約権等は、銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行持株会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行持株会社との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は 名称
------------------

補償契約の内容の概要
------------

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等  
[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

[同左]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行持株会社との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

[加える。]


(記載上の注意)

- 1 銀行持株会社が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は 名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計監査人は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行持株会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反した事又は責任を負うことを知つたときは、その旨
  - ② 当該事業年度において、銀行持株会社が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(4) [略]

(3) [同左]

[7～10 略]

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行持株会社が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

[7～10 同左]

11 会計参与に関する事項

[加える。]

[同左]

(記載上の注意)

会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

[加える。]

- 1 会計参与は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
  - ② 当該事業年度において、銀行持株会社が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12 [略]

12 [同左]

備考 表の [ ] の記載は出題により。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第八条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。)第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 当該株式会社が子会社等(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。)第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二、第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第三項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の三第三号、第二十五条の二の五から第二十五条の二の十六まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。)第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書面</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 当該株式会社が子会社等(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。)第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二、第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第三項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。)第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書面</p>

「イ」ホ 略

四 「略」

〔2・3 略〕

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第四条の二の五 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が第四条の二第二号に規定する外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一・二 略〕

三 所屬外国銀行及び当該所屬外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所屬外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、長期信用銀行に対し、銀行法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ 所屬外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の四第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下「株式等」という。）を保有している者

「イ」ホ 同上

四 「同上」

〔2・3 同上〕

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第四条の二の五 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 所屬外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の三第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下「株式等」という。）を保有している者

〔ロ〕二 略〕

〔3〕5 略〕

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 〔略〕

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〕十四の二 略〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに  
関し仲介を行う業務

〔十五〕三十九 略〕

〔3〕9 略〕

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第

九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔ロ〕二 同上〕

〔3〕5 同上〕

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕十四の二 同上〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

〔十五〕三十九 同上〕

〔3〕9 同上〕

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四条の七 〔同上〕

一 「略」

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

二|| 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、

次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三〜六 略」

「2〜6 略」

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第四条の八 長期信用銀行は、当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三〜六 同上」

「2〜6 同上」

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第四条の八 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

二 株式交付により当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算

して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇六 略〕

〔二〇五 略〕

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書（以下この項及び第二十五条の二の十八において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を

〔号の細分を加える。〕

〔三〇六 同上〕

〔二〇五 同上〕

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書（以下この項及び第二十五条の二の十七において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

2 〔同上〕

一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を

除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二の十七第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十七第二項第一号において同じ。)を經過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を經過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を經過した日前である場合にあっては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を經過した日)のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十七第二項第二号及び第三号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を經過した日

三 「略」

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等(同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一

除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十六第二項第一号において同じ。)を經過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を經過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を經過した日前である場合にあっては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を經過した日)のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を經過した日

三 「同上」

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 「同上」

項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

「イ」ハ 略」

ニ 株式交付により長期信用銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三」六 略」

「2」6 略」

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三」六 同上」

「2」6 同上」

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二 「同上」

得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 「略」

ロ 株式交換により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕〔3〕 略

ハ 株式交付により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〕六 略

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 株式交換により、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕〔3〕 同上

〔号の細分を加える。〕

〔三〕六 同上

〔2〕5 略〕

（特例子会社対象会社を株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を株特定子会社（同条第一項に規定する株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

〔イ〕ハ 略〕

二 株式交付により特例子会社対象会社を株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〕五 略〕

〔2〕4 略〕

〔2〕5 同上〕

（特例子会社対象会社を株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〕五 同上〕

〔2〕4 同上〕

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 「略」

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者(当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。)それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団(同項第三号に規定する会社等集団をいう。)に属する会社等、当該者の合算議決権数(同項第五号に規定する合算議決権数をいう。)を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者(同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の十八において同じ。)、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第五条の十三 「同上」

一 「同上」

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者(当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。)それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団(同項第三号に規定する会社等集団をいう。)に属する会社等、当該者の合算議決権数(同項第五号に規定する合算議決権数をいう。)を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者(同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の十七において同じ。)、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第八条の二 銀行法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 「略」

2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等(同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十七第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ)を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 略」

3 「略」

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十五条の二 銀行法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない

「条を加える。」

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 「同上」

2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等(同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十五第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ)を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 同上」

3 「同上」

「条を加える。」

者とする。

第二十五条の二の二と第二十五条の二の九 [略]

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第二十五条の二の十 外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五条の二の七第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二の十一と第二十五条の二の二十 [略]

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十五条の二の二十一 銀行法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第二十五条の二の二十二 [略]

(長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社

第二十五条の二と第二十五条の二の八 [同上]

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第二十五条の二の九 外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五条の二の六第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二の十と第二十五条の二の十九 [同上]

[条を加える。]

(長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第二十五条の二の二十 [同上]

(長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社

の業務)

第二十五条の二の二十三 銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 〔略〕

二 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

〔三〇七 略〕

第二十五条の二の二十四〇第二十五条の二の二十七 〔略〕

(届出事項)

第二十六条 〔略〕

2 〔略〕

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇九 略〕

十 第二十五条の二の二十七第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいづれかに該当する者(子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合(新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の

の業務)

第二十五条の二の二十一 〔同上〕

一 〔同上〕

二 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

〔三〇七 同上〕

第二十五条の二の二十二〇第二十五条の二の二十五 〔同上〕

(届出事項)

第二十六条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

十 第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいづれかに該当する者(子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合(新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の

<p>四第六項の規定による認可に伴い長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。</p> <p>〔十一〕二十四 略〕</p> <p>〔4〕10 略〕</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十四各号に掲げる行為</p> <p>七 〔略〕</p>	<p>四第六項の規定による認可に伴い長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。</p> <p>〔十一〕二十四 同上〕</p> <p>〔4〕10 同上〕</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上〕</p> <p>六 外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十三各号に掲げる行為</p> <p>七 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第九条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約)</p> <p><u>第三十八条の三</u> 法第三十九条の五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する金庫を含む保険契約であつて、当該金庫がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該金庫に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの</p> <p>二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの</p> <p>(役員等の責任を追及する訴えの提起の請求方法)</p> <p><u>第三十九条</u> 法第三十九条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>(役員等の責任を追及する訴えの提起の請求方法)</p> <p><u>第三十九条</u> 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p>

〔一・二 略〕

(役員等の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十条 法第三十九条の六において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

〔一～三 略〕

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

〔一～十四の二 略〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに  
関し仲介を行う業務

〔十五～三十九 略〕

〔6～13 略〕

〔一・二 同上〕

(役員等の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

〔一～三 同上〕

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 〔同上〕

〔一～十四の二 同上〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を  
行う業務

〔十五～三十九 同上〕

〔6～13 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

必 出 経

別紙様式第7号（第38条第1項関係）

信 託 業 務 報 告 書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

（単位：百万円）

区 分	指 定 金 銭 信 託		特 定 金 銭 信 託	金 銭 投 資 基 金 信 託	年 金 信 託				年 金 投 資 基 金 信 託	
	合 同 運 用	単 独 運 用			厚 生 年 金 基 金 信 託	国 民 年 金 基 金 信 託	規 約 型 企 業 年 金 信 託	基 金 型 企 業 年 金 信 託	貸 付 金 口	株 式 口
元 本										
売 渡 手 形 等										
収 益										
仮 受 金										
そ の 他										
債 権 償 却 準 備										

必 出 経

別紙様式第7号（第38条第1項関係）

信 託 業 務 報 告 書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

1. 各種信託の残高

（単位：百万円）

区 分	指 定 金 銭 信 託		特 定 金 銭 信 託	金 銭 投 資 基 金 信 託	年 金 信 託						年 金 投 資 基 金 信 託	
	合 同 運 用	単 独 運 用			適 格 退 年 信 託	厚 生 年 金 基 金 信 託	国 民 年 金 基 金 信 託	規 約 型 企 業 年 金 信 託	基 金 型 企 業 年 金 信 託	貸 付 金 口	株 式 口	
元 本												
売 渡 手 形 等												
収 益												
仮 受 金												
そ の 他												
債 権 償 却 準 備												



(記載上の注意)

[1・2 略]

3 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資信託	年金信託				年金投資信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金信託	国民年金信託	規型企業年金信託	約型企業年金信託	基金年金信託	貸付金
貸出金										
有価証券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
暗号資産										
金銭債権										
有形固定資産										
無形固定資産										
その他債権										
買入手形										
コールローン										
銀行勘定貸										
現金預け金										
その他										
資産合計										

(単位：百万円)

区分	財産形成給付信託		財産形成投資	貸付信託			投資信託のうちみなす投資信託	金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金信託		収益分配型	収益満期	収益運用口		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資信託	年金信託				年金投資信託	
	合同運用	単独運用			適格退職年金信託	厚生年金信託	国民年金信託	規型企業年金信託	約型企業年金信託	基金年金信託
貸出金										
有価証券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
金銭債権										
有形固定資産										
無形固定資産										
その他債権										
買入手形										
コールローン										
銀行勘定貸										
現金預け金										
その他										
資産合計										

(単位：百万円)

区分	財産形成給付信託		財産形成投資	貸付信託			投資信託のうちみなす投資信託	金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金信託		収益分配型	収益満期	収益運用口		

			基金 信託		受取 型				
[略]									
信託受益権									
暗号資産									
[略]									
資産合計									

(単位：百万円)

区 分	有価証券の 信託		暗号資産等 及び電子記 録移転有価 証券表示権 利等の信託		金 銭 債 権 の 信 託	動 産 信 託	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	地 上 の 地 権 信 託	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管 理 信 託	運 用 信 託	管 理 信 託	運 用 信 託								
貸出金												
有価証券												
投資信託外国 投資												
信託受益権												
暗号資産												
金銭債権												
有形固定資産												
無形固定資産												
その他債権												
買入手形												
コールローン												
銀行勘定貸												
現金預け金												
その他												
資産合計												

(記載上の注意)

3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着

			基金 信託		受取 型				
[同左]									
信託受益権									
[項を加える。]									
[同左]									
資産合計									

(単位：百万円)

区 分	有 価 証 券 の 信 託		金 銭 債 権 の 信 託	動 産 の 信 託	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	地 上 権 の 信 託	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管 理 信 託	運 用 信 託								
貸出金										
有価証券										
投資信託外国 投資										
信託受益権										
金銭債権										
有形固定資産										
無形固定資産										
その他債権										
買入手形										
コールローン										
銀行勘定貸										
現金預け金										
その他										
資産合計										

(記載上の注意) 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

[3.・4. 略]

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元 本 の 補 て ん 等 の 有 無			計	運用財産 の 種 類
		元本の補 てんのある 信託	利益の補 足のある 信託	元本の補て ん及び利益 の補足のある 信託		
[略]						
年 金 信 託	厚生年金基金 信託					
	国民年金基金 信託					
	規約型企業 年金信託					
	基金型企業 年金信託					
[略]						
計						—
(うち二重信託を除いた計 数)	—	( )	( )	( )	( )	—

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	

[3.・4. 同左]

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元 本 の 補 て ん 等 の 有 無			計	運用財産 の 種 類
		元本の補 てんのある 信託	利益の補 足のある 信託	元本の補て ん及び利益 の補足のある 信託		
[同左]						
年 金 信 託	適格退職年金 信託					
	厚生年金基金 信託					
	国民年金基金 信託					
	規約型企業 年金信託					
	基金型企業 年金信託					
[同左]						
計						—
(うち二重信託を除いた計 数)	—	( )	( )	( )	( )	—

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	

社 債	暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託
株 式	金 銭 債 権 の 信 託
外 国 証 券	動 産 の 信 託
そ の 他 の 証 券	土地及びその定着物の信託
暗号資産関連有価証券	地 上 権 の 信 託
電子記録移転有価証券 表示権利等	土地及びその定着物の 賃借権の信託
投資信託有価証券	包 括 信 託
投資信託外国投資	そ の 他 の 信 託
信 託 受 益 権	
受 託 有 価 証 券	
暗 号 資 産	
金 銭 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 銭 債 権	
有 形 固 定 資 産	
動 産	
不 動 産	
無 形 固 定 資 産	
地 上 権	
不 動 産 の 賃 借 権	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	
そ の 他 債 権	
買 入 手 形	
コ ー ル ロ ー ン	
銀 行 勘 定 貸	
現 金 預 け 金	
現 金	
預 け 金	
そ の 他	
共 同 受 託 振 替 勘 定	
そ の 他	
合 計	合 計

(注)

社 債	金 銭 債 権 の 信 託
株 式	動 産 の 信 託
外 国 証 券	土地及びその定着物の信託
そ の 他 の 証 券	地 上 権 の 信 託
投資信託有価証券	土地及びその定着物の 賃借権の信託
投資信託外国投資	包 括 信 託
信 託 受 益 権	そ の 他 の 信 託
受 託 有 価 証 券	
金 銭 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 銭 債 権	
有 形 固 定 資 産	
動 産	
不 動 産	
無 形 固 定 資 産	
地 上 権	
不 動 産 の 賃 借 権	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	
そ の 他 債 権	
買 入 手 形	
コ ー ル ロ ー ン	
銀 行 勘 定 貸	
現 金 預 け 金	
現 金	
預 け 金	
そ の 他	
共 同 受 託 振 替 勘 定	
そ の 他	
合 計	合 計

(注)

1 [略]

2 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

3 [略]

(記載上の注意)

[略]

<参考>

[略]

(単位：百万円)

資 産 金 額	負 債 金 額
貸 出 金	指 定 金 銭 信 託
証 書 貸 付	特 定 金 銭 信 託
手 形 貸 付	年 金 信 託
割 引 手 形	財 産 形 成 給 付 信 託
有 価 証 券	貸 付 信 託
国 債	投 資 信 託
地 方 債	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託
短 期 社 債	有 価 証 券 の 信 託
社 債	暗 号 資 産 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等 の 信 託
株 式	金 銭 債 権 の 信 託
外 国 証 券	動 産 の 信 託
そ の 他 の 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託
暗 号 資 産 関 連 有 価 証 券	地 上 権 の 信 託
電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託
投 資 信 託 有 価 証 券	包 括 信 託
投 資 信 託 外 国 投 資	そ の 他 の 信 託
信 託 受 益 権	
受 託 有 価 証 券	
暗 号 資 産	
金 銭 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 銭 債 権	

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

<参考>

[同左]

(単位：百万円)

資 産 金 額	負 債 金 額
貸 出 金	指 定 金 銭 信 託
証 書 貸 付	特 定 金 銭 信 託
手 形 貸 付	年 金 信 託
割 引 手 形	財 産 形 成 給 付 信 託
有 価 証 券	貸 付 信 託
国 債	投 資 信 託
地 方 債	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託
短 期 社 債	有 価 証 券 の 信 託
社 債	金 銭 債 権 の 信 託
株 式	動 産 の 信 託
外 国 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託
そ の 他 の 証 券	地 上 権 の 信 託
投 資 信 託 有 価 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託
投 資 信 託 外 国 投 資	包 括 信 託
信 託 受 益 権	そ の 他 の 信 託
受 託 有 価 証 券	
金 銭 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 銭 債 権	
有 形 固 定 資 産	
動 産	
不 動 産	
無 形 固 定 資 産	

有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

別紙様式第8号（第38条第2項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受

地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

別紙様式第8号（第38条第2項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元本										
売渡手形等										
収益										
仮受金										
その他										
債権償却準備金										
特別留保金										
・・・										
・・・										
・・・										
・・・										
負債合計										

[表略]

(単位：百万円)

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその定物の信託	地上権の信託	土地及びその定物の賃借の信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託							
元本											

1. 各種信託の残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託						年金投資基金信託		
	合同運用	単独運用			適格年金信託	退職年金信託	厚生年金信託	生年金信託	国民年金信託	民年金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口
元本													
売渡手形等													
収益													
仮受金													
その他													
債権償却準備金													
特別留保金													
・・・													
・・・													
・・・													
・・・													
負債合計													

[同左]

(単位：百万円)

区分	有価証券の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその定物の信託	地上権の信託	土地及びその定物の賃借の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託								
元本										



有 価 証 券																				
国 債																				
地 方 債																				
短期社債																				
社 債																				
株 式																				
外国証券																				
その他の証券																				
貸付信託受益証券																				
投資信託受益証券																				
暗号資産関連有価証券																				
電子記録移転有価証券表示権利等																				
投資信託外国投資																				
信託受益権																				
指定金銭信託受益権																				
金銭投資基金信託受益権																				
年金投資基金信託受益権																				
財産形成投資基金信託受益権																				
貸付信託収益運用口受益権																				
その他の信託受益権																				
暗 号 資 産																				
金 銭 債 権																				
生命保険債権																				

有 価 証 券																				
国 債																				
地 方 債																				
短期社債																				
社 債																				
株 式																				
外国証券																				
その他の証券																				
貸付信託受益証券																				
投資信託受益証券																				
投資信託外国投資																				
信託受益権																				
指定金銭信託受益権																				
金銭投資基金信託受益権																				
年金投資基金信託受益権																				
財産形成投資基金信託受益権																				
貸付信託収益運用口受益権																				
その他の信託受益権																				
金 銭 債 権																				
生命保険債権																				
住宅貸付債権																				
その他の金銭債権																				
有形固定資産																				
動 産																				



電子記録移 転有価証券 表示権利等										
[略]										
信託受益権										
[略]										
暗号資産										
[略]										
資産合計										

(単位：百万円)

区 分	有価証券の 信 託		暗号資産等 及び電子記 録移転有価 証券表示権 利等の信託		金銭債 権の信託	動産の 信 託	土地及 びその 定着物 の信託	地上権 の信託	土地及 びその 定着物 の賃借 権の信託	包括 信託	その 他の 信託	合 計
	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託								
貸 出 金												
証書貸付												
手形貸付												
割引手形												
有 価 証 券												
国 債												
地 方 債												
短期社債												
社 債												
株 式												
外国証券												
その他の証 券												
貸付信託受 益証券												
投資信託受 益証券												
暗号資産関 連有価証券												

[加える。]										
[同左]										
信託受益権										
[同左]										
[項を加える。]										
[同左]										
資産合計										

(単位：百万円)

区 分	有 価 証 券 の 信 託		金 銭 債 権 の 信 託	動 産 の 信 託	土 地 及 び 其 の 定 着 物 の 信 託	地 上 権 の 信 託	土 地 及 び 其 の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管 理 信 託	運 用 信 託								
貸 出 金										
証書貸付										
手形貸付										
割引手形										
有 価 証 券										
国 債										
地 方 債										
短期社債										
社 債										
株 式										
外国証券										
その他の証 券										
貸付信託受 益証券										
投資信託受 益証券										
投資信託外国 投 資										

電子記録移 転有価証券 表示権利等																				
投資信託外国 投 資																				
信 託 受 益 権																				
指定金銭信 託受益権																				
金銭投資基 金信託受益 権																				
年金投資基 金信託受益 権																				
財産形成投 資基金信託 受益権																				
貸付信託収 益運用口受 益権																				
その他の信 託受益権																				
暗 号 資 産																				
金 銭 債 権																				
生命保険債 権																				
住宅貸付債 権																				
その他の金 銭債権																				
有形固定資産																				
動 産																				
不 動 産																				
無形固定資産																				
地 上 権																				
不動産の賃 借権																				
その他の無 形固定資産																				
その他の債権																				

信 託 受 益 権																				
指定金銭信 託受益権																				
金銭投資基 金信託受益 権																				
年金投資基 金信託受益 権																				
財産形成投 資基金信託 受益権																				
貸付信託収 益運用口受 益権																				
その他の信 託受益権																				
金 銭 債 権																				
生命保険債 権																				
住宅貸付債 権																				
その他の金 銭債権																				
有形固定資産																				
動 産																				
不 動 産																				
無形固定資産																				
地 上 権																				
不動産の賃 借権																				
その他の無 形固定資産																				
その他の債権																				
買 入 手 形																				
コールローン																				
銀行勘定貸																				
現金預け金																				
現 金																				
預 け 金																				

買入手形																				
コールローン																				
銀行勘定貸																				
現金預け金																				
現金																				
預け金																				
その他																				
共同受託振替勘定																				
その他																				
資産合計																				

(記載上の注意)

- 1 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 2 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

[3.・4. 略]

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区分	金額	元本の補てん等の有無			運用財産の種類
		元本の補てんのある信託	利益の補足のある信託	元本の補てん及び利益の補足のある信託	
[略]					
年金信託	厚生年金基金信託				
	国民年金基金信託				
	規約型企業年金信託				
	基金型企業年金信託				
[略]					
計					—

その他																				
共同受託振替勘定																				
その他																				
資産合計																				

(記載上の注意) 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

[3.・4. 同左]

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区分	金額	元本の補てん等の有無			運用財産の種類
		元本の補てんのある信託	利益の補足のある信託	元本の補てん及び利益の補足のある信託	
[同左]					
年金信託	適格退職年金信託				
	厚生年金基金信託				
	国民年金基金信託				
	規約型企業年金信託				
	基金型企業年金信託				
[同左]					

(うち二重信託を除いた計数)	—	( )	( )	( )	( )	—
----------------	---	-----	-----	-----	-----	---

6. [略]

7. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		暗 号 資 産 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等 の 信 託	
株 式		金 銭 債 権 の 信 託	
外 国 証 券		動 産 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
暗 号 資 産 関 連 有 価 証 券		地 上 権 の 信 託	
電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		包 括 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		そ の 他 の 信 託	
信 託 受 益 権			
受 託 有 価 証 券			
暗 号 資 産			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 産			
不 動 産			

計						—
(うち二重信託を除いた計数)	—	( )	( )	( )	( )	—

6. [同左]

7. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
受 託 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 産			
不 動 産			
無 形 固 定 資 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			

無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

1 [略]

2 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること

。

3 [略]

(記載上の注意)

[略]

<参考>

[略]

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	

その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

<参考>

[同左]

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	

短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		不動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		不動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
不動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
貸 出 金 利 息		信 託 報 酬	
有 価 証 券 利 息 配 当		支 払 利 息	
そ の 他 の 受 入 利 息		支 払 手 数 料	
信 託 受 益 者 配 当		経 費	
有 価 証 券 貸 付 料		投 資 信 託 委 託 者 報 酬	
金 銭 債 権 収 益		有 価 証 券 売 却 損	
動 産 収 益		投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 損	
不 動 産 収 益		暗 号 資 産 売 却 損	
* 収 益 調 整 益		暗号資産関連有価証券売却損	
* 投 資 信 託 解 約 差 益		電子記録移転有価証券表示 権 利 等 売 却 損	
有 価 証 券 売 却 益		固 定 資 産 売 却 損	
投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 益		有 価 証 券 償 還 損	
暗 号 資 産 売 却 益		* 収 益 調 整 損	
暗号資産関連有価証券売却益		* 投 資 信 託 解 約 差 損	
電子記録移転有価証券表示 権 利 等 売 却 益		貸 出 金 償 却	
固 定 資 産 売 却 益		有 価 証 券 償 却	
有 価 証 券 償 還 益		固 定 資 産 償 却	
償 却 債 権 取 立 益		* 特 別 留 保 金 繰 入	
受 入 手 数 料		* . . .	
* 特 別 留 保 金 戻 入		* . . .	
* . . .		* . . .	
* . . .		そ の 他 の 支 出	
* . . .		* 異 期 決 算 信 託 収 益 繰 入	
そ の 他 の 収 入		信 託 利 益	
* 異 期 決 算 信 託 収 益 戻 入			
合 計		合 計	

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
貸 出 金 利 息		信 託 報 酬	
有 価 証 券 利 息 配 当		支 払 利 息	
そ の 他 の 受 入 利 息		支 払 手 数 料	
信 託 受 益 者 配 当		経 費	
有 価 証 券 貸 付 料		投 資 信 託 委 託 者 報 酬	
金 銭 債 権 収 益		有 価 証 券 売 却 損	
動 産 収 益		投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 損	
不 動 産 収 益		固 定 資 産 売 却 損	
* 収 益 調 整 益		有 価 証 券 償 還 損	
* 投 資 信 託 解 約 差 益		* 収 益 調 整 損	
有 価 証 券 売 却 益		* 投 資 信 託 解 約 差 損	
投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 益		貸 出 金 償 却	
固 定 資 産 売 却 益		有 価 証 券 償 却	
有 価 証 券 償 還 益		固 定 資 産 償 却	
償 却 債 権 取 立 益		* 特 別 留 保 金 繰 入	
受 入 手 数 料		* . . .	
* 特 別 留 保 金 戻 入		* . . .	
* . . .		* . . .	
* . . .		そ の 他 の 支 出	
* . . .		* 異 期 決 算 信 託 収 益 繰 入	
そ の 他 の 収 入		信 託 利 益	
* 異 期 決 算 信 託 収 益 戻 入			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

[略]

9. 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
[1~8 略]		
<u>9</u>	暗号資産	
<u>10</u>	電子記録移転有価証券表示権利等	
<u>11~18</u> [略]		

(記載上の注意)

[略]

9-2. 履行保証暗号資産の分別管理の状況

番号	暗号資産の種類	管理の方法

[10. ~17. 略]

備考 表中的 [ ] の記載は注記による。

(記載上の注意)

[同左]

9. 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
[1~8 同左]		
[加える。]		
[加える。]		
<u>9~16</u> [同左]		

(記載上の注意)

[同左]

[加える。]

[10. ~17. 同左]

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第十一条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(議決権の数の計算等)        第八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第四号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数</p> <p>「五の二〇七 略」</p> <p>「4・5 略」</p> <p>(撤回条件から除外される場合)        第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p>	<p>(議決権の数の計算等)        第八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数</p> <p>「五の二〇七 同上」</p> <p>「4・5 同上」</p> <p>(撤回条件から除外される場合)        第二十六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

二 令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項 対象者又はその子会社が株式交付親会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）となるものであつて、当該株式交付により株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者又はその子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

〔イ・ロ 略〕

四 令第十四条第一項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ 〔略〕

ロ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の二第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第六号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。）

五 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 減資の額が最近事業年度の末日における資本金の額の百分の十未満であるもの

六 令第十四条第一項第一号リに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

〔イ・ニ 略〕

〔号を加える。〕

二 令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ 〔同上〕

ロ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の二第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第五号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。）

四 令第十四条第一項第一号トに掲げる事項 減資の額が最近事業年度の末日における資本金の額の百分の十未満であるもの

五 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

〔イ・ニ 同上〕

- 七|| 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 八|| 令第十四条第一項第一号カに掲げる事項 当該割当てが行われた場合に、当該割当て後における議決権割合を当該割当て前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 九|| 令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項 当該発行が行われた場合に、当該発行後における議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 十|| 令第十四条第一項第一号タに掲げる事項 当該処分が行われた場合に、当該処分後における議決権割合を当該処分前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 十一|| 令第十四条第一項第一号ツに掲げる事項 総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満の借財
- 十二|| 令第十四条第一項第一号に掲げる子会社 当該子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの（同号へ、ト、ヌ、ル、ヲ及びビレに掲げる事項に限る。）

〔2〕4 略

- 六|| 令第十四条第一項第一号ヲに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 七|| 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該割当てが行われた場合に、当該割当て後における議決権割合を当該割当て前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 八|| 令第十四条第一項第一号カに掲げる事項 当該発行が行われた場合に、当該発行後における議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 九|| 令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項 当該処分が行われた場合に、当該処分後における議決権割合を当該処分前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 十|| 令第十四条第一項第一号ツに掲げる事項 総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満の借財
- 十一|| 令第十四条第一項第一号に掲げる子会社 当該子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの（同号ホ、へ、リ、ヌ、ル及びビタに掲げる事項に限る。）

〔2〕4 同上

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定める

あん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうち占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

2|| 株券等の種類ごとに法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合には、株券等の種類ごとに前項の計算を行うものとする。

3|| 第一項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付け届出書に記載した方法により行わなければならない。

4|| 「略」

(あん分比例の方式)

第三十二条 「同上」

「項を加える。」

2|| 前項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付け届出書に記載した方法により行わなければならない。

3|| 「同上」

第二号様式

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【届出者の氏名又は名称】 (1) \_\_\_\_\_  
 【届出者の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 (2) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 (3) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1【公開買付要項】

[1～3 略]

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)

[(1)・(2) 略]

(3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
	(株)	(株)	(株)
合計			

[5～11 略]

[第2～第5 略]

(記載上の注意)

[(1)～(5) 略]

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

[a～f 略]

g 「買付予定数」の欄には、法第27条の3第1項に規定する買付予定の株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数を記載すること。

h [略]

i 「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限を記載すること。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【届出者の氏名又は名称】 (1) \_\_\_\_\_  
 【届出者の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 (2) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 (3) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1【公開買付要項】

[1～3 同左]

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)

[(1)・(2) 同左]

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
(株)	(株)	(株)

[5～11 同左]

[第2～第5 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(5) 同左]

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

[a～f 同左]

g 「買付予定数」の欄には、法第27条の3第1項に規定する買付予定の株券等の数を記載すること。

h [同左]

i 「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数の上限を記載すること。

<p>[(7)~(12) 略]</p> <p>(13) その他買付け等の条件及び方法</p> <p><u>a</u> 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。</p> <p>また、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。</p> <p>[b~g 略]</p> <p>[(14)~(34) 略]</p>	<p>[(7)~(12) 同左]</p> <p>(13) その他買付け等の条件及び方法</p> <p><u>a</u> 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。</p> <p>[b~g 同左]</p> <p>[(14)~(34) 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は、対象規定の「重複線を含む」欄記部分を除く全件に付した登録は注記による。</p>	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>〔一〕十四の二 略〕</p> <p>十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務</p> <p>〔十五〕三十九 略〕</p> <p>〔6〕13 略〕</p> <p>(役員の説明義務)</p> <p>第十二条の三 法第五条の五又は第五条の六において準用する会社法第三百十四条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をするために</p>	<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一〕十四の二 同上〕</p> <p>十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務</p> <p>〔十五〕三十九 同上〕</p> <p>〔6〕13 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

<p>調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 当該組合員又は会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合</p> <p>ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合</p> <p>二 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合</p> <p>三 組合員又は会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 法第十二条第一項第九号</p> <p>五 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十七条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 法第十二条第一項第八号</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第十三条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(取得勧誘類似行為)</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 株券 当該株券の発行者が会社法第百九十九条第一項又は第七百七十四条の二の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>〔二〕六 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(取得勧誘類似行為)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>一 株券 当該株券の発行者が会社法第百九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>〔二〕六 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(有価証券届出書等の記載の特例)</p> <p>第十一条 法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券に類するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券（以下「特定優先出資証券」という。）、新優先出資引受権証券及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕ト 略</p> <p>チ 投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいい、投資法人債管理補助者（同法第百三十九条の九の二第一項に規定する投資</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(有価証券届出書等の記載の特例)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イ〕ト 同上</p> <p>チ 投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）若しくは投資法人債（同法第二条第十九項に規定する投資法</p>

法人債管理補助者をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。) 若しくは投資法人債(同法第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。)の管理会社、社債管理者(社債管理補助者を含む。以下同じ。)若しくは社債の管理会社、特定社債管理者(資産流動化法第二百二十六条に規定する特定社債管理者をいい、特定社債管理補助者(資産流動化法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)若しくは特定社債(資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)の管理会社又はこれらに類する管理会社(以下この条及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。)の名称(投資法人債管理補助者、社債管理補助者又は特定社債管理補助者にあつては、氏名又は名称)及びその住所

リ [略]

【一の二の一の四 略】

一の五 新優先出資引受権付特定社債券等につき、当該新優先出資引受権付特定社債券等に付与された権利(以下この号において「新優先出資引受権等」という。)の行使により取得される特定優先出資証券等(特定優先出資証券又は法第二条第一項第九号に掲げる株券(同項第十七号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券の性質を有するものを含む。)をいう。以下この号において「特定優先出資証券等」という。)の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

人債をいう。以下同じ。)の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者(資産流動化法第二百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。)若しくは特定社債(資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)の管理会社又はこれらに類する管理会社(以下この条及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。)の名称及びその住所

リ [同上]

【一の二の一の四 同上】

一の五 [同上]

「イ」又 略

ル 投資法人債管理者等の名称（投資法人債管理補助者、社債管理補助者又は特定社債管理補助者にあつては、氏名又は名称）及びその住所

ヲ 略

「二・三 略」

（目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十四条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供される前号に規定する届出に係る事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるもの

「イ」又 同上

ル 投資法人債管理者等の名称及びその住所

ヲ 同上

「二・三 同上」

（目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十四条の二 「同上」

一 「同上」

二 前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続（法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の提出により当該手続を行った場合を含む。）を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるもの

---

三  
〔略〕

---

三  
〔同上〕

---

第四号の三様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第四部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(13-6) 略]

(14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。また、投資法人債管理補助者を設置する場合には、投資法人債管理補助者の氏名又は名称、住所及び投資法人債管理補助者である旨並びに委託の条件を記載すること。

[b・c 略]

[(15)～(7) 略]

第四号の四様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(3) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(4) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券

第四号の三様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第四部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(13-6) 同左]

(14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。

[b・c 同左]

[(15)～(7) 同左]

第四号の四様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【発行者名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(3) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(4) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券

券の形態及び金額】(5)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【略】

第2【外国新投資口予約権証券】

(1)【略】

(2)【外国新投資口予約権証券の形態等】(6)

[(3)~(17) 略]

[第3・第4 略]

[第二部~第四部 略]

(記載上の注意)

[(1)~(15) 略]

(15-2) 外国新投資口予約権の内容

【略】

[(16)~(40) 略]

(41) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

[(42)~(85) 略]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

券の形態及び金額】(5)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【同左】

第2【外国新投資口予約権証券】

(1)【同左】

(2)【外国投資口予約権証券の形態等】(6)

[(3)~(17) 同左]

[第3・第4 同左]

[第二部~第四部 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(15) 同左]

(15-2) 外国投資口予約権の内容

【同左】

[(16)~(40) 同左]

(41) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

[(42)~(85) 同左]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債( (特定)短期社債を除く。)】

[1~14 略]

15【(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社】(8-2)

[16~28 略]

[第2~第5 略]

[第二部・第三部 略]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 略]

(8-2) (特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社

(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社(以下(8-2)において「(特定)社債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件((特定)社債管理者等に支払う手数料等)を記載すること。また、(特定)社債管理補助者を設置する場合には、(特定)社債管理補助者の氏名又は名称、住所及び(特定)社債管理補助者である旨並びに委託の条件を記載すること。

[(9)~(42) 略]

第十二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年月日

【事業年度】

第 期中(自 年月日 至 年月日)

【発行者名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【主たる事務所の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

[1~4 略]

(記載上の注意)

(1) [略]

(2) 主要な経営指標等の推移

組合等(第六号の五様式「記載上の注意」(1)fに規定する組合等をいう。(4)aにおいて同じ。)の直近3中間会計期間(事業年度開始日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。(1)、(m)及び(44)において同じ。)及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

[(a)~(k) 略]

(1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(m)及びv12において「中間財務諸表等規則」という。)第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債( (特定)短期社債を除く。)】

[1~14 同左]

15【(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社】

[16~28 同左]

[第2~第5 同左]

[第二部・第三部 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 同左]

[加える。]

[(9)~(42) 同左]

第十二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年月日

【事業年度】

第 期中(自 年月日 至 年月日)

【発行者名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【主たる事務所の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

[1~4 同左]

(記載上の注意)

(1) [同左]

(2) 主要な経営指標等の推移

組合等(第六号の五様式「記載上の注意」(1)fに規定する組合等をいう。(4)aにおいて同じ。)の直近3中間会計期間(事業年度開始日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。(1)、(m)及び(44)において同じ。)及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

[(a)~(k) 同左]

(1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(m)及びv12において「中間財務諸表等規則」という。)第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る

の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

(m) 自己資本利益率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

[(3)~(14) 略]

総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

(m) 自己資本利益率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

[(3)~(14) 同左]

備考 第55 [ ] 6 配当金出戻い46X0°

(保険業法施行規則の一部改正)

第十五条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



(密接な関係の範囲)

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。

一 二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係

〔イ・ロ 略〕

ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第四十六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第一百五十五条及び第一百五十五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十条の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六条において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

〔略〕

(ii)(i) 当該一方の者が法人その他の団体（以下この号及び第四十五条の二十五第三項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等

(密接な関係の範囲)

第一条の二の二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第一百五十五条及び第一百五十五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十条の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六条において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

〔同上〕

(ii)(i) 当該一方の者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決

の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。  
(iv) において同じ。

〔iii〕  
〔vii〕 略

(2) 〔略〕

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第一百七十九条、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十六條第二項、第四十八條の二第二項、第五十六條第十一項、第五十八條第六項、第五十八條の二第五項、第五十八條の四第三項、第五十八條の六第二項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第一百五條第三項、第一百五條の六第三項、第一百零八條第三項及び第二百十條の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

〔一〜五 略〕

権を保有している者をいう。(iv) において同じ。

〔iii〕  
〔vii〕 同上

(2) 〔同上〕

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第一百七十九条、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第十一項、第五十八條第六項、第五十八條の二第五項、第五十八條の四第三項、第五十八條の六第二項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第一百五條第三項、第一百五條の六第三項、第一百零八條第三項及び第二百十條の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

〔一〜五 同上〕

〔2〕4 略〕

(免許申請書の添付書類)

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〕五 略〕

六 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社(監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。))にあつては取締役、指名委員会等設置会社(指名委員会等(法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。))を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。))にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

七 会計参与設置会社(会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。))にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。)

〔八〕十三 略〕

〔2〕3 略〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔2〕4 同上〕

(免許申請書の添付書類)

第六条 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社(法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。))にあつては取締役、指名委員会等設置会社(同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。))にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

七 会計参与設置会社(法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。))にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。)

〔八〕十三 同上〕

〔2〕3 同上〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 〔同上〕

「一〇七七 略」

十八 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十

五条の二第三項第二号（社債権者集会の決議の省略）

十九〇四十三 「略」

（保険業法施行令に係る電磁的方法）

第十四条の十 令第四条の五第一項又は第四条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十五条の二 法第十二条第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（のれん）

第十七条の二 保険業を営む株式会社は、吸収型再編（計算規則第二十条第三項第三十七号（定義）に規定する吸収型再編をいう。第十九条の三第一項第五号及び同条第二項第十一号において同じ。）

「一〇七七 同上」

「号を加える。」

十八〇四十二 「同上」

（保険業法施行令に係る電磁的方法）

第十四条の十 令第四条の六第一項又は第四条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

「一・二 同上」

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十五条の二 法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（のれん）

第十七条の二 保険業を営む株式会社は、吸収型再編（計算規則第二十条第三項第三十三号（定義）に規定する吸収型再編をいう。第十九条の三第一項第五号及び同条第二項第十一号において同じ。）

設型再編（計算規則第二条第三項第四十五号に規定する新設型再編をいう。）又は事業の譲受け（移転先会社（法第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。）となることを含む。第二十四条の七において同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社（監査役を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）であつて監査役会設置会社（監査役を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）でない保険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

「一〜四 略」

（計算書類に関する事項）

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二条第二十四号（定義）に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につ

設型再編（計算規則第二条第三項第四十一号に規定する新設型再編をいう。）又は事業の譲受け（移転先会社（法第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。）となることを含む。第二十四条の七において同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社（法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。）であつて監査役会設置会社（法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。以下同じ。）でない保険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

「一〜四 同上」

（計算書類に関する事項）

第十七条の十五 「同上」

一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二条第二十四号（定義）に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につ

き法第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合にあっては、法第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ・ロ 略」

「二〇六 略」

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

「一・二 略」

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十八号（定義）に規定する吸収型再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

き法第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合にあっては、法第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ・ロ 同上」

「二〇六 同上」

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 「同上」

「一・二 同上」

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十四号（定義）に規定する吸収型再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

〔四〕六 略〕

〔2・3 略〕

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

〔一〕三 略〕

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社(計算規則第二条第三項第五十五号(定義)に規定する連結配当規制適用会社をいう。)であるとき(同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。)は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額(当該額が零未満である場合にあつては、零)

〔イ〕ハ 略〕

〔五〕九 略〕

(創立総会の議事録)

第二十條の十二 〔略〕

2 〔略〕

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

〔四〕六 同上〕

〔2・3 同上〕

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社(計算規則第二条第三項第五十一号(定義)に規定する連結配当規制適用会社をいう。)であるとき(同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。)は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額(当該額が零未満である場合にあつては、零)

〔イ〕ハ 同上〕

〔五〕九 同上〕

(創立総会の議事録)

第二十條の十二 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一・二 略〕

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役（法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。

）（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与（同条第一項に規定する設立時会計参与をいう。）、設立時監査役（同項に規定する設立時監査役をいう。）、若しくは設立時会計監査人（同項に規定する設立時会計監査人をいう。）、又は設立時執行役（同条第九項に規定する設立時執行役をいう。）の氏名又は名称

〔四・五 略〕

（相互会社がその経営を支配している法人）

第二十條の十四 法第三十三條の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第二十三條の八の二において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

2 〔略〕

（補欠の役員の選任）

〔一・二 同上〕

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役（法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。

）（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与（同条第一項に規定する設立時会計参与をいう。）、設立時監査役（同項に規定する設立時監査役をいう。）、若しくは設立時会計監査人（同項に規定する設立時会計監査人をいう。）、又は設立時執行役（同条第八項に規定する設立時執行役をいう。）の氏名又は名称

〔四・五 同上〕

（相互会社がその経営を支配している法人）

第二十條の十四 法第三十三條の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第二十四條の三において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

2 〔同上〕

（補欠の役員の選任）

第二十三条の六 「略」

2 法第五十二条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 「略」

二 当該候補者を補欠の社外取締役（法第五十一条の二に規定する社外取締役をいう。）として選任するときは、その旨

「三〇六 略」

3 「略」

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第二十三条の六の二 法第五十三条の二第二項（法第五十三条の五第

一項及び第五十三条の二十六第四項において準用する場合を含む。

）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）

第二十三条の八の二 法第五十三条の十五において読み替えて準用す

る会社法第三百六十一条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。）の個人別の報酬等（次号に規定する業績連動報酬等及び第三号に規定する非金銭報酬等のいづれでもないものに限る。）

第二十三条の六 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 当該候補者を補欠の社外取締役（法第五十三条の二第五項に規定する社外取締役をいう。）として選任するときは、その旨

「三〇六 同上」

3 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

---

の額又はその算定方法の決定に関する方針

二 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該相互会社又はその関係会社（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう。以下この号、第二十四条の三第六項第二号、第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）をいう。）の業績を示す指標（以下この号において「業績指標」という。）を基礎としてその額又は数が算定される報酬等（以下この項において「業績連動報酬等」という。）がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

三 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの（以下この項において「非金銭報酬等」という。）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

四 第一号の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

五 取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針  
六 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げ

---

る事項

イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該相互会社における地位及び担当

ロ イの者に委任する権限の内容

ハ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

七 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（前号に掲げる事項を除く。）

八 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

2 前項第二号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができなことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 会社等（次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等  
ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会

社

ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の割合が百分の十五以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 次に掲げる者（会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）が会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者

ロ 自己が会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ 自己が会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 自己と会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）の割合が百分の二十以上である

場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 自己の計算において所有している議決権

ロ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

ハ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

四 自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が会社等を共同で支配している場合

（取締役会の議事録）

第二十三条の九 「略」

2 「略」

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

「一〇五 略」

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

「イ〇へ 略」

ト 法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第四項（補償契約）

（取締役会の議事録）

第二十三条の九 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

「イ〇へ 同上」

「号の細分を加える。」

〔七・八 略〕

4  
〔略〕

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条の十九 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号(責任の一部免除)に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 〔略〕

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 〔略〕

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 〔略〕

(2) 代表取締役以外の取締役(業務執行取締役等(法第五十一条の二第一号に規定する業務執行取締役等をいう。))であるものに限り、)又は代表執行役以外の執行役 四

(3) 〔略〕

(役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約)

第二十三条の二十一 法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する内閣府令で定めるも

〔七・八 同上〕

4  
〔同上〕

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条の十九 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 代表取締役以外の取締役(業務執行取締役等(法第五十三条の二第五項第一号に規定する業務執行取締役等をいう。))であるものに限り、)又は代表執行役以外の執行役 四

(3) 〔同上〕

〔条を加える。〕

のは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する相互会社を含む保険契約であつて、当該相互会社とその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該相互会社に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を被保険者が填補することを目的として締結されるもの

（資産の評価）

第二十四条の三 「略」

〔2～5 略〕

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 「略」

二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう

のは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する相互会社を含む保険契約であつて、当該相互会社とその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該相互会社に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を被保険者が填補することを目的として締結されるもの

（資産の評価）

第二十四条の三 「同上」

〔2～5 同上〕

6 「同上」

一 「同上」

二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう

。 ) を除く。 )

三 〔略〕

〔項を削る。〕

う。第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。)の株式並びに満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券(満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。)をいう。)を除く。)

三 〔同上〕

7|| 前項第二号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう。

一 会社等(次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その実質子会社を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等  
ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合(前号に掲げる

---

場合を除く。)であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 次に掲げる者(会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)が会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者

ロ 自己が会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ 自己が会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 自己と会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。)の割合が百分の二十以上である場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 自己の計算において所有している議決権

ロ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係

---

(監査役の監査報告の内容)

第二十六条の二 監査役(会計監査人設置会社(会計監査人を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。))の監査役を除く。以下この目において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号の六により監査報告を作成しなければならない。

(事業報告等の社員への提供)

第二十九条の二 「略」

2 「略」

3 事業報告に表示すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を发出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置(第十四条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項

があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権  
ハ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権  
四 自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものにに基づきこれらの者が会社等を共同で支配している場合

(監査役の監査報告の内容)

第二十六条の二 監査役(会計監査人設置会社(法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。以下同じ。))の監査役を除く。以下この目において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号の六により監査報告を作成しなければならない。

(事業報告等の社員への提供)

第二十九条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

において同じ。)をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

「一〇八 略」

八の二 補償契約（法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第一項（補償契約）に規定する補償契約をいう。）に関する事項

八の三 役員等賠償責任保険契約（法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）に関する事項

九 「略」

「457 略」

（計算書類に関する事項）

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二

「一〇八 同上」  
「号を加える。」

「号を加える。」

九 「同上」

「457 同上」

（計算書類に関する事項）

第三十条の十 「同上」

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二

号の相互会社をいう。以下この条において同じ。)が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ・ロ 略」

「二〽五 略」

(募集事項)

第三十一条 法第六十一条第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〽四 略」

五 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十一条第二項本文(社債管理者の辞任)(法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の七(社債管理者に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)に規定するときは、法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定する事由

六 法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約において法第六十一条の七の三第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は法に規定する社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

七 法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約における法第六十一条の七の三第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

号の相互会社をいう。以下この条において同じ。)が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ・ロ 同上」

「二〽五 同上」

(募集事項)

第三十一条 「同上」

「一〽四 同上」

五 法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文(社債管理者の辞任)に規定するときは、法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定する事由

「号を加える。」

「号を加える。」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三十一条の二 法第六十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 「略」
- 二 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
- 三 「略」

(社債の種類)

第三十一条の四 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第一号(社債原簿)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 「一〇五 略」
- 六 社債管理者を定めないこととするときは、その旨
- 七 「略」
- 八 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨
- 九・十 「略」
- 十一 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約の内容
- 十二・十三 「略」

(社債管理補助者の資格)

第三十一条の十一 法第六十一条の七の三第六項において準用する会

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三十一条の二 「同上」

- 一 「同上」
- 「号を加える。」
- 二 「同上」

(社債の種類)

第三十一条の四 「同上」

- 「一〇五 同上」
- 「号を加える。」
- 六 「同上」
- 「号を加える。」
- 七・八 「同上」
- 「号を加える。」
- 九・十 「同上」

「条を加える。」

社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士
- 二 弁護士法人

(社債権者集会の招集の決定事項)

第三十一条の十二 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号(社債権者集会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇三 略〕

四 第三十一条の十四第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした社債権者の請求があつた時に当該社債権者に対して法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面(法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第三十一条の十四において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電

(社債権者集会の招集の決定事項)

第三十一条の十一 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 第三十一条の十三第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした社債権者の請求があつた時に当該社債権者に対して法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面(法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第三十一条の十三において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電

磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(社債権者集会参考書類)

第三十一条の十三 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 候補者が社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「2〜4 略」

(議決権行使書面)

第三十一条の十四 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項(社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 第三十一条の十二第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事

磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(社債権者集会参考書類)

第三十一条の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 候補者が社債を発行した相互会社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「2〜4 同上」

(議決権行使書面)

第三十一条の十三 「同上」

一 「同上」

二 第三十一条の十一第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事

項

三 第三十一条の十二第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 「略」

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

2 第三十一条の十二第五号に掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があつた時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

〔3・4 略〕

（書面による議決権行使の期限）

第三十一条の十五 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規

項

三 第三十一条の十一第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 「同上」

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2 第三十一条の十一第五号に掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があつた時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

〔3・4 同上〕

（書面による議決権行使の期限）

第三十一条の十四 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規

定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十二第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第三十一条の十六 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項(電磁的方法による議決権の行使)に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十二第五号イの行使の期限とする。

(社債権者集会の議事録)

第三十一条の十七 「略」

2 「略」

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

「一」三 略」

四 社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は代理人の氏名

五 社債権者集会に出席した社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六・七 「略」

4 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により社債権者集会の決議があつたも

定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第三十一条の十五 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項(電磁的方法による議決権の行使)に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第五号イの行使の期限とする。

(社債権者集会の議事録)

第三十一条の十六 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一」三 同上」

四 社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

「号を加える。」

五・六 「同上」

「項を加える。」

のとみなされた場合には、社債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 社債権者集会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社債権者集会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社<sup>イ</sup>が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項(計算書類の公告)の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社<sup>ロ</sup>が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 略〕

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 〔同上〕

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社<sup>イ</sup>が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項(計算書類の公告)の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社<sup>ロ</sup>が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 同上〕

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 〔同上〕

、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五 組織変更株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社（法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定款の定め

ニ 〔略〕

六 〔略〕

七 組織変更株式交付（法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ 法第九十六条の九の三第二項第二号に掲げる事項についての定めが同条第二項に定める要件を満たすと組織変更をする相互会社が判断した理由

ロ 法第九十六条の九の三第一項第三号から第六号までに掲げる事項についての定め

ハ 法第九十六条の九の三第一項第七号に掲げる事項を定めたと

〔一〕四 同上〕

五 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定款の定め

ニ 〔同上〕

六 〔同上〕

〔号を加える。〕

きは、同項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め  
の相  
当性に関する事項

ニ 組織変更株式交付子会社（法第九十六条の九の二第二項に規  
定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。）について  
の次に掲げる事項を組織変更をする相互会社が知っているとき  
は、当該事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合  
にあつては、組織変更株式交付子会社の成立の日における貸  
借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては  
、組織変更株式交付子会社の成立の日。(3)において同じ。）  
後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつ  
ては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、  
当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の  
負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生  
じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日後組織変更  
株式交付の効力が生ずる日までの間に新たに最終事業年度が  
存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度  
の末日後に生じた事象の内容に限る。）

八・九 「略」

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

七・八 「同上」

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕〜〔ヘ〕 略〕

（組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計上すべき額）

第四十五条の八の七 法第九十六条の五第三項において準用する会社

法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する内閣府令で定めるべき事項は、計算規則に定めるところによる。

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号（債権者の異議）に規定す

第四十二条の三 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕〜〔ヘ〕 同上〕

〔条を加える。〕

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十五 〔同上〕

る内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔三〜五 略〕

（組織変更株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額

）  
第四十五条の十七 法第九十六条の九第五項において準用する会社法

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔三〜五 同上〕

「条を加える。」

第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する内閣府令で定めるべき事項は、計算規則に定めるところによる。

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項）

第四百四十五条の十八 「略」

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十九 法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの  
「イ〜ハ 略」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項）

第四百四十五条の十七 「同上」

（計算書類に関する事項）

第四百四十五条の十八 「同上」

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの  
「イ〜ハ 同上」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第

第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を  
とっている場合 会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第  
六十四条第二項第十五号に掲げる事項  
〔三〇五 略〕

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項)

第四十五条の二十 〔略〕

(組織変更株式交付子会社)

第四十五条の二十一 法第九十六条の九の二第二項に規定する内閣府  
令で定めるものは、会社法第二条第三号(定義)に規定する会社が  
他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合(会社  
法施行規則第三条第三項第一号に掲げる場合に限る。)における当  
該他の会社等とする。

(組織変更後株式会社の株式に準ずるもの)

第四十五条の二十二 法第九十六条の九の二第二項に規定する内閣府  
令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ  
て得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六  
条の九の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い  
交付する組織変更後株式会社の株式以外の金銭等(会社法第五百十  
一条第一項(株式の質入れの効果)に規定する金銭等をいう。以下  
この条、第四十五条の二十五、第一百一条の三及び第一百五條の三にお

第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を  
執っている場合 会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第  
六十四条第二項第十五号に掲げる事項  
〔三〇五 同上〕

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項)

第四十五条の十九 〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

いて同じ。)とする。

- 一 組織変更株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額
- 二 前号に規定する金銭等のうち組織変更後株式会社の株式の価額の合計額
- 三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

（計算書類に関する事項）

第四十五条の二十三 法第九十六条の九の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更株式交付子会社が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの  
イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁  
ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

「条を加える。」

- 
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更株式会社交付子会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合  
同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項
  - 三 組織変更株式会社交付子会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
  - 四 組織変更株式会社交付子会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨
  - 五 組織変更株式会社交付子会社につき最終事業年度がない場合（組織変更をする相互会社が組織変更株式会社交付子会社の最終事業年度の存否を知らない場合を含む。） その旨
  - 六 前各号に掲げる場合以外の場合 計算規則第六編第二章の規定（組織変更株式会社交付子会社が保険業を営む株式会社である場合にあっては、別紙様式第二号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二））による組織変更株式会社交付子会社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容（組織変更株式会社交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容にあつては、組織変更をする相互会社がその内容を知らないときは、その旨）
-

（組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額）

第四十五条の二十四 法第九十六条の九の二第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する内閣府令で定めるべき事項は、計算規則に定めるところによる。

「条を加える。」

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の二十五 法第九十六条の九の四第一項第三号（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「条を加える。」

一 交付対価について参考となるべき事項

二 組織変更をする相互会社の計算書類等に関する事項

2 この条において「交付対価」とは、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して当該株式、新株予約権又は新株予約権付社債の対価として交付する金銭等をいう。

3 第一項第一号に規定する「交付対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第九十六条の九の四第一項（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあつては、当該同意があつた

ものを除く。)とする。

一 交付対価として交付する組織変更後株式会社の株式に関する次に掲げる事項

イ 当該組織変更後株式会社の定款の定め

ロ 次に掲げる事項その他の交付対価の換価の方法に関する事項

(1) 交付対価を取引する市場

(2) 交付対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

(3) 交付対価の譲渡その他の処分制限があるときは、その内容

ハ 交付対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

ニ 組織変更をする相互会社の過去五年間にその末日が到来した各事業年度(次に掲げる事業年度を除く。)に係る貸借対照表の内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告(法第五十四条の七第三項の措置に相当するものを含む。)をしている場合における当該事業年度

(3) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度

二 交付対価の一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの(組織変更後株式会社の株式を除く。)であるときは、次に掲げる事項(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合に

あつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

イ 当該法人等の定款その他これに相当するものの定め

ロ 当該法人等が会社でないときは、次に掲げる権利に相当する権利その他の交付対価に係る権利（重要でないものを除く。）の内容

(1) 剰余金の配当を受ける権利

(2) 残余財産の分配を受ける権利

(3) 株主総会における議決権

(4) 合併その他の行為がされる場合において、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利

(5) 定款その他の資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を表示したもの）の閲覧又は謄写を請求する権利

ハ 当該法人等が、その株主等（株主、社員その他これらに相当する者をいう。ニにおいて同じ。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語

ニ 組織変更株式交付が効力を生ずる日に当該法人等の株主総会その他これに相当するものの開催があるものとした場合における当該法人等の株主等が有すると見込まれる議決権その他これに相当する権利の総数

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠し

---

て設立されたものである場合にあっては、会社法第九百三十三  
条第一項（外国会社の登記）の外国会社の登記又は外国法人の  
登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律  
第十四号）第二条（外国法人の登記の事務をつかさどる登記所  
）の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲  
げる事項

- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該法人等の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、  
理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）（①に掲げる  
者を除く。）の氏名又は名称

へ 当該法人等の最終事業年度（当該法人等が会社以外のもので  
ある場合にあっては、最終事業年度に相当するもの。以下この  
号において同じ。）に係る計算書類（最終事業年度がない場合  
にあっては、当該法人等の成立の日における貸借対照表）その  
他これに相当するもの内容（当該計算書類その他これに相当  
するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監  
査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあ  
つては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を  
含む。）

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

- (1) 当該法人等が株式会社である場合 当該法人等の最終事業  
年度に係る事業報告の内容（当該事業報告について監査役、  
監査等委員会又は監査委員会の監査を受けている場合にあつ

---

ては、監査報告の内容を含む。）

(2) 当該法人等が株式会社以外のものである場合 当該法人等の最終事業年度に係る会社法施行規則第百十八条各号及び第百十九条各号（公開会社の特則）に掲げる事項に相当する事項の内容の概要（当該事項について監査役、監査等委員会、監査委員会その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。）

チ 当該法人等の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、法令の規定に基づく公告（会社法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度

(3) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度

リ 前号ロ及びハに掲げる事項

ヌ 交付対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する方法により払戻しを受けることができるものであるとき

---

は、その手続に関する事項

三 交付対価の一部が組織変更後株式会社社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債であるときは、第一号ロ及びハに掲げる事項

四 交付対価の一部が法人等の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの（組織変更後株式会社社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債を除く。）であるときは、次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

イ 第一号ロ及びハに掲げる事項

ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項

五 交付対価の一部が組織変更後株式会社その他の法人等の株式、持分、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの及び金銭以外の財産であるときは、第一号ロ及びハに掲げる事項

4 第一項第二号に規定する「組織変更をする相互会社の計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

二 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更をする相互会社の成立の日。次号において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も

遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

三 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〕十二 略〕

十三 法第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更に際して組織変更株式交付をすることとしたときは、次に掲げる書面

イ 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みを証する書面

ロ 子会社対象会社(法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号の二に掲げる会社(以下この号、第五十八条、第五十八条の二、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号の二、第二百五条第一項第十九号の二、第二百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。)を除く。第九十四条第一項第十号及び第二百五条第一項第十九号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 〔同上〕

〔一〕十二 同上〕

〔号を加える。〕

する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

ハ 保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第一百七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号、第五十八条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第一百五十一条第一項、第一百五十二条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社（法第一百七十七条第一項に規定する国内の会社をいう。第四章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 〔略〕

2 法第二条第十五項の規定は、前項第十三号ハ及びニに規定する議決権について準用する。

（株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第四十六条の二 法第九十六条の十三の二第七項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項（一）に満たない端数の処理

十三 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

- 一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第九十六条の十三の二第七項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項）

第四十六条の三 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条

第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 「略」
- 二 効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発

（相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項）

第四十六条の二 「同上」

- 一 「同上」
- 二 効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発

日をいう。次条第五号において同じ。）

（組織変更後株式会社の事後開示事項）

第四十六条の四 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

四 組織変更株式交付をした場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式交付が効力を生じた日

ロ 組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社が譲り受けた組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

ハ 組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社が譲り受けた組織変更株式交付子会社の新株予約権の数

ニ ハの新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して取得したものに限り）の金額の合計額

ホ イからニまでに掲げるもののほか、組織変更株式交付に関する重要な事項

五・六 「略」

日をいう。次条第四号において同じ。）

（組織変更後株式会社の事後開示事項）

第四十六条の三 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

四・五 「同上」

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「略」

〔2〕7 略〕

8 前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「同上」

〔2〕7 同上〕

8 前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第七十七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百一十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 略」

「9～11 略」

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 「略」

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一～二十六の二 略」

二十六の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれら  
に  
関  
し  
仲  
介  
を  
行  
う  
業  
務

「二十七～四十七 略」

「3～10 略」

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 同上」

「9～11 同上」

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 「同上」

2 「同上」

「一～二十六の二 同上」

二十六の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに  
関  
し  
仲  
介  
を  
行  
う  
業  
務

「二十七～四十七 同上」

「3～10 同上」

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、同条第一項第十三号の二に掲げる会社（以下この条、次条、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号及び第十号の二、第二百五条第一項第十九号の二、第二百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可

一 「略」

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

三 株式交付により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

「三・四 略」

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 「略」

「2〜6 略」

可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三・四 同上」

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第一百七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第一百五十五条第一項、第一百五十五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 「同上」

「2〜6 同上」

(保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第五十八条の二 保険会社は、当該保険会社若しくはその子会社が合

算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書類

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書類

(3) 「略」

ニ 株式交付により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得

(保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第五十八条の二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書類

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書類

(3) 「同上」

「号の細分を加える。」

し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

〔三〇六 略〕

〔二〇五 略〕

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の五 〔①〕 法第七百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更株式交付をしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第七百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六十六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

3 法第七百七条第四項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇二 略〕

4 法第七百七条第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次

し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

〔三〇六 同上〕

〔二〇五 同上〕

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の五 〔項を加える。〕

〔①〕 法第七百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六十六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第七百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇二 同上〕

3 法第七百七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次

に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇七 略〕

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第九十六条の十第一項の規定により認可を受けている場合（第四十六条第一項第十三号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第六十七条（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第二百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第四百二十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第一百五十一条第十九号又は第二十一条に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第七十三条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

に掲げる場合とする。

〔一・二 同上〕

(届出事項等)

第八十五条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第六十七条（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第二百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第四百二十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第一百五十一条第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第一百五十一条第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

〔七の三〇十八 略〕

〔2〇6 略〕

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第四百二十二条（法第二百一十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇九 略〕

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

〔十の二〇十二 略〕

〔2〇4 略〕

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二の二 法第六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会

〔七の三〇十八 同上〕

〔2〇6 同上〕

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この号及び第一百五十一条第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

〔十の二〇十二 同上〕

〔2〇4 同上〕

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二の二 〔同上〕

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会

社（消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 略〕

（消滅株式会社の公告事項）

第一百一条の二三 法第六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇三 略〕

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

社（消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 同上〕

（消滅株式会社の公告事項）

第一百一条の二三 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 「同上」

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五  
十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十  
四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕〜 略〕

（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

第一百一条の二の八 法第六十五条の十二において準用する法第六  
十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第  
百六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規  
定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当  
該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存  
続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法  
第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の  
規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〕・ロ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が  
会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同  
法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〕〜五 略〕

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

〔1〕・〔2〕 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五  
十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十  
四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕〜 同上〕

（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

第一百一条の二の八 〔同上〕

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存  
続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法  
第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の  
規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〕・ロ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が  
会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同  
法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〕〜五 同上〕

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1・2 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合

法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〇へ 略〕

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二の十四 法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇四 略〕

五 公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に

第百一条の二の九 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1・2 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〇へ 同上〕

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二の十四 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 〔同上〕

関する事項として、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔ハ〕ト 略

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第百一条の二の十七 法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 同上

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔ハ〕ト 同上

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第百一条の二の十七 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔(1)・(2) 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔ハ・ト 略〕

（計算書類に関する公告事項）

第一百一条の二十四 法第六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔(1)・(2) 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔ハ・ト 同上〕

（計算書類に関する公告事項）

第一百一条の二十四 〔同上〕

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読

み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 略」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第九百一十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 略」

(会社法合併会社の公告事項)

第一百一条の三 法第六十五條の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ [略]

三 [略]

(計算書類に関する公告事項)

み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 同上」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百一十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 同上」

(会社法合併会社の公告事項)

第一百一条の三 [同上]

一 [同上]

二 [同上]

イ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等(会社法第五十一条第一項(株式の質入れの効果)に規定する金銭等をいう。以下この条及び第百五条の三において同じ。)の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ [同上]

三 [同上]

(計算書類に関する公告事項)

第百五条の二の四 法第百七十三条の四第二項第三号に規定する内閣

府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 略〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 略〕

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第百六条の二 法第百七十四条第五項において準用する法第十二条第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職

第百五条の二の四 〔同上〕

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 同上〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 同上〕

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第百六条の二 法第百七十四条第六項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一

務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第一百十条の二 法第八十条の四第五項において準用する法第五十三條の第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第一百十条の三 第一百十条の十 [略]

(清算相互会社の監査報告)

第一百十条の十一 [略]

[2 4 略]

5 特定監査役は、第一百十条の九第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者)をいう。以下この条において同じ。)及び特定監査役の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に対して、監査報告(監査役会設置会社にあつては、第三項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。)の内容を通知しなければならない。

条第一項第二号(取締役の資格等)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

[条を加える。]

第一百十条の二 第一百十条の九 [同上]

(清算相互会社の監査報告)

第一百十条の十 [同上]

[2 4 同上]

5 特定監査役は、第一百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者)をいう。以下この条において同じ。)及び特定監査役の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に対して、監査報告(監査役会設置会社にあつては、第三項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。)の内容を通知しなければならない。

一 「略」

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一百十条の九第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に  
関する職務を行った清算人

6 第一百十条の九第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

7 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第五項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第一百十条の九第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監査役の監査を受けたものとみなす。

8 「略」

(外国保険会社等の財産についての清算に関する事項)

第七百七十五条の二 第一百十条の三、第一百十条の五から第一百十条の八まで及び第一百十四条の二から第一百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九条第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二条第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(

一 「同上」

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に  
関する職務を行った清算人

6 第一百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

7 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第五項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第一百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監査役の監査を受けたものとみなす。

8 「同上」

(外国保険会社等の財産についての清算に関する事項)

第七百七十五条の二 第一百十条の二、第一百十条の四から第一百十条の七まで及び第一百十四条の二から第一百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九条第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二条第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(

債権者集会の招集等の決定）、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

第七十六条の二、第七十条の三、第七十条の五から第七十条の八まで及び第七十四条の二から第七十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三条において読み替えて準用する会社法第八十二条第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

債権者集会の招集等の決定）、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

第七十六条の二、第七十条の二、第七十条の四から第七十条の七まで及び第七十四条の二から第七十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三条において読み替えて準用する会社法第八十二条第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(特定法人等の清算に関する規定の準用)

第九百九十四条 「略」

2 第九百十條の三、第九百十條の五から第九百十條の八まで及び第九百十四條の二から第九百十四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五條第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二條第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九條第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二條第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第五百五十六條第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七條第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一條(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第九百十條の六の二 法第二百七十一條の十九の二第三項において準用する法第十二條第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第九百十條の六の三・第九百十條の六の四 「略」

(特定法人等の清算に関する規定の準用)

第九百九十四条 「同上」

2 第九百十條の二、第九百十條の四から第九百十條の七まで及び第九百十四條の二から第九百十四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五條第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二條第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九條第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二條第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第五百五十六條第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七條第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一條(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

「条を加える。」

第九百十條の六の二・第九百十條の六の三 「同上」

(保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十條の八 「略」

2 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

「イ」ハ 略」

二 株式交付により法第二百七十一條の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

「三・四 略」

3 「略」

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一條の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一」六 略」

七 会社法第七百八十九條第二項(債権者の異議)若しくは第七百九十九條第二項(債権者の異議)又は第八百十條第二項(債権者

(保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十條の八 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三・四 同上」

3 「同上」

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 「同上」

「一」六 同上」

七 会社法第七百八十九條第二項(債権者の異議)若しくは第七百九十九條第二項(債権者の異議)又は第八百十條第二項(債権者

の異議)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔八〇十七 略〕

2  
〔略〕

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十条の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の第三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 会社法第七百八十九条第二項(債権者の異議)若しくは第七百九十九条第二項(債権者の異議)又は第八百十条第二項(債権者の異議)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は

の異議)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔八〇十七 同上〕

2  
〔同上〕

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十条の十二の三 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 会社法第七百八十九条第二項(債権者の異議)若しくは第七百九十九条第二項(債権者の異議)又は第八百十条第二項(債権者の異議)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は

電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔七〇十六 略〕

2  
〔略〕

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十五 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十

四第二項に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類

〔イ〕ハ 略〕

二 株式交付（法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を含む。）により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画（組織変更計画を含む。）の内容を記載した

電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔七〇十六 同上〕

2  
〔同上〕

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

〔三〇六 略〕

2 〔略〕

(心身の故障により職務等を適切に行使することができない者)

第二百十一条の七十三の二 〔①〕 法第二百七十二条の三十三第一

項第一号ハ(3)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により職務を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 〔略〕

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十九 〔略〕

2 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 〔略〕

二 当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 株式交付により子会社となる場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する

〔三〇六 同上〕

2 〔同上〕

(心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者)

第二百十一条の七十三の二 〔項を加える。〕

〔①〕 〔同上〕

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十九 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

---

書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

三  
〔略〕

3  
〔略〕

---

三  
〔同上〕

3  
〔同上〕

---

株主総会参考書類

[1～4 略]

（記載上の注意）

1 役員を選任に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該株式会社との間で補償契約（会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

⑧ 当該株式会社が公開会社であって、かつ、他の者の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等又は保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑨ 候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ニからチまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 略]

株主総会参考書類

[1～4 同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

(1) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤ [同左]

⑥ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑦ 候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 同左]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下⑨において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社を知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv・v 略]

vi 過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下vi、(1)の2⑩トvi及び3⑩へviにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社はその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

チ [略]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下⑦において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv・v 同左]

vi 過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下vi、(1)の3⑨へvi及び3⑨へviにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社はその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

ト [同左]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容  
[削る。]

(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨ [略]

⑩ 当該株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 候補者が過去 10 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 社外取締役を置いていない場合等の特則

① 1(1)に掲げる事項を記載する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であって、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。

② ①に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

③ ①の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が 2 人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

(1)の3 [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 候補者が過去 5 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑪ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ニからチまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 略]

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) 会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～④ 略]

⑫ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補

⑨ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 同左]

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

(3) 監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨ [略]

⑩ 株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 候補者が過去 10 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑪ 候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[加える。]

⑤ [同左]

(3) [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 候補者が過去 5 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 略]

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii 及び v (a) において同じ。）であり、又は過去 10 年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 10 年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 略]

[ト・チ 略]

(4) 会計監査人の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑤ 略]

⑥ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑧・⑨ [略]

⑩ 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去 2 年間に受けていたときは、その内容

イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 21 号に規定する関連会社をいう。

[ニ・ホ 同左]

へ [同左]

i [同左]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii 及び v (a) において同じ。）であり、又は過去 5 年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 同左]

[ト・チ 同左]

(4) [同左]

[同左]

[①～⑤ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑥・⑦ [同左]

⑧ [同左]

イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 18 号に規定する関連会社をいう。

以下同じ。) (当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。)

ロ [略]

[2~4の3 略]

5 合併契約等の承認に関する議案

[(1)~(5) 略]

(6) 株式移転計画の承認に関する議案

[(1)・(2) 略]

③ 当該株式会社が会社法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第96条の9第1項第9号の株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第206条各号(第5号及び第6号を除く。)又は保険業法施行規則第45条の18各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(4)~(8) 略]

(7) 株式交付計画の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

① 当該株式交付を行う理由

② 株式交付計画の内容の概要

③ 当該株式会社が株式交付親会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第213条の2各号(第6号及び第7号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(8) [略]

[6・7 略]

別紙様式第5号(第20条の20関係)

(日本産業規格A4)

社員総会参考書類

[1~4 略]

以下同じ。) (当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。)

ロ [同左]

[2~4の3 同左]

5 [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) [同左]

[(1)・(2) 同左]

③ 当該株式会社が会社法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第96条の9第1項第9号の株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第206条各号(第5号及び第6号を除く。)又は保険業法施行規則第45条の17各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(4)~(8) 同左]

[加える。]

(7) [同左]

[6・7 同左]

別紙様式第5号(第20条の20関係)

(日本産業規格A4)

社員総会参考書類

[1~4 同左]

(記載上の注意)

1 役員を選任に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項(相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。)を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約(保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。)を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦～⑨ [略]

⑩ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役(社外役員に限る。以下⑩において同じ。)に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社及び

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤～⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役(社外役員に限る。以下⑧において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社及び

関連会社（保険業法施行規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 10 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii・iv 略]

v 過去 2 年間に合併又は事業の譲受け（以下 v、(1)の 2⑩ト v及び(3)⑩へ vにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の 2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

⑪ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法

関連会社（保険業法施行規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii・iv 同左]

v 過去 2 年間に合併又は事業の譲受け（以下 v、(1)の 2⑨へ v及び(3)⑨へ vにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の 2 [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任

令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・へ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 10 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) 会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

(3) 監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

へ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 同左]

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤ [同左]

(3) [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

⑪ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 略]

ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

[ト・チ 略]

(4) 会計監査人の選任に関する議案

[①～⑤ 略]

⑥ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑧～⑩ [略]

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 同左]

[ト・チ 同左]

(4) [同左]

[①～⑤ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑥～⑧ [同左]

[2～5 略]

6 その他

- (1) 組織変更計画の承認に関する議案  
次に掲げる事項を記載すること。

[①・② 略]

- ③ 保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条各号（第1号、第3号ロ、第5号イ、第8号及び第9号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 略]

[7～9 略]

別紙様式第5号の3（第22条関係）

（日本産業規格A4）

総代会参考書類

[1～4 略]

（記載上の注意）

1 役員を選任に関する議案

- (1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

[①～④ 略]

- ⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約（保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

- ⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員

[2～5 同左]

6 [同左]

- (1) [同左]

[同左]

[①・② 同左]

- ③ 保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号（第1号、第3号ロ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 同左]

[7～9 同左]

別紙様式第5号の3（第22条関係）

（日本産業規格A4）

総代会参考書類

[1～4 同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

- (1) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任  
保険契約の内容の概要

⑦～⑨ [略]

⑩ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑩において同じ。）  
に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、  
当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令  
又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実  
（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実  
の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生  
後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っ  
ているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び  
関連会社（保険業法施行規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する  
関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先  
である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務  
執行者若しくは役員であり、又は過去 10 年間に当該相互会社の特  
定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者  
若しくは役員であったことがあること。

[iii・iv 略]

v 過去 2 年間に合併又は事業の譲受け（以下 v、(1)の 2⑩ト v 及び  
(3)⑩へ v において「合併等」という。）により他の相互会社又は株  
式会社はその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継  
又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社  
の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式  
会社の業務執行者であったこと。

⑤～⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以  
下⑧において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任さ  
れた後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実そ  
の他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があ  
るときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者  
が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び  
関連会社（保険業法施行規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する関  
連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先であ  
る者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者  
若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該相互会社の特定関係事  
業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役  
員であったことがあること。

[iii・iv 同左]

v 過去 2 年間に合併又は事業の譲受け（以下 v、(1)の 2⑨へ v 及び  
(3)⑨へ v において「合併等」という。）により他の相互会社又は株式  
会社はその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は  
譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外  
取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業  
務執行者であったこと。

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

⑪ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) 会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

(3) 監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

⑪ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[iii～v 同左]

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤ [同左]

(3) [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 略]

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

[ト・チ 略]

(4) 会計監査人の選任に関する議案

[①～⑤ 略]

⑥ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑧～⑩ [略]

[2～5 略]

6 その他

(1) 組織変更計画の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 保険業法第 49 条第 1 項において準用する会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における保険業法施行規則第 42 条各号（第 1 号、第 3 号ロ、第 5 号イ、第 8 号及び第 9 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 略]

[7～9 略]

[ニ・ホ 同左]

へ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 同左]

[ト・チ 同左]

(4) [同左]

[①～⑤ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑥～⑧ [同左]

[2～5 同左]

6 [同左]

(1) [同左]

[同左]

[①・② 同左]

③ 保険業法第 49 条第 1 項において準用する会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における保険業法施行規則第 42 条の 2 各号（第 1 号、第 3 号ロ、第 5 号イ、第 7 号及び第 8 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 同左]

[7～9 同左]

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（年 月 日から）業務報告書  
年 月 日まで  
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所  
会社名  
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

- 1 [略]
- 2 会社役員に関する事項  
[(1)・(2) 略]
- (3) 責任限定契約・補償契約
- (4) 役員等賠償責任保険契約

- 3 [略]
- 4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

[5~12 略]

[第2~第13 略]

(記載上の注意)

[1~6 略]

第1

年度（年 月 日から）事業報告書  
年 月 日まで

- 1 保険会社の現況に関する事項

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（年 月 日から）業務報告書  
年 月 日まで  
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所  
会社名  
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

- 1 [同左]
- 2 会社役員に関する事項  
[(1)・(2) 同左]
- (3) 責任限定契約  
[加える。]

- 3 [同左]

- 4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[5~12 同左]

[第2~第13 同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

第1

年度（年 月 日から）事業報告書  
年 月 日まで

- 1 保険会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び9を除く。）。

[2~8 略]

[削る。]

9 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び10を除く。）。

[2~8 同左]

9 事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

10 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号から第5号の3まで（相互会社について準用する。）に規定する報酬等及び同条第5号の4（相互会社について準用する。）に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第361条第7項（相互会社にあつては、法第53条の15において準用する会社法第361条第7項）の方針又は同法第409条第1項の方針（相互会社にあつては、法第53条の28第5項において準用する会社法第409条第1項）を定めているときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由

8 各会社役員（取締役）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号（相互会社について準用する。）に規定する報酬等についても記載すること。

[3～6 同左]

7 各会社役員（取締役）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。

[加える。]

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容
- ③ ①の者に②の権限を委任した理由
- ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該保険会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項（相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。
- 2 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。）と当該保険会社との間で補償契約（会社法第 430 条の 2 第 1 項（相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項）に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

[加える。]

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項（相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

- 3 当該保険会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号（相互会社にあつては、法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項第1号）に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号（相互会社にあつては、法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項第2号）に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

（記載上の注意）

保険会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項（相互会社にあつては、法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項）の契約をいう。）を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該保険会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

（記載上の注意）

[1・2 略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

（記載上の注意）

[加える。]

3 社外役員に関する事項

（記載上の注意）

[1・2 同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

（記載上の注意）

- 1 [略]
- 2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

- ③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

[(3)・(4) 略]

#### 4 株式に関する事項

[(1)～(3) 略]

##### ④ 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

	株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	株式の交付を受けた者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 保険会社の役員は、当該事業年度中に会社役員であったものを含む。
- 2 当該保険会社の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

#### 5 新株予約権等に関する事項

- 1 [同左]

- 2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

[(3)・(4) 同左]

#### 4 株式に関する事項

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

#### 5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[略]		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
[略]		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[同左]		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
[同左]		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

2 会計監査人と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該会計監査人の氏名又は名称
- ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）

3 保険会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反した事又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 保険会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) [略]

[7~10 略]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

1 会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

2 会計参与と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該会計参与の氏名又は名称
- ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職

(3) [同左]

[7~10 同左]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)

- 3 保険会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険会社が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

[第 2・第 3 略]

第 4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(生命保険株式会社)

[表略]

(損害保険株式会社)

[表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(24) 略]

- (25) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[(26)~(32) 略]

[2~7 略]

(生命保険相互会社)

[表略]

(損害保険相互会社)

[表略]

12 [同左]

[第 2・第 3 同左]

第 4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(生命保険株式会社)

[同左]

(損害保険株式会社)

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]

[(1)~(24) 同左]

- (25) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[(26)~(32) 同左]

[2~7 同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[第5～第13 略]

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 業務報告書  
          ( 年 月 日まで )

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

1 [略]

2 会社役員に関する事項

[(1)・(2) 略]

(3) 責任限定契約・補償契約

(4) 役員等賠償責任保険契約

3 [略]

4 株式に関する事項

[(1)～(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

[5～12 略]

[第2～第13 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[第5～第13 同左]

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 業務報告書  
          ( 年 月 日まで )

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

1 [同左]

2 会社役員に関する事項

[(1)・(2) 同左]

(3) 責任限定契約

[加える。]

3 [同左]

4 株式に関する事項

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[5～12 同左]

[第2～第13 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第1

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び9を除く。）。

[2~8 略]

[削る。]

第1

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び10を除く。）。

[2~8 同左]

9 事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号から第5号の3まで（相互会社について準用する。）に規定する報酬等及び同条第5号の4（相互会社について準用する。）に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第361条第7項（相互会社にあつては、法第53条の15において準用する会社法第361条第7項）の方針又は同法第409条第1項の方針（相互会社にあつては、法第53条の28第5項において準用する会社法第409条第1項）を定めているときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由

8 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社

10 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号（相互会社について準用する。）に規定する報酬等についても記載すること。

[3～6 同左]

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。

[加える。]

(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。) であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容
- ③ ①の者に②の権限を委任した理由
- ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

[加える。]

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。)と当該保険会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項(相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。
- 2 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。)と保険会社との間で補償契約(会社法第 430 条の 2 第 1 項(相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項)に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員(取締役又は監査役に限る。)と保険会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項(相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 当該保険会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号（相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号）に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号（相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号）に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

④ 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

（記載上の注意）

保険会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第 430 条の 3 第 1 項（相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項）の契約をいう。）を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあつては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者たる保険会社の役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

（記載上の注意）

[ 1 ・ 2 略 ]

[加える。]

3 社外役員に関する事項

（記載上の注意）

[ 1 ・ 2 同左 ]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)

[(3)・(4) 略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

④ 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

	株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	株式の交付を受けた者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		
取締役(執行役を含む。)以外の会社役員		

(記載上の注意)

1 保険会社の役員は、当該事業年度中に役員であった者を含む。

2 当該保険会社の株式(職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

[(3)・(4) 同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。)に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[略]		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
[略]		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[同左]		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
[同左]		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計監査人と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計監査人の氏名又は名称
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 保険会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) [略]  
[7～10 略]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) [同左]  
[7～10 同左]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

- 2 会計参与と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
- ① 当該会計参与の氏名又は名称
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 3 保険会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険会社が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

[第 2・第 3 略]

第 4

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

[表略]

（損害保険株式会社）

[表略]

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(24) 略]

- (25) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[(26)~(32) 略]

12 [同左]

[第 2・第 3 同左]

第 4

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

[同左]

（損害保険株式会社）

[同左]

（記載上の注意）

- 1 [同左]

[(1)~(24) 同左]

- (25) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[(26)~(32) 同左]

[2～7 略]

(生命保険相互会社)

[表略]

(損害保険相互会社)

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[第5～第13 略]

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 事業報告書  
          ( 年 月 日まで )

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 保険持株会社の現況に関する事項

[(1)～(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[2～7 同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[第5～第13 同左]

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 事業報告書  
          ( 年 月 日まで )

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第67号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 保険持株会社の現況に関する事項

[(1)～(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び8を除く。）。

[2～7 略]

[削る。]

8 [略]

### (2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び9を除く。）。

[2～7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9 [同左]

### (2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

以外の報酬等の総額。)及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号から第5号の3までに規定する報酬等及び同条第5号の4に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めるときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由

8 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当

② ①の者に委任された権限の内容

③ ①の者に②の権限を委任した理由

[3～6 同左]

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。
- 2 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。）と当該保険持株会社との間で補償契約（会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 3 当該保険持株会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 当該保険持株会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

[加える。]

--	--

(記載上の注意)

保険持株会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第 430 条の 3 第 1 項の契約をいう。）を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該保険持株会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

[(3)・(4) 略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

	株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	株式の交付を受けた者の人数
--	-----------------------------------	---------------

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

[(3)・(4) 同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 保険持株会社の役員は、当該事業年度中に役員であった者を含む。
- 2 当該保険持株会社の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[略]		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
[略]		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 [略]
- 2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[同左]		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
[同左]		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

- 1 [同左]
- 2 保険持株会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施

り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。)に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計監査人と保険持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計監査人と保険持株会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計監査人の氏名又は名称
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 3 保険持株会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険持株会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険持株会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した

行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と保険持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

金額を記載すること。

(3) [略]

[7～10 略]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計参与と保険持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計参与と保険持株会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計参与の氏名又は名称
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 保険持株会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険持株会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険持株会社が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

(3) [同左]

[7～10 同左]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と保険持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

12 [同左]

別紙様式第 16 号の 17 (第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度 ( 年 月 日から ) 業務報告書  
年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第 1 事業報告書

1 [略]

2 会社役員に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

(3) 役員等賠償責任保険契約

3 [略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該少額短期保険業者の株式

[ 5~12 略]

[第 2~第 13 略]

(記載上の注意)

[ 1~ 7 略]

第 1 事業報告書

別紙様式第 16 号の 17 (第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度 ( 年 月 日から ) 業務報告書  
年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第 1 事業報告書

1 [同左]

2 会社役員に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

[加える。]

3 [同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[ 5~12 同左]

[第 2~第 13 同左]

(記載上の注意)

[ 1~ 7 同左]

第 1 事業報告書

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

1 少額短期保険業者の現況に関する事項

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員に関する事項

(記載上の注意)

[略]

(1) 会社役員の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び8を除く。）。

[2~7 略]

[削る。]

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

1 少額短期保険業者の現況に関する事項

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

(1) 会社役員の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び9を除く。）。

[2~7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。）に限る。）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年

8 [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。以下1において同じ。）と少額短期保険業者との間で責任限定契約（会社法第427条第1項（相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。
- 2 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。以下2において同じ。）と少額短期保険業者との間で補償契約（会社法第430条の2第1項（相互会社にあつては、法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項）に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 当該少額短期保険業者が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号（相互会社にあつては、法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項第1号。以下同じ。）に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険業者が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反した事又は責任を負うことを知ったときは、

度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と少額短期保険業者との間で責任限定契約（会社法第427条第1項（相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

その旨を記載すること。

- 4 当該少額短期保険業者が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号（相互会社にあつては、法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項第2号。以下同じ。）に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

少額短期保険業者が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項（相互会社にあつては、法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあつては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者たる少額短期保険業者の役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[1・2 略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を

[加える。]

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[1・2 同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

除く。)

(3) [略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該少額短期保険業者の株式

	株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	株式の交付を受けた者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 少額短期保険業者の役員は、当該事業年度中に役員であつた者を含む。
- 2 当該少額短期保険業者の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[略]		

(3) [同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[同左]		

社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
[略]		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計監査人と少額短期保険業者との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計監査人と少額短期保険業者との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計監査人の氏名又は名称
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
[同左]		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 少額短期保険業者が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 会計監査人と少額短期保険業者との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

場合にあつては、その内容を含む。)

3 少額短期保険業者が会計監査人(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。)に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険業者が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 少額短期保険業者が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) [略]

[7~10 略]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計参与と少額短期保険業者との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。
- 2 会計参与と少額短期保険業者との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計参与の氏名又は名称
  - ② 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)
- 3 少額短期保険業者が会計参与(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。)に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短

(3) [同左]

[7~10 同左]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と少額短期保険業者との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

期保険業者が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 少額短期保険業者が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

[第 2・第 3 略]

第 4 貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(20) 略]

(21) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[ (22)・(23) 略]

[ 2~6 略]

（少額短期保険相互会社）

[表略]

（記載上の注意）

[ 1~6 略]

[第 5~第 13 略]

別紙様式第 16 号の 26（第 211 条の 84 第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

12 [同左]

[第 2・第 3 同左]

第 4 貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

[(1)~(20) 同左]

(21) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[ (22)・(23) 同左]

[ 2~6 同左]

（少額短期保険相互会社）

[同左]

（記載上の注意）

[ 1~6 同左]

[第 5~第 13 同左]

別紙様式第 16 号の 26（第 211 条の 84 第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び8を除く。）。

[2~7 略]

[削る。]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第67号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び9を除く。）。

[2~7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第2条第6

## 8 [略]

### (2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

#### 1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第 98 条の 5 第 3 号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号から第 5 号の 3 までに規定する報酬等及び同条第 5 号の 4 に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第 361 条第 7 項の方針又は同法第 409 条第 1 項の方針を定めるときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、

号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

## 9 [同左]

### (2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

#### 1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。

[3～6 同左]

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない会社については、記載を要しない。

報酬委員会) が判断した理由

8 各会社役員<sup>1</sup>の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社<sup>2</sup>にあっては、記載を省略することができる。

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容
- ③ ①の者に②の権限を委任した理由
- ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該少額短期保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員<sup>1</sup>の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。
- 2 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取

[加える。]

[加える。]

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と少額短期保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員<sup>1</sup>の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

締役、監査役又は執行役に限る。)と当該少額短期保険持株会社との間で補償契約(会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)
- 3 当該少額短期保険持株会社が会社役員(取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。)に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 当該少額短期保険持株会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

少額短期保険持株会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約(会社法第430条の3第1項の契約をいう。)を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等(当該少額短期保険持株会社の役員等に限る。)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。)を記載すること。

- 3 社外役員に関する事項  
(記載上の注意)

[加える。]

- 3 社外役員に関する事項  
(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)

[(3)・(4) 略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

④ 事業年度中に会社役員に対して交付した当該少額短期保険持株会社の株式

	株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	株式の交付を受けた者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		
取締役(執行役を含む。)以外の会社役員		

(記載上の注意)

1 少額短期保険持株会社の役員は、当該事業年度中に役員であった者を含む。

[同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

[(3)・(4) 同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

2 当該少額短期保険持株会社の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[略]		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
[略]		
取締役（執行役を含む。） 以外の会社役員		

（記載上の注意）

1 [略]

2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [略]

6 [略]

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
[同左]		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
[同左]		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

1 [同左]

2 少額短期保険持株会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重線を付した懸記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第十六条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章の二 略〕</p> <p>第四章 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第三節の二 株式引受権（第七十五条の二）</p> <p>〔第四節～第七節 略〕</p> <p>〔第五章～第七章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第四十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>（株式引受権の表示）</p> <p>第四十五条の二の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用する。</p> <p>（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章の二 同上〕</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十四条・第七十五条）</p> <p>〔第四節～第七節 同上〕</p> <p>〔第五章～第七章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第四十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示）</p>

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 「略」

第三節の二 株式引受権

第七十五条の二 株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 「同上」

「節を加える。」



当中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引当	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計					
当期末残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額																
新株の発行	×××	×××			×××											×××
剰余金の配当			△××		△××											△××
親会社株主に帰属する中間利益			×××		×××											×××
自己株式の処分				×××	×××											×××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。
5. 適及適用及び修正再表示（以下、「適及適用等」という。）を行った場合には、前中間連結会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式よりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

当中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期末残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額															
新株の発行	×××	×××			×××										×××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する中間利益			×××		×××										×××
自己株式の処分				×××	×××										×××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。
5. 適及適用及び修正再表示（以下、「適及適用等」という。）を行った場合には、前中間連結会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式よりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)</p> <p>第十四条 法第五条第一項第二号ロ、ハ及びニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者の名称若しくは法第二百二十七条の二第一項本文に規定する特定社債管理補助者の氏名若しくは名称又は特定社債に物上担保を付す場合における担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条に規定する信託会社の名称</p> <p>〔一一〇十七 略〕</p> <p>(特定資産の管理及び処分に関する事項)</p> <p>第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一一二 略〕</p> <p>三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者又は法第二百二十七条の二第一項本文に規定する特定社債管理補助者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社)の利害に関</p>	<p>(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)</p> <p>第十四条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者又は特定社債に物上担保を付す場合における担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条に規定する信託会社の商号</p> <p>〔一一〇十七 同上〕</p> <p>(特定資産の管理及び処分に関する事項)</p> <p>第十九条 〔同上〕</p> <p>〔一一二 同上〕</p> <p>三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社)の利害に関する事項(特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む</p>

係する事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

〔四〇七 略〕

（特定出資の併合に関する事前開示事項）

第四十五条の三 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第三十八条において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め<sup>の</sup>相当性に関する事項

イ 〔略〕

ロ 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(ii) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申

。

〔四〇七 同上〕

（特定出資の併合に関する事前開示事項）

第四十五条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により特定社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

〔加える。〕

立てをする時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(iii) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による処理を予定している場合には、売却に係る特定出資を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を特定社員に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(2) 当該処理により特定社員に交付することが見込まれる金額及び当該額の相当性に関する事項

〔二・三 略〕

（優先出資の併合に関する事前開示事項）

第四十八条の二 法第五十条第一項において準用する会社法第八十条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第五十条第一項において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め の 相 当 性 に関する事項

イ 〔略〕

ロ 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第

〔加える。〕

〔二・三 同上〕

（優先出資の併合に関する事前開示事項）

第四十八条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第

二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(ii) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申立てをする時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(iii) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を優先出資社員に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(iv) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合には、売却に係る優先出資を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方

二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により優先出資社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「加える。」

法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を優先出資社員に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）  
(2) 当該処理により優先出資社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「二・三 略」

（役員等賠償責任保険契約から除かれるもの）

第五十五条の二 法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する特定目的会社を含む保険契約であつて、当該特定目的会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該特定目的会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等（法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。）が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けるこ

「加える。」

「二・三 同上」

「条を加える。」

とによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの

(募集事項)

第六十三条 法第二百二十二条第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第二百二十七条第八項又は法第二百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四 法第二百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規定する特定社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

五 法第二百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約における同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

六 「略」

七 特定社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

八・九 「略」

(募集事項)

第六十三条 「同上」

「一・二 同上」

三 法第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

「号を加える。」

「号を加える。」

四 「同上」

「号を加える。」

五・六 「同上」

(特定社債の種類)

第六十四条 法第百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

六|| 特定社債管理者を定めないこととするときは、その旨

七|| 〔略〕

八|| 特定社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九|| 〔略〕

十|| 特定社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約の内容

十一・十二 || 〔略〕

(特定社債管理補助者の資格)

第六十九条の二 || 法第百二十七条の二第二項において準用する会社法

第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 弁護士

二 弁護士法人

(特定社債権者集会参考書類)

第七十一条 特定社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載

(特定社債の種類)

第六十四条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

六|| 〔同上〕

〔号を加える。〕

七|| 〔同上〕

〔号を加える。〕

八・九 || 〔同上〕

〔号を加える。〕

(特定社債権者集会参考書類)

第七十一条 〔同上〕

しなければならない。

一 「略」

二 議案が代表特定社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 候補者が特定社債発行人、特定社債管理者又は特定社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2〕4 略〕

(議決権行使書面)

第七十二条 法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一～四 略」

五 議決権を行使すべき特定社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

〔2〕4 略〕

(特定社債権者集会の議事録)

第七十五条 「略」

2 「略」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 候補者が特定社債発行人又は特定社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2〕4 同上〕

(議決権行使書面)

第七十二条 「同上」

「一～四 同上」

五 議決権を行使すべき特定社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

〔2〕4 同上〕

(特定社債権者集会の議事録)

第七十五条 「同上」

2 「同上」

3 特定社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

〔一〜三 略〕

四 特定社債権者集会に出席した特定社債発行会社の代表者又は代理人の氏名

五 特定社債権者集会に出席した特定社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は特定社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六・七 〔略〕

4 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により特定社債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、特定社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 特定社債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 特定社債権者集会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する信託法第八十条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるも

3 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 特定社債権者集会に出席した特定社債発行会社の代表者又は特定社債管理者の氏名又は名称

〔号を加える。〕

五・六 〔同上〕

〔項を加える。〕

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項において準用する信託法第八十条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

のは、次に掲げる方法とする。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〇十九 略〕

二十〇 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号

二十一 〔略〕

二十二 法第二百四十五条第二項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百十二条第五項

二十三 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する会社法

第七百三十一条第三項第二号

二十四 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号

〔号を削る。〕

二十五〇二十八 〔略〕

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 〔同上〕

〔一〇十九 同上〕

〔号を加える。〕

二十〇 〔同上〕

〔号を加える。〕

二十一 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号

〔号を加える。〕

二十二 法第二百五十条第三項において準用する法第六十三条第三項第二号

二十三〇二十六 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第十八条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指図行使すべき株主権等)</p> <p>第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項、第八百六条第一項及び第八百十六条の六第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十三号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第百六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>〔一〕十八 略〕</p> <p>十九 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号</p> <p>二十・二十一 略〕</p> <p>(自己の投資口を取得することができる場合)</p> <p>第百二十九条 法第八十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める</p>	<p>(指図行使すべき株主権等)</p> <p>第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第百六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十八 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>十九・二十 同上〕</p> <p>(自己の投資口を取得することができる場合)</p> <p>第百二十九条 〔同上〕</p>

場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 当該投資法人が有する他の法人等（法人その他の団体をいう。次号及び第三十一条において同じ。）の株式（持分その他これに準ずるものを含む。同号において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

〔三・四 略〕

（子法人による親法人投資口の取得）

第三十一条 法第八十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 他<sup>二</sup>の法人等が行う株式交付（会社法以外の法令（外国の法令を含む。）に基づく株式交付に相当する行為を含む。）に際して親法人投資口（法第八十一条第一項に規定する親法人投資口をいう。以下この条において同じ。）の割当てを受ける場合

二 親法人投資口を無償で取得する場合

三・四 「略」

五 其の権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十一条第二項第一号及び前各号に掲げる場合を除く。）

一 「同上」

二 当該投資法人が有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含む。次号において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

〔三・四 同上〕

（子法人による親法人投資口の取得）

第三十一条 「同上」

「号を加える。」

一 親法人投資口（法第八十一条第一項に規定する親法人投資口をいう。以下この条において同じ。）を無償で取得する場合

二・三 「同上」

四 其の権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十一条第二項第一号及び前三号に掲げる場合を除く。）

(投資口の併合に関する事前開示事項)

第三百三十一条の二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

イ 「略」

ロ 法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第八十八条第一項の規定による処理（第三百三十八条第一号又は第二号に定める方法に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を投資主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する執行役員  
の判断及びその理由を含む。）

(ii) 法第八十八条第一項の規定による処理（第三百三十八条第三号に定める方法に限る。）を予定している場合には、売却に係る投資口を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及

(投資口の併合に関する事前開示事項)

第三百三十一条の二 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、  
当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「加える。」

び売却により得られた代金を投資主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する執行役員の判断及びその理由を含む。）

(2) 当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

〔二・三 略〕

（執行役員を選任に関する議案）

第四百四十三条 執行役員が執行役員を選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 候補者と当該投資法人との間で補償契約（法第一百六条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（法第一百六条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載し

〔加える。〕

〔二・三 同上〕

（執行役員を選任に関する議案）

第四百四十三条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

なければならぬ。

一 「略」

二 候補者が過去十年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

3 「略」

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一七 略」

八 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 候補者が過去十年間に当該他の投資法人の役員であったことを

一 「同上」

二 候補者が過去五年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

3 「同上」

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 「同上」

「一七 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 「同上」

一 「同上」

二 候補者が過去五年間に当該他の投資法人の役員であったことを

当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

(会計監査人の選任に関する議案)

第四百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなればならない。

「一〇四 略」

五 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七〇九 「略」

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通

当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

(会計監査人の選任に関する議案)

第四百四十五条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

五〇七 「同上」

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 「同上」

信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 「略」

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで（同条第一号及び第四号にあつては、会計監査人に係るものを除く。）、第七十四条の二各号及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 「略」

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項（前三号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることに<sup>レ</sup>ついて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

〔2・3 略〕

（役員等賠償責任保険契約から除かれるもの）

第百六十八条の二 法第百十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する投資法人を含む

一 「同上」

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 「同上」

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることに<sup>レ</sup>ついて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

保険契約であつて、当該投資法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該投資法人に生ずることのある損害を  
保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（募集事項）

第七百七十六条 法第三十九条の三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第三十九条の九第八項又は法第三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四 法第三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規

（募集事項）

第七百七十六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

〔号を加える。〕

定する投資法人債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

五|| 法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約における同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第七十八條 法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一|| 投資法人債管理者を定めたときは、その名称及び住所
- 二|| 投資法人債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

(投資法人債の種類)

第八十條 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六|| 投資法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

七|| 「略」

八|| 投資法人債管理補助者を定めるときとするときは、その旨  
九|| 「略」

「号を加える。」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第七十八條 法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、投資法人債管理者を定めたときのその名称及び住所とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

(投資法人債の種類)

第八十條 「同上」

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六|| 「同上」

「号を加える。」

七|| 「同上」

十 投資法人債管理補助者を定めるときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約の内容

十一・十二 「略」

(投資法人債管理補助者の資格)

第百八十五条の二 法第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士
- 二 弁護士法人

(投資法人債権者集会参考書類)

第百八十七条 投資法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 「略」
- 二 議案が代表投資法人債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 候補者が投資法人債発行法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「2 4 略」

「号を加える。」

八・九 「同上」

「条を加える。」

(投資法人債権者集会参考書類)

第百八十七条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 候補者が投資法人債発行法人又は投資法人債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「2 4 同上」

(議決権行使書面)

第百八十八条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五 議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

〔2〕4 略〕

(投資法人債権者集会の議事録)

第百九十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

〔一〕三 略〕

四 投資法人債権者集会に出席した投資法人債権発行人の代表者又は代理人の氏名

五 投資法人債権者集会に出席した投資法人債権管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は投資法人債権管理補助者若しくはその代表者

(議決権行使書面)

第百八十八条 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

〔2〕4 同上〕

(投資法人債権者集会の議事録)

第百九十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 投資法人債権者集会に出席した投資法人債権発行人の代表者又は投資法人債権管理者の氏名又は名称

〔号を加える。〕

若しくは代理人の氏名

六・七 「略」

4|| 法第三百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

五・六 「同上」

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(一般的記載事項等)</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第三十六条の二第一項に規定する参考書類(以下「参考書類」という。)には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員である場合 次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>ニ 議案につき会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百八十四条、第三百八十九条第三項又は第三百九十九条の五の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>(取締役の選任に関する議案)</p> <p>第二条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。第八号において同じ。)の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決</p>	<p>(一般的記載事項等)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>ニ 議案につき会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百八十四条又は第三百八十九条第三項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>(取締役の選任に関する議案)</p> <p>第二条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。第六号において同じ。)の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決</p>

権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 略」

五 候補者と当該会社との間で補償契約（会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第二条第三項第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以下この項及び第二条の三第三項において同じ。）であるとき

権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

五 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3 「同上」

は、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該候補者が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第二条第三項第五号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

四 当該候補者が現に当該会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

五・六 「略」

七 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該会社の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。以下同じ。）（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 当該候補者が現に当該会社の社外取締役（会社法第十五条に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）（社外役員（会社法施行規則第三条第五号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四・五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該会社の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。以下同じ。）（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者（会社法施行規則第二条第三項第十九号に規定する特定関係事業者をいう。以下この号、第二条の三第三項第七号及び第四条第三項第六号において同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

〔三・ホ 略〕

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下ヘ、第二条の三第三項第七号ヘ及び第四条第三項第六号ヘにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社業務執行者であったこと。

八・九 「略」

第二条の二 削除

ハ 当該会社の特定関係事業者（会社法施行規則第二条第三項第十九号に規定する特定関係事業者をいう。以下この号、第二条の三第三項第六号及び第四条第三項第六号において同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

〔三・ホ 同上〕

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下ヘ、第二条の三第三項第六号ヘ及び第四条第三項第六号ヘにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社業務執行者であったこと。

七・八 「同上」

（社外取締役を置いていない場合等の特則）

第二条の二 前条第一項に規定する場合において、株式の発行会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であつて、かつ、取締役になつたときは社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、参考書類には、社外取締役を置

くことが相当でない理由を記載しなければならない。

2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

3 第一項の理由は、当該会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第二条の三 「同上」

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）  
第二条の三 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 略」

五 当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「六〇八 略」

九 候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

くことが相当でない理由を記載しなければならない。

2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

3 第一項の理由は、当該会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第二条の三 「同上」

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）  
第二条の三 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 同上」

五 会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「六〇八 同上」

九 候補者と株式会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

十|| 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

十一|| 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当  
3 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三|| 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

四|| 当該候補者が現に当該会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実

「号を加える。」

「号を加える。」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当  
3 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

三|| 当該候補者が現に当該会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予

の発生後の対応として行った行為の概要

五・六 「略」

七 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「二くへ 略」

八・九 「略」

（会計参与の選任に関する議案）

第三条 株式の発行会社の取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一く四 略」

五 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補

防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四・五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「二くへ 同上」

七・八 「同上」

（会計参与の選任に関する議案）

第三条 「同上」

「一く四 同上」

「号を加える。」

償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要  
六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結してい  
るとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があると  
きは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
七 〔略〕

(監査役の選任に関する議案)

第四条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出  
する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株  
式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に  
は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕六 略〕

七 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補  
償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要  
八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結してい  
るとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があると  
きは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

九 〔一〕一 略〕

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社  
等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければ  
ならない。

〔一・二 略〕

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

(監査役の選任に関する議案)

第四条 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

七 〔一〕一 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを

3 当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当  
第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者（会  
社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者をい  
う。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、次  
に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知って  
いるときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及び  
ホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親  
会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり  
、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子  
会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがある  
こと。

〔二〇八 略〕

〔七・八 略〕

（会計監査人の選任に関する議案）

第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を  
提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当  
該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書

3 当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当  
〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

イ 「同上」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及び  
ホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親  
会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり  
、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子  
会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがある  
こと。

〔二〇八 同上〕

〔七・八 同上〕

（会計監査人の選任に関する議案）

第五条 〔同上〕

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇五 略」

六 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

七 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

八 十 「略」

（株式交付計画の承認に関する議案）

第十九条の二 株式の発行会社の取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該株式交付を行う理由

二 株式交付計画の内容の概要

三 当該会社が株式交付親会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百十三条の二各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（株式交付計画の承認に関する議案）

「一〇五 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

六〇八 「同上」

「条を加える。」

第三十七条の二 株式の発行会社の取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、株式交付計画の内容の概要を記載しなければならない。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(信託業法施行規則の一部改正)

第二十条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

必 出 後

必 出 温

別紙様式第 10 号 (第 42 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

別紙様式第 10 号 (第 42 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

年度事業報告書 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )  
 年 月 日提出

年度事業報告書 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )  
 年 月 日提出

商 号  
 所在地  
 代表者の役職氏名

商 号  
 所在地  
 代表者の役職氏名

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[略]

[同左]

1 業 務 の 状 況

1 業 務 の 状 況

[(1)~(8) 略]

[(1)~(8) 同左]

(9) 業務の状況

(9) 業務の状況

① 各種信託の残高

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

(単位：百万円)

区 分	指 定 金 銭 信 託		特 定 金 銭 信 託	金 銭 投 資 基 金 信 託	年 金 信 託				年 金 投 資 基 金 信 託	
	合 同 運 用	単 独 運 用			厚 生 年 金 基 金 信 託	国 民 年 金 基 金 信 託	規 約 型 企 業 年 金 信 託	基 金 型 企 業 年 金 信 託	貸 付 金 口	株 式 口
元 本										
売 渡 手 形 等										
収 益										
仮 受 金										
そ の 他										
債 権 償 却 準 備 金										
特 別 留 保 金										
・ ・ ・										

区 分	指 定 金 銭 信 託		特 定 金 銭 信 託	金 銭 投 資 基 金 信 託	年 金 信 託						年 金 投 資 基 金 信 託	
	合 同 運 用	単 独 運 用			適 格 退 職 年 金 信 託	厚 生 年 金 基 金 信 託	国 民 年 金 基 金 信 託	規 約 型 企 業 年 金 信 託	基 金 型 企 業 年 金 信 託	貸 付 金 口	株 式 口	
元 本												
売 渡 手 形 等												
収 益												
仮 受 金												
そ の 他												
債 権 償 却 準 備 金												
特 別 留 保 金												
・ ・ ・												

...										
...										
...										
...										
負債 合計										

[表略]

区分	有価証券の託 信		暗号資産等及 び電子記録移 転有価証券等 の託		金債の託	動産の託	土地の着の 託	土地の着の 信託	土地の着の 借の託	その他の信託	合計
	管理託	運用託	管理託	運用託							
元本											
売渡手 形等											
収益											
仮受金											
その他											
債権償 却準備 金											
特別 留保金											
...											
...											
...											
...											
...											
負債 合計											( )

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金債 信託	特定金債 信託	金債投 資	年金 信託	年金投資 基金信託
----	------------	------------	----------	----------	--------------

...										
...										
...										
...										
負債 合計										

[同左]

区分	有価証券の託 信		金債の託	動産の託	土地の着の 信託	土地の着の 借の託	土地の着の 借の託	その他の信託	合計
	管理託	運用託							
元本									
売渡手 形等									
収益									
仮受金									
その他									
債権償 却準備 金									
特別 留保金									
...									
...									
...									
...									
...									
負債 合計									( )

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金債 信託	特定金債 信託	金債投 資	年金 信託	年金投資 基金信託
----	------------	------------	----------	----------	--------------

	単独運用	単独運用	信託	基金信託	厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型年金信託	基金型年金信託	貸付金口	株式
貸出金										
証書貸付										
手形貸付										
割引手形										
有価証券										
国債										
地方債										
短期社債										
社債										
株式										
外国証券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
暗号資産関連有価証券										
電子記録移転有価証券表示権利等										
投資信託外国投資										
信託受益権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託受益権										
年金投資基金信託受益権										
財産形成投資基金信託受益権										

	合同運用	単独運用	信託	基金信託	格職年金信託	厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型年金信託	基金型年金信託	貸付金口	株式
貸出金											
証書貸付											
手形貸付											
割引手形											
有価証券											
国債											
地方債											
短期社債											
社債											
株式											
外国証券											
その他の証券											
貸付信託受益証券											
投資信託受益証券											
投資信託外国投資											
信託受益権											
指定金銭信託受益権											
金銭投資基金信託受益権											
年金投資基金信託受益権											
財産形成投資基金信託受益権											
貸付信託収益運用口受益権											
その他の信託受益権											



[略]									
有 価 証 券									
[略]									
投資信託受 益証券									
暗号資産関 連有価証券									
電子記録移 転有価証券 表示権利等									
[略]									
信託受益権									
[略]									
暗 号 資 産									
[略]									
資 産 合 計									

[同左]									
有 価 証 券									
[同左]									
投資信託受 益証券									
[加える。]									
[加える。]									
[同左]									
信託受益権									
[同左]									
[項を加える。]									
[同左]									
資 産 合 計									

区 分	有価証券の信託		暗号資産等 及び電子記 録移転有価 証券表示権 利等の信託		金銭債 権の信託	動産の 信託	土地及 びその 定着物 の信託	地上権 の信託	土地及 びその 定着物 の賃借 権の信託	包括 信託	その 他の 信託	合計
	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託								
貸 出 金												
証書貸付												
手形貸付												
割引手形												
有 価 証 券												
国 債												
地 方 債												
短期社債												
社 債												
株 式												
外国証券												
その他の証 券												

区 分	有価証券の信託		金銭債 権の信託	動産の 信託	土地及 びその 定着物 の信託	地上権 の信託	土地及 びその 定着物 の賃借 権の信託	包括 信託	その 他の 信託	合計
	管理 信託	運用 信託								
貸 出 金										
証書貸付										
手形貸付										
割引手形										
有 価 証 券										
国 債										
地 方 債										
短期社債										
社 債										
株 式										
外国証券										
その他の証 券										

貸付信託受益証券																				
投資信託受益証券																				
暗号資産関連有価証券																				
電子記録移転有価証券表示権利等																				
投資信託外国投資																				
信託受益権																				
指定金銭信託受益権																				
金銭投資基金信託受益権																				
年金投資基金信託受益権																				
財産形成投資基金信託受益権																				
貸付信託収益運用口受益権																				
その他の信託受益権																				
暗号資産																				
金銭債権																				
生命保険債権																				
住宅貸付債権																				
その他の金銭債権																				
有形固定資産																				
動産																				
不動産																				
無形固定資産																				
地上権																				

貸付信託受益証券																				
投資信託受益証券																				
投資信託外国投資																				
信託受益権																				
指定金銭信託受益権																				
金銭投資基金信託受益権																				
年金投資基金信託受益権																				
財産形成投資基金信託受益権																				
貸付信託収益運用口受益権																				
その他の信託受益権																				
金銭債権																				
生命保険債権																				
住宅貸付債権																				
その他の金銭債権																				
有形固定資産																				
動産																				
不動産																				
無形固定資産																				
地上権																				
不動産の賃借権																				
その他の無形固定資産																				
その他債権																				

不動産の賃借権																				
その他の無形固定資産																				
その他債権																				
買入手形																				
コールローン																				
現金預け金																				
現金																				
預け金																				
その他																				
共同受託振替勘定																				
その他																				
資産合計																				

[③・④ 略]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括信託	

買入手形																				
コールローン																				
現金預け金																				
現金																				
預け金																				
その他																				
共同受託振替勘定																				
その他																				
資産合計																				

[③・④ 同左]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			

投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

<参考>  
[略]

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	

金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

- ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 共同信託他社管理財産 百万円

<参考>  
[同左]

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	

国債	投資信託
地方債	金銭信託以外の金銭の信託
短期社債	有価証券の信託
社債	暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託
株式	金銭債権の信託
外国証券	動産の信託
その他の証券	土地及びその定着物の信託
暗号資産関連有価証券	地上権の信託
電子記録移転有価証券表示権利等	土地及びその定着物の賃借権の信託
投資信託有価証券	包括信託
投資信託外国投資	その他の信託
信託受益権	
受託有価証券	
暗号資産	
金銭債権	
生命保険債権	
住宅貸付債権	
その他の金銭債権	
有形固定資産	
動産	
不動産	
無形固定資産	
地上権	
不動産の賃借権	
その他の無形固定資産	
その他債権	
買入手形	
コールローン	
現金預け金	
現金	
預け金	
その他	
合計	合計

国債	投資信託
地方債	金銭信託以外の金銭の信託
短期社債	有価証券の信託
社債	金銭債権の信託
株式	動産の信託
外国証券	土地及びその定着物の信託
その他の証券	地上権の信託
投資信託有価証券	土地及びその定着物の賃借権の信託
投資信託外国投資	包括信託
信託受益権	その他の信託
受託有価証券	
金銭債権	
生命保険債権	
住宅貸付債権	
その他の金銭債権	
有形固定資産	
動産	
不動産	
無形固定資産	
地上権	
不動産の賃借権	
その他の無形固定資産	
その他債権	
買入手形	
コールローン	
現金預け金	
現金	
預け金	
その他	
合計	合計

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		暗号資産売却損	
※ 収益調整益		暗号資産関連有価証券売却損	
※ 投資信託解約差益		電子記録移転有価証券表示権利等 売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
投資信託有価証券売却益		有価証券償還損	
暗号資産売却益		※ 収益調整損	
暗号資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
電子記録移転有価証券表示権利等 売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		固定資産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※ . . . .	
※ 特別留保金戻入		※ . . . .	
※ . . . .		※ . . . .	
※ . . . .		※ . . . .	
※ . . . .		その他の支出	
※ 異期決算信託収益繰入		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合 計		合 計	

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		固定資産売却損	
※ 収益調整益		有価証券償還損	
※ 投資信託解約差益		※ 収益調整損	
有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
投資信託有価証券売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		固定資産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※ . . . .	
※ 特別留保金戻入		※ . . . .	
※ . . . .		※ . . . .	
※ . . . .		※ . . . .	
※ . . . .		その他の支出	
※ . . . .		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合 計		合 計	

※ . . . .		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合 計		合 計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資 産 の 区 分	管 理 の 方 法
[1~8 略]		
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11~18 [略]		

⑦-2 履行保証暗号資産の分別管理の状況

番号	暗号資産の種類	管 理 の 方 法

[⑧・⑨ 略]

2 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

[表略]

(2) 損 益 計 算 書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

科 目		金 額	
		千円	千円
経常損益の部	営 業 収 益		×××
	信 託 報 酬		×××
	[略]	×××	
	有 価 証 券 の 信 託	×××	
	暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	×××	
	[略]		

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資 産 の 区 分	管 理 の 方 法
[1~8 同左]		
[加える。]		
[加える。]		
9~16 [同左]		

[加える。]

[⑧・⑨ 同左]

2 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

[同左]

(2) 損 益 計 算 書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

科 目		金 額	
		千円	千円
経常損益の部	営 業 収 益		×××
	信 託 報 酬		×××
	[同左]	×××	
	有 価 証 券 の 信 託	×××	
	[同左]		

	[略]		
	一 般 管 理 費 計		
	営 業 利 益 ( 又 は 営 業 損 失 )		×××
営 業 外 損 益 の 部	[略]		
[略]			

[(3)・(4) 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)~(8) 略]

(9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

① 各種信託の残高

[イ・ロ 略]

	[同左]		
	一 般 管 理 費 計		
	営 業 利 益 ( 又 は 営 業 損 失 )		×××
営 業 外 損 益 の 部	[同左]		
[同左]			

[(3)・(4) 同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)~(8) 同左]

(9) [同左]

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

。

① [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその  
定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記  
載すること。

② 各種信託の信託財産別残高表

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその  
定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記  
載すること。

[③・④ 略]

⑤ 信託財産残高表

イ ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその  
定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記  
載すること。

ハ～ホ [略]

[略]

[⑥～⑧ 略]

2 [略]

別紙様式第10号の2 (第42条第1項関係) (日本産業規格A4)

年度事業報告書 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
年 月 日提出

商号  
主たる支店の所在地  
日本における代表者の氏名

(記載上の注意)

[略]

1 業務の状況

[(1)～(7) 略]

(8) 業務の状況

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

[加える。]

② 各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

[③・④ 同左]

⑤ [同左]

イ 金銭評価の困難な信託を除く。

[加える。]

ロ～ニ [同左]

[同左]

[⑥～⑧ 同左]

2 [同左]

別紙様式第10号の2 (第42条第1項関係) (日本産業規格A4)

年度事業報告書 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
年 月 日提出

商号  
主たる支店の所在地  
日本における代表者の氏名

(記載上の注意)

[同左]

1 業務の状況

[(1)～(7) 同左]

(8) 業務の状況

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元本										
売渡手形等										
収益										
仮受金										
その他										
債権償却準備金										
特別留保金										
...										
...										
...										
...										
...										
負債合計(うち再信託を除いた計数)										

[表略]

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録簿の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及び物の信託	地上権の信託	土地及び物の賃借権の信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託							
元本											

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託						年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			適格年金信託	厚生年金信託	生年金信託	国民年金信託	民間年金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口
元本												
売渡手形等												
収益												
仮受金												
その他												
債権償却準備金												
特別留保金												
...												
...												
...												
...												
...												
負債合計(うち再信託を除いた計数)												

[同左]

区分	有価証券の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及び物の信託	土地及び物の賃借権の信託	地上権の信託	その他の信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託								
元本										



株 式										
外国証券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
暗号資産関連有価証券										
電子記録移転有価証券表示権利等										
投資信託外国投資										
信託受益権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託受益権										
年金投資基金信託受益権										
財産形成投資基金信託受益権										
貸付信託収益運用口受益権										
その他の信託受益権										
暗号資産										
金 銭 債 権										
生命保険債権										
住宅貸付債権										
その他の金銭債権										
有形固定資産										
動 産										

株 式										
外国証券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託受益権										
年金投資基金信託受益権										
財産形成投資基金信託受益権										
貸付信託収益運用口受益権										
その他の信託受益権										
金 銭 債 権										
生命保険債権										
住宅貸付債権										
その他の金銭債権										
有形固定資産										
動 産										
不 動 産										
無形固定資産										
地 上 債 権										
不動産の賃借権										

不動産																					
無形固定資産																					
地上権																					
不動産の賃借権																					
その他の無形固定資産																					
その他債権																					
買入手形																					
コールローン																					
現金預け金																					
預金																					
預け金																					
その他																					
共同受託振替勘定																					
その他																					
資産合計																					

その他の無形固定資産																					
その他債権																					
買入手形																					
コールローン																					
現金預け金																					
現金																					
預け金																					
その他																					
共同受託振替勘定																					
その他																					
資産合計																					

区分	財産形成給付信託		財産形成投資信託	貸付信託			投資信託	金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金信託		収益分配型	収益満期受取型	収益運用口		
[略]								
有価証券								
[略]								
投資信託受益証券								
暗号資産関連有価証券								
電子記録移転有価証券表示権利等								
[略]								
信託受益権								
[略]								
暗号資産								

区分	財産形成給付信託		財産形成投資信託	貸付信託			投資信託	金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金信託		収益分配型	収益満期受取型	収益運用口		
[同左]								
有価証券								
[同左]								
投資信託受益証券								
[加える。]								
[加える。]								
[同左]								
信託受益権								
[同左]								
[項を加える。]								

[略]

資産合計										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
貸出金												
証書貸付												
手形貸付												
割引手形												
有価証券												
国債												
地方債												
短期社債												
社債												
株式												
外国証券												
その他の証券												
貸付信託受益証券												
投資信託受益証券												
暗号資産関連有価証券												
電子記録移転有価証券表示権利等												
投資信託外国投資												
信託受益権												
指定金銭信託受益権												

[同左]

資産合計										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区分	有価証券の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託								
貸出金										
証書貸付										
手形貸付										
割引手形										
有価証券										
国債										
地方債										
短期社債										
社債										
株式										
外国証券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託受益権										
年金投資基金信託受益権										



その他											
資産合計											

[③・④ 略]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産 金 額	負 債 金 額
貸 出 金	指 定 金 銭 信 託
証 書 貸 付	特 定 金 銭 信 託
手 形 貸 付	年 金 信 託
割 引 手 形	財 産 形 成 給 付 信 託
有 価 証 券	貸 付 信 託
国 債	投 資 信 託
地 方 債	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託
短 期 社 債	有 価 証 券 の 信 託
社 債	暗 号 資 産 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等 の 信 託
株 式	金 銭 債 権 の 信 託
外 国 証 券	動 産 の 信 託
そ の 他 の 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託
暗 号 資 産 関 連 有 価 証 券	地 上 権 の 信 託
電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託
投 資 信 託 有 価 証 券	包 括 信 託
投 資 信 託 外 国 投 資	そ の 他 の 信 託
信 託 受 益 権	
受 託 有 価 証 券	
暗 号 資 産	
金 銭 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 銭 債 権	
有 形 固 定 資 産	
動 産	
不 動 産	
無 形 固 定 資 産	
地 上 権	

[③・④ 同左]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産 金 額	負 債 金 額
貸 出 金	指 定 金 銭 信 託
証 書 貸 付	特 定 金 銭 信 託
手 形 貸 付	年 金 信 託
割 引 手 形	財 産 形 成 給 付 信 託
有 価 証 券	貸 付 信 託
国 債	投 資 信 託
地 方 債	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託
短 期 社 債	有 価 証 券 の 信 託
社 債	金 銭 債 権 の 信 託
株 式	動 産 の 信 託
外 国 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託
そ の 他 の 証 券	地 上 権 の 信 託
投 資 信 託 有 価 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託
投 資 信 託 外 国 投 資	包 括 信 託
信 託 受 益 権	そ の 他 の 信 託
受 託 有 価 証 券	
金 銭 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 銭 債 権	
有 形 固 定 資 産	
動 産	
不 動 産	
無 形 固 定 資 産	
地 上 権	
不 動 産 の 賃 借 権	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	
そ の 他 債 権	

不動産の賃借権			
その他の無固定形資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

<参考>

[略]

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			

買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

1 ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

2 共同信託他社管理財産 百万円

<参考>

[同左]

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
金銭債権			

受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		暗号資産売却損	

生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		固定資産売却損	

※ 収益調整益		暗号資産関連有価証券売却損	
※ 投資信託解約差益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
投資信託有価証券売却益		有価証券償還損	
暗号資産売却益		※ 収益調整損	
暗号資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
電子記録移転有価証券表示権利等売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		固定資産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※ ・・・・	
※ 特別留保金戻入		※ ・・・・	
※ ・・・・		※ ・・・・	
※ ・・・・		※ ・・・・	
※ ・・・・		その他の支出	
※ ・・・・		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合 計		合 計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資 産 の 区 分	管 理 の 方 法
[1～8 略]		
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11～18 [略]		

⑦-2 履行保証暗号資産の分別管理の状況

※ 収益調整益		有価証券償還損	
※ 投資信託解約差益		※ 収益調整損	
有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
投資信託有価証券売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		固定資産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※ ・・・・	
※ 特別留保金戻入		※ ・・・・	
※ ・・・・		※ ・・・・	
※ ・・・・		※ ・・・・	
※ ・・・・		その他の支出	
※ ・・・・		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合 計		合 計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資 産 の 区 分	管 理 の 方 法
[1～8 同左]		
[加える。]		
[加える。]		
9～16 [同左]		

[加える。]

番 号	暗号資産の種類	管 理 の 方 法

〔⑧・⑨ 略〕

2 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

〔表略〕

(2) 損 益 計 算 書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

科 目		金 額	
		千円	千円
経常損益の部	営 業 収 益		×××
	信 託 報 酬		×××
	[略]	×××	
	有 価 証 券 の 信 託	×××	
	暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	×××	
	[略]	×××	
	一 般 管 理 費 計		
営 業 利 益 ( 又 は 営 業 損 失 )			×××
営 業 外 損 益 の 部	[略]		
[略]			

〔(3)・(4) 略〕

(記載上の注意)

- 業務の状況  
〔(1)~(7) 略〕
- 業務の状況

〔⑧・⑨ 同左〕

2 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

〔同左〕

(2) 損 益 計 算 書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

科 目		金 額	
		千円	千円
経常損益の部	営 業 収 益		×××
	信 託 報 酬		×××
	[同左]	×××	
	有 価 証 券 の 信 託	×××	
	[同左]	×××	
	[同左]	×××	
	一 般 管 理 費 計		
営 業 利 益 ( 又 は 営 業 損 失 )			×××
営 業 外 損 益 の 部	[同左]		
[同左]			

〔(3)・(4) 同左〕

(記載上の注意)

- 〔同左〕  
〔(1)~(7) 同左〕
- 〔同左〕

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

① 各種信託の残高

[イ・ロ 略]

ハ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

② 各種信託の信託財産別残高表

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

[③・④ 略]

⑤ 信託財産残高表

イ ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

ハ～ホ [略]

[略]

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

① [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

② 各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

[③・④ 同左]

⑤ [同左]

イ 金銭評価の困難な信託を除く。

[加える。]

ロ～ニ [同左]

[同左]

〔⑥～⑧ 略〕

2 〔略〕

別紙様式第 10 号の 3 (第 42 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期自己信託報告書 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

〔略〕

1 業 務 の 状 況

〔(1)～(6) 略〕

(7) 事務の状況

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

区分	金銭信託	金銭信託以外の金銭信託	有価証券の信託	暗号及び記録等子転利信託	資産移転権信託	金債権の信託	不動産の信託	土地及びその物の信託	地上権の信託	土地及びその物の賃借の信託	包括信託	その他の信託	合計
元本													
売渡手形等													
収益													
仮受金													
その他													
債権償却準備金													
特別留保金													

〔⑥～⑧ 同左〕

2 〔同左〕

別紙様式第 10 号の 3 (第 42 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期自己信託報告書 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

〔同左〕

1 業 務 の 状 況

〔(1)～(6) 同左〕

(7) 事務の状況

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

区分	金銭信託	金銭信託以外の金銭信託	有価証券の信託	金債権の信託	不動産の信託	土地及びその物の信託	地上権の信託	土地及びその物の賃借の信託	包括信託	その他の信託	合計
元本											
売渡手形等											
収益											
仮受金											
その他											
債権償却準備金											
特別留保金											



その他																				
その他																				
資産合計																				

[③・④ 略]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		金銭信託	
有価証券		金銭信託以外の金銭の信託	
信託受益権		有価証券の信託	
暗号資産		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
金銭債権		金銭債権の信託	
有形固定資産		動産の信託	
動産		土地及びその定着物の信託	
不動産		地上権の信託	
無形固定資産		土地及びその定着物の賃借権の信託	
地上権		包括信託	
不動産の賃借権		その他の信託	
その他の無形固定資産			
その他債権			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
その他			
合計		合計	

[削る。]

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

その他																				
資産合計																				

[③・④ 同左]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		金銭信託	
有価証券		金銭信託以外の金銭の信託	
信託受益権		有価証券の信託	
金銭債権		金銭債権の信託	
有形固定資産		動産の信託	
動産		土地及びその定着物の信託	
不動産		地上権の信託	
無形固定資産		土地及びその定着物の賃借権の信託	
地上権		包括信託	
不動産の賃借権		その他の信託	
その他の無形固定資産			
その他債権			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
その他			
合計		合計	

(注) ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)



11～18 [略]

⑦-2 履行保証暗号資産の分別管理の状況

番号	暗号資産の種類	管理の方法

⑧ [略]

2 経理の状況

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)～(6) 略]

(7) 事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること

① 各種信託の残高

[イ・ロ 略]

△ 「その他の信託」欄には、「金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

② 各種信託の信託財産別残高表

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

9～16 [同左]

[加える。]

⑧ [同左]

2 経理の状況

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) [同左]

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

② 各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

[③・④ 略]

⑤ 信託財産残高表

イ ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

ロ 「その他の信託」欄には、「金銭信託」欄から「土地及びその定着物  
の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載す  
ること。

ハ・ニ [略]

[⑥～⑧ 略]

2 [略]

[③・④ 同左]

⑤ [同左]

イ 金銭評価の困難な信託を除く。  
[加える。]

ロ・ハ [同左]

[⑥～⑧ 同左]

2 [同左]

別紙様式第 14 号 (第 43 条第 1 項第 2 号ハ(1)関係)

(日本産業規格 A 4)

信託財産残高表  
( 年 月末現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移転有 価証券表示権利等の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	

別紙様式第 14 号 (第 43 条第 1 項第 2 号ハ(1)関係)

(日本産業規格 A 4)

信託財産残高表  
( 年 月末現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
信託受益権		地上権の信託	

暗号資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
信託受益権		土地及びその定着物の賃借権の 信託	
受託有価証券		包括信託	
暗号資産		その他の信託	
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
共同受託振替勘定			

受託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の 信託	
金銭債権		包括信託	
生命保険債権		その他の信託	
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

その他			
合 計		合 計	

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

1. 「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。
2. 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

3. ～5. [略]

<参考>

[略]

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	

(記載上の注意)

[加える。]

[加える。]

1. ～3. [同左]

<参考>

[同左]

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	

地方債	金銭信託以外の金銭の信託		
社債	有価証券の信託		
株式	暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		
外国証券	金銭債権の信託		
その他の証券	動産の信託		
暗号資産関連有価証券	土地及びその定着物の信託		
電子記録移転有価証券表示権利等	地上権の信託		
信託受益権	土地及びその定着物の賃借権の信託		
受託有価証券	包括信託		
暗号資産	その他の信託		
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			

地方債	金銭信託以外の金銭の信託		
社債	有価証券の信託		
株式	金銭債権の信託		
外国証券	動産の信託		
その他の証券	土地及びその定着物の信託		
信託受益権	地上権の信託		
受託有価証券	土地及びその定着物の賃借権の信託		
金銭債権	包括信託		
生命保険債権	その他の信託		
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			

コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
合 計		合 計	

合 計		合 計	
-----	--	-----	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	別表第一（第三条関係）	<p>【略】</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</p> <p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第八十一条の第二項において準用する同法第八十二条の六第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第六項及び第三百十八条第二項、第一百十五条第一項及び第一百五十四条の第三項において準用する同法第三百七十一条第一項、第二百二十八条の二第二項、第二百二十九条第四項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第四百四十九条の十第二項、第四百四十九条の十六第二項、</p>
改正前	別表第一（第三条関係）	<p>【同上】</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</p> <p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第八十一条の第二項において準用する同法第八十二条の六第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第六項及び第三百十八条第二項、第一百十五条第一項及び第一百五十四条の第三項において準用する同法第三百七十一条第一項、第二百二十八条の二第二項、第二百二十九条第四項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第二項、第四百四十九条の十第二項、第四百四十九条の十六第二項、第四百五十五条第五項、第四百六十</p>

<p>第百五十五条第五項、第百六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>	<p>〔略〕</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号） 第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。） 第六項において準用する場合を含む。） において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、</p>
<p>一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号） 第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。） 第六項において準用する場合を含む。） において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、</p>

第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第三百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第三百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項及び第七百三十五條の二第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第二項及び第八百一十條第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百一十條第二項及び第八百十五條第三項（第三号

第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第三百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第三百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項、第七百三十五條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百一十條第二項及び第八百十五條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三

	<p>に係る部分に限る。）、第三百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第三百六十五条の十三第二項（第三百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十五条の十九第一項、第三百六十五条の二十一第二項（第三百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第三百八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第三百九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>
	<p>十六条の二第一項（第二百十条第一項（二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第三百六十五条の十三第二項（第三百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十五条の十九第一項、第三百六十五条の二十一第二項（第三百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第三百八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第三百九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>



	<p>する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>別表第四（第八条関係）</p>		<p>〔略〕</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>
	<p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（</p>		
	<p>四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>別表第四（第八条関係）</p>		<p>〔同上〕</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>
	<p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（</p>		

第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第八十二条の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)並びに第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項、第一百五十一条及び第五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第二百二十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第四百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第三百三十九条の七において準用する同法第六百八十四

第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第八十二条の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)並びに第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項、第一百五十一条及び第五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第二百二十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第四百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第三百三十九条の七において準用する同法第六百八十四

<p>保険業法</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第</p>	<p>〔略〕</p>	<p>条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第四百四十九条第二項（第一号に係る部分に限り、第四百四十九条の六第二項、第四百四十九条の十第三項、第四百四十九条の十一第二項及び第四百四十九条の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第四百四十九条第二項（第一号に係る部分に限り、第四百四十九条の六第二項、第四百四十九条の十第三項、第四百四十九条の十一第二項及び第四百四十九条の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>

四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用す

四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用す

る同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三項（同法第四百十三條第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部

る同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三項（同法第四百十三條第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四

分に限る。）、第七十四条第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第四項及び第八十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六條の十五において準用する場合を含む。）、第八十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百九十四條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一十一條第四項（第一号に係る部分に限る。）、同法第六項において準用する場合を含む。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百三十三條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百一十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、同法第四項において準用する場合を含む。）、第八百十五條第四項（第一号に係る部分に限る。）、同法第六項において準用する場合を含む。）、第百十

準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第四項及び第八十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六條の十五において準用する場合を含む。）、第八十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百九十四條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一十一條第四項（第一号に係る部分に限る。）、同法第六項において準用する場合を含む。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百三十三條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百一十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、同法第四項において準用する場合を含む。）、第八百十五條第四項（第一号に係る部分に限る。）、同法第六項において準用する場合を含む。）、第百一十一條第一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用す

一条第一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）  
、第三百三十六條の二第二項（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六條第五

る場合を含む。）、第百三十六條の二第二項（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六條第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四條第三項（第

	<p>項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二十七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三</p>
	<p>一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二十七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条</p>

において準用する場合を含む。)において準用する同法第三百十一條第四項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第四項(第一号に係る部分に限る。)、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十四條第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第三百七十八條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第九十一條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第百條第一項(第一号に係る部分に限る。)、第百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項(第一号に係る部分に限る。)、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項(第二百五十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法第七百三十一條第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第七百三十五條の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、第百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項(第一号に

第二項及び第二百四十五條第二項(第二百五十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法第三百十一條第四項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第四項(第一号に係る部分に限る。)、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十四條第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第三百七十八條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第九十一條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第百條第一項(第一号に係る部分に限る。)、第百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項(第一号に係る部分に限る。)、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項(第二百五十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法第七百三十一條第三項(第一号に係る部分に限る。)、第百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項(第一号に係る部分に

	<p>係る部分に限る。）、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項</p>
<p>〔略〕</p>	
<p>別表第五（第十条関係）</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>資産の流動化に関する法律  第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及</p>
	<p>限る。）、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項</p>
<p>〔同上〕</p>	
<p>別表第五（第十条関係）</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>資産の流動化に関する法律  第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及</p>

	<p>び第八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八條第二項において準用する同法第三百六條第七項、第八十一條第二項において準用する同法第三百五十八條第七項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百五條第四項及び第二百六十四條第五項において準用する同法第四百四十二條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百十條第一項及び第二項</p>
	<p>び第八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八條第二項において準用する同法第三百六條第七項、第八十一條第二項において準用する同法第三百五十八條第七項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百五條第四項及び第二百六十四條第五項において準用する同法第四百四十二條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五條第二項において準用する信託法第一百十條第一項及び第二項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定目的会社の計算に関する規則の一部改正)

第二十二條 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(関係当事者との取引に関する注記)</p> <p>第五十八条 「略」</p> <p>2 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 取締役、会計参与又は監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項に規定する報酬等をいう。以下同じ。）の給付</p> <p>「三・四 略」</p> <p>「3・4 略」</p> <p>(事業報告の内容)</p> <p>第六十三条 事業報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 特定目的会社の役員に関する事項</p>	<p>(関係当事者との取引に関する注記)</p> <p>第五十八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 取締役、会計参与又は監査役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項、第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条及び法第八十九条第一項に規定する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）をいう。）の給付</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>「3・4 同上」</p> <p>(事業報告の内容)</p> <p>第六十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 特定目的会社の役員（直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任し</p>

二の二 特定目的会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項  
〔三・四 略〕

(特定目的会社の役員に関する事項)

第六十五条 第六十三条第二号に規定する「特定目的会社の役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 特定目的会社の役員(直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号及び第七号並びに第六十九条第五項第三号において同じ。)の氏名(会計参与にあつては、氏名又は名称)

二 「略」

三 特定目的会社の役員(取締役又は監査役に限る。)と当該特定目的会社との間で補償契約(法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該役員の氏名

ロ 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該役員  
の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を  
講じている場合にあつては、その内容を含む。)

三の二 当該特定目的会社が役員(取締役又は監査役に限り、当該  
事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。次号にお  
いて同じ。)に対して補償契約に基づき法第九十六条の二におい

た者を含む。以下この章において同じ。)に関する事項

〔号を加える。〕

〔三・四 同上〕

(特定目的会社の役員に関する事項)

第六十五条 「同上」

一 特定目的会社の役員(会計参与にあつては、氏名又は名  
称)

二 「同上」

三 削除

〔号を加える。〕

て準用する会社法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該特定目的会社が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

三の三 当該特定目的会社が役員に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

〔四〇九 略〕

（特定目的会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項）

第六十五条の二 第六十三条第二号の二に規定する「特定目的会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」とは、当該特定目的会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。

- 一 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
- 二 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である役員等（法第九十四条第一項に規定する役員等をいい、当該特定目的会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合に

〔号を加える。〕

〔四〇九 同上〕

〔条を加える。〕

あつてはその内容を含む。）

（会計参与設置会社の特則）

第六十七条の二 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社（法第四条第二項第四号に規定する会計参与設置会社をいう。）である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならぬ。

- 一 会計参与と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項
- イ 当該会計参与の氏名又は名称
- ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 二 当該特定目的会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該特定目的会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- 三 当該特定目的会社が会計参与に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

「条を加える。」

(会計監査人設置会社の特則)

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。

「一〇六 略」

七|| 会計監査人と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会計監査人の氏名又は名称

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

八|| 当該特定目的会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該特定目的会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

九|| 当該特定目的会社が会計監査人に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

十|| 「略」

(会計監査人設置会社の特則)

第六十八条 「同上」

「一〇六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

七|| 「同上」

第七十条 「略」

〔2・3 略〕

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの又は事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を发出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「施行規則」という。）第二百二十八条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号、第六十五条第一号から第五号まで、第六十五条の二各号、第六十七条の二各号並びに第六十八条第七号から第九号までに掲げる事項

〔二・三 略〕

第七十条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号並びに第六十五条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項

〔二・三 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	]5~8 略]	]5~8 同上]
--	---------	----------

(投資法人の計算に関する規則の一部改正)

第二十三条 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(資産運用報告の表示事項)</p> <p>第七十二条 資産運用報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「二の二」 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項</p> <p>「三・四 略」</p> <p>(投資法人の役員等に関する事項)</p> <p>第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等(役員又は会計監査人をいう。以下同じ。)に関する重要な事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 役員等と当該投資法人との間で補償契約(法第百十六条の二第一項に規定する補償契約をいう。次号及び第三号の三において同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該役員等の氏名又は名称</p> <p>ロ 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該役員</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(資産運用報告の表示事項)</p> <p>第七十二条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>(投資法人の役員等に関する事項)</p> <p>第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等(役員及び会計監査人をいう。以下同じ。) (当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。) に関する重要な事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 削除</p>

等の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。」

三の二 当該投資法人が役員等（当該営業期間の前営業期間の末日までに退任した者を含む。次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第百十六条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該投資法人が、当該営業期間において、当該役員等が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

三の三 当該投資法人が役員等に対して補償契約に基づき法第百十六条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

〔四〇十 略〕

十一 会計監査人と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

十二 〔略〕

（投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項）

第七十四条の二 第七十二条第二号の二に規定する「投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項」とは、当該投資法人が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（法第百十六条の三第一項に規定す

「号を加える。」

「号を加える。」

〔四〇十 同上〕

十一 会計監査人と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

十二 〔同上〕

「条を加える。」

<p>る役員等賠償責任保険契約をいう。)を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲</p> <p>二 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である役員等(当該投資法人の役員等に限る。)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。)</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(特定目的会社の社員総会に関する規則の一部改正)

第二十四条 特定目的会社の社員総会に関する規則(平成十八年内閣府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(取締役の選任に関する議案)</p> <p>第十二条 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七   候補者と当該特定目的会社との間で補償契約（法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>八   候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>(会計参与の選任に関する議案)</p> <p>第十三条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p>	<p>(取締役の選任に関する議案)</p> <p>第十二条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(会計参与の選任に関する議案)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p>

四|| 候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

「号を加える。」

五|| 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

「号を加える。」

六|| 「略」

四|| 「同上」

(監査役の選任に関する議案)

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第十四条 「同上」

「一〇七 略」

「一〇七 同上」

八|| 候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

「号を加える。」

九|| 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

「号を加える。」

(会計監査人の選任に関する議案)

(会計監査人の選任に関する議案)

第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない

第十五条 「同上」

<p>ない。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五   候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要</p> <p>六   候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要</p> <p>七・八    「略」</p>	<p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五   「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定目的信託の権利者集会等に関する規則の一部改正)

第二十五条 特定目的信託の権利者集会等に関する規則(平成十八年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(権利者集会の議事録)</p> <p>第十条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により権利者集会の決議があつたものとみなされた場合には、権利者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。</p> <p>一 権利者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>三 権利者集会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">(種類権利者集会)</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條第一項において読み替えて準用する信託法第二百十條の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前條の規定を準用する。この場合において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号及び第四項各号に掲げる事項のほか、法第二百五十二條第一項の規定により述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(権利者集会の議事録)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p style="text-align: center;">(種類権利者集会)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>2 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條第一項において読み替えて準用する信託法第二百十條の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前條の規定を準用する。この場合において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号に掲げる事項のほか、法第二百五十二條第一項の規定により述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなければならぬ。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	るものでなければならない。	ばならない。
--------------------	---------------	--------

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第二十六条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(総資産の額等)</p> <p>第十六条 法第二十九条の四第三項(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表)による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日)後において会社法第九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、株式交付、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(投資に関する事項について知識及び経験を有する者)</p> <p>第二百三十三条の三 令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(総資産の額等)</p> <p>第十六条 法第二十九条の四第三項(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表)による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日)後において会社法第九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(投資に関する事項について知識及び経験を有する者)</p> <p>第二百三十三条の三 〔同上〕</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 次に掲げる業務のいずれかに、会社の役員若しくは従業者（特に専門的な能力であって当該業務の継続の上で欠くことができないものを發揮して当該業務に従事した者に限る。）又は会社との間で当該業務の助言を行うことを約し、当該会社がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結した者として従事したと認められる期間が通算一年以上であって、当該業務に最後に従事した日から当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日までの期間が五年以内である者</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の譲受け若しくは譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得に関する業務</p> <p>〔ハ・ニ 略〕</p> <p>〔八〇十二 略〕</p>
<p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業の譲受け若しくは譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得に関する業務</p> <p>〔ハ・ニ 同上〕</p> <p>〔八〇十二 同上〕</p>	

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二十七条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場において行われているものに限る。)とする。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資(優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。)の分割、次に掲げる有価証券(以下この章において「投資信託受益証券等」という。)に係る受益権の分割(外国におけるこれに相当するものを含む。 )及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資(優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。)の分割、次に掲げる有価証券(以下この章において「投資信託受益証券等」という。)に係る受益権の分割(外国におけるこれに相当するものを含む。 )及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権(</p>

証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

引  
「イ」ト 略

〔十三〕三十三 略

三十四 合併、株式交換、株式移転又は株式交付（以下この号において「合併等」という。）を決定した会社（株式交付を決定した会社が当該株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社を含む。）の発行した株券（以下この号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社（株式交付にあつては、当該株式会社又は当該株式交付を決定した会社）の発行する株券（以下この号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

〔三十五〕三十六 略

〔2〕・3 略

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及

外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

「イ」ト 同上

〔十三〕三十三 同上

三十四 合併、株式交換又は株式移転（以下この号において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社の発行する株券（以下この号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

〔三十五〕三十六 同上

〔2〕・3 同上

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 〔同上〕

ばす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

「一〇五 略」

五の二 法第百六十六条第二項第一号又に掲げる事項 株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社をいう。）となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交付子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。

六 法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 略」

七 法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 略」

八 法第百六十六条第二項第一号ワに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ〇ハ 略」

九 法第百六十六条第二項第一号ヨに掲げる事項 新製品の販売又

「一〇五 同上」  
「号を加える。」

六 法第百六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 同上」

七 法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 同上」

八 法第百六十六条第二項第一号ワに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ〇ハ 同上」

九 法第百六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又

は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2  
〔十〇十四 略〕

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一・二 略〕

二の二 法第六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式交付による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の

は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2  
〔十〇十四 同上〕

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式交付による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

四 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 解散（合併による解散を除く。以下この号及び次項第五号の二において同じ。）による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日に属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度にお

三 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

四 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 解散（合併による解散を除く。以下この号及び次項第五号の二において同じ。）による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日に属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度にお

いていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第六十六條第二項第五号チに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〇十二 略〕

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一・二 略〕

二の二 法第六十六條第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式交付による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相

いていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第六十六條第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〇十二 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式交付による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

四 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事

三 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

四 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事

業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第百六十六条第二項第五号チに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〇十二 略〕

(上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の五 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十二号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一・二 略〕

二の二 法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項 主要株主の異動が見込まれる株式交付以外の株式交付

三 法第百六十六条第二項第十二号へに掲げる事項 吸収合併存続

業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〇十二 同上〕

(上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の五 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項 吸収合併存続

会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併

〔四〇八 略〕

2  
〔略〕

（規制対象となる社債券に係る売買等）

第五十八条 法第六十六條第六項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号カ若しくは令第二十八條第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八條の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号若しくは令第二十九條の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九條の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知つて売買等をする場合とする。

会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併

〔四〇八 同上〕

2  
〔同上〕

（規制対象となる社債券に係る売買等）

第五十八条 法第六十六條第六項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号ワ若しくは令第二十八條第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八條の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号若しくは令第二十九條の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九條の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知つて売買等をする場合とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二十八条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)  第十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号から第四号までに掲げる企業結合において、同項第二号から第四号までに定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>(純資産の分類)</p> <p>第四十八条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>(株式引受権の表示)</p> <p>第五十条の二 財務諸表等規則第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。</p>	<p>(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)  第十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号又は第三号に掲げる企業結合において、同項第二号又は第三号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>(純資産の分類)</p> <p>第四十八条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

様式第二号

【四半期貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 ( 年 月 日)	当第 四半期会計期間 ( 年 月 日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
評価・換算差額等		
[略]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

様式第二号

【四半期貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 ( 年 月 日)	当第 四半期会計期間 ( 年 月 日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
評価・換算差額等		
[同左]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二十九条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(純資産の分類)</p> <p>第五十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>(株式引受権の表示)</p> <p>第五十六条の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(純資産の分類)</p> <p>第五十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

様式第二号

【四半期連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日)	当第 四半期連結会計 期間 ( 年 月 日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
その他の包括利益累計額		
[略]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

様式第二号

【四半期連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日)	当第 四半期連結会計 期間 ( 年 月 日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
その他の包括利益累計額		
[同左]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

備考 表中 [ ] の記載は省略される。

(日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令の一部改正)

第三十条 日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令(平成十九年内閣府令第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>(銀行持株会社である場合における子会社設立等の届出)</p> <p>第二条 日本郵政株式会社は、法第六十五条後段の規定により届出をするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 日本郵政株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 株式交付により他の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書面</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>(2) 株式交付計画の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交付費用を記載した書面</p> <p>「三〽五 略」</p> <p>(保険持株会社である場合における子会社設立等の届出)</p> <p>第五条 日本郵政株式会社は、法第六十八条後段の規定により届出をするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 「略」</p>	<p>(銀行持株会社である場合における子会社設立等の届出)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「三〽五 同上」</p> <p>(保険持株会社である場合における子会社設立等の届出)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

<p>二 日本郵政株式会社に関する次に掲げる書面  「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 株式交付により他の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書面</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>(2) 株式交付計画の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交付費用を記載した書面</p> <p>「三〽五 略」</p>	<p>二 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「三〽五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正)

第三十一条 金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(やむを得ない理由により公表することができない場合)</p> <p>第九条 法第二十七条の三十六第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項ただし書の場合において、次に掲げるやむを得ない理由により重要情報を公表することができないときとする。</p> <p>一 取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十一年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する親会社をいう。)若しくは子会社(同項に規定する子会社(同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。)をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。)又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき</p> <p>「イ」ニ 略</p> <p>ホ 株式交付</p> <p>ヘ、ヌ 略</p> <p>二 略</p>	<p>(やむを得ない理由により公表することができない場合)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ニ 同上</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>ホ、リ 同上</p> <p>二 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第二十五項、同条第三十六項第四号、第八条の十八第三項第四号、第五十九条、第六十七条の二、第百条第一項、第百四条の二、様式第五号、様式第五号の二、様式第七号及び様式第七号の二の規定、第五条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第二十一号、第四十二条、第四十三条の二の二、第七十一条第一項、第七十四条の二、様式第四号及び様式第六号の規定、第六条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三十二条、第三十六条の二の四、第五十九条第一項、第六十三条の二、様式第四号及び様式第六号の規定、第十六条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四十四条、第四十五条の二の二、第七十二条第

一項、第七十五条の二、様式第四号及び様式第六号の規定、第二十八条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第十六条第三項、第四十八条、第五十条の二及び様式第二号の規定並びに第二十九条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五十四条、第五十六条の二及び様式第二号の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下この条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表、同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下この条において「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び四半期会計期間並びに四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二号様式記載上の注意(4) a及びb（これらの規定における補償契約及び役員等賠償責任保険契約に係る事項については、施行日以後に締結されたこれらの契約に係る事項に限る。次項において同じ。）並びに(5)の規定（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第二号の六様式及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）は、有価証券届出書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「法」という。）第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式記載上の注意(64) a及びb並びに(67)の規定(新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式(新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。))及び第八号様式において準じて記載することとされている場合を含む。 )は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(法第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七条の規定による改正後の銀行法施行規則(以下この条において「新銀行法施行規則」という。

)別紙様式は、次項及び第三項の規定による場合を除き、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2 新銀行法施行規則別紙様式第九号2(4)イ及びロ記載上の注意、(5)記載上の注意、6(3)イ及びロ記載上の

注意、11(2)イ及びロ記載上の注意、別紙様式第九号の二2(4)イ及びロ記載上の注意、(5)記載上の注意、6(3)イ及びロ記載上の注意、11(2)イ及びロ記載上の注意、別紙様式第十四号2(4)イ及びロ記載上の注意、(5)記載上の注意、6(3)イ及びロ記載上の注意並びに11(2)イ及びロ記載上の注意の規定は、施行日以後に締結された補償契約（会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。）及び役員等賠償責任保険契約（会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に終了した事業年度のうち最終のものに係る事業報告の記載又は記録及び施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告における第六条の規定による改正前の銀行法施行規則別紙様式第九号2(1)記載上の注意8、別紙様式第九号の二2(1)記載上の注意8及び別紙様式第十四号2(1)記載上の注意8の理由の記載又は記録については、なお従前の例による。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第十条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十五条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）別紙様式は、第四項から第七項までの規定による場合を除き、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に招集の手続が開始された創立総会（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号）（以下この条において「新保険業法」という。）第三十条の八第一項に規定する創立総会をいう。）に係る創立総会参考書類（新保険業法施行規則第二十条の六第一号イに規定する創立総会参考書類をいう。）の記載については、新保険業法施行規則第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に招集の手続が開始された保険契約者総会に係る保険契約者総会参考書類（新保険業法施行規則第三十八条第二号イに規定する保険契約者総会参考書類をいう。）（保険契約者総代会（新保険業法第七十七条第一項に規定する保険契約者総代会をいう。以下この項において同じ。）を設けている場合には保険契約者総代会参考書類（新保険業法施行規則第四十条の二第二号イに規定する保険契約者総代会参考

書類をいう。)の記載については、新保険業法施行規則第三十八条の二第一項(保険契約者総代会を設けている場合には、新保険業法施行規則第四十条の三第一項)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新保険業法施行規則別紙様式第四号記載上の注意1(1)⑤及び⑥、(1)の2⑦及び⑧、(2)⑤及び⑥、(3)⑦及び⑧、(4)⑥及び⑦、別紙様式第五号記載上の注意1(1)⑤及び⑥、(1)の2⑦及び⑧、(2)⑤及び⑥、(3)⑦及び⑧、(4)⑥及び⑦、別紙様式第五号の三記載上の注意1(1)⑤及び⑥、(1)の2⑦及び⑧、(2)⑤及び⑥、(3)⑦及び⑧並びに(4)⑥及び⑦の規定は、施行日以後に締結される補償契約(新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第七項において同じ。及び役員等賠償責任保険契約(新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第七項において同じ。)について適用する。

- 5 前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された保険業を営む株式会社の株主総会に係る株主総会参考書類(新保険業法施行規則第十五条の三第一項に規定する株主総会参考書類をいう。)については、新保険業法施行規則別紙様式第四号及び会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)の規定

にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 施行日前に招集の手続が開始された相互会社（新保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）の社員総会（総代会（新保険業法第四十二条第一項に規定する総代会をいう。以下この項において同じ。）を設けている場合には、総代会）に係る社員総会参考書類（新保険業法施行規則第二十条の十九第三号イに規定する社員総会参考書類をいう。）（総代会を設けている場合には、総代会参考書類（新保険業法施行規則第二十二條第一項に規定する総代会参考書類をいう。））については、新保険業法施行規則別紙様式第五号（総代会を設けている場合には、新保険業法施行規則別紙様式第五号の三）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 7 新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書2(3)記載上の注意2から4まで及び(4)記載上の注意、6(2)記載上の注意2から4まで、11記載上の注意2から4まで、別紙様式第七号の二第1事業報告書2(3)記載上の注意2から4まで及び(4)記載上の注意、6(2)記載上の注意2から4まで、11記載上の注意2から4まで、別紙様式第十五号の二2(3)記載上の注意2から4まで及び(4)記載上の注意、6(2)記載上の注意2から4まで、11記載上の注意2から4まで、別紙様式第十六号の十七第1事業報告書2(2)記載上の注意

2 から4まで及び(3)記載上の注意、6(2)記載上の注意2から4まで、11記載上の注意2から4まで並びに別紙様式第十六号の二十六2(3)記載上の注意2から4まで及び(4)記載上の注意の規定は、施行日後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

8 第一項の規定にかかわらず、施行日前に終了した事業年度のうち最終のものに係る事業報告の記載又は記録及び施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告及び業務報告書における第十五条の規定による改正前の保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書2(1)記載上の注意9、別紙様式第七号の二第1事業報告書2(1)記載上の注意9、別紙様式第十五号の二2(1)記載上の注意8、別紙様式第十六号の十七第1事業報告書2(1)記載上の注意8及び別紙様式第十六号の二十六2(1)記載上の注意8の理由の記載又は記録については、なお従前の例による。

9 施行日前に会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条の規定による改正前の保険業法第六十一条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債の発行の手續については、新保険業法施行規則第三十一条及び第三十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 施行日前に招集の手続が開始された社債権者集会に係る社債権者集会参考書類（新保険業法施行規則第三十一条の十二第一号に規定する社債権者集会参考書類をいう。）及び議決権行使書面（新保険業法施行規則第三十一条の十二第五号ロに規定する議決権行使書面をいう。）の記載については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 施行日前に資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三十八条又は第五十条第一項において読み替えて準用する会社法第百八十条第二項の社員総会の決議がされた場合におけるその特定出資又は優先出資の併合に係る同法第百八十二条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

2 施行日前に会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十五条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第百二十二条第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集特定社債の発行の手続については、第十七条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第六十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に招集の手続が開始された特定社債権者集会に係る特定社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の記載については、なお従前の例による。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の創立総会に係る創立総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

2 施行日前に投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第八十一条の二第二項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項の投資主総会の決議がされた場合におけるその投資口の併合に係る同法第八十二条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

3 第十八条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(第五項において「新投信法施行規則」という。)第四百十三条第一項第八号及び第九号、第四百十四条第一項第八号及び第九号並びに第四百十五条第五号及び第六号の規定は、施行日以後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

4 前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された投資主総会に係る投資主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

5 施行日前に会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十二条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の三第一項に規定する事項の決定があった場合におけるその募集投資法人債の発行の手続については、新投信法施行規則第七百七十六条及び第七百七十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前に招集の手続が開始された投資法人債権者集会に係る投資法人債権者集会参考書類及び議決権行使書面の記載については、なお従前の例による。

(上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十九条の規定による改正後の上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(次項において「新議決権代理行使勧誘府令」という。)第二条第一項第五号及び第六号、第二条の三第一項第十号及び第十一号、第三条第五号及び第六号、第四条第一項第七号及び第八号並びに第五条第六号及び第七号の規定は、施行日以後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

2 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る参考書類の記載については、新議決権代理行使勧誘府令第二条第二項第三号並びに第三項第七号ロ及びハ、第二条の二、第二条の三第二項第三号並びに第三項第七号ロ及びハ並びに第四条第二項第三号並びに第三項第六号ロ及びハ（これらの規定を新議決権代理行使勧誘府令第四十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る参考書類の記載については、なお従前の例による。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第二十条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第二十二條の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第六十三條第二号の二、第六十五條第三号から第三号の三まで、第六十五條の二、第六十七條の二各号及び第六十八條第七号から第九

号までの規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

(投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第二十三条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第七十二条第二号の二、第七十四条第三号から第三号の三まで及び第七十四条の二の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

(特定目的会社の社員総会に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第二十四条の規定による改正後の特定目的会社の社員総会に関する規則第十二条第七号及び第八号、第十三条第四号及び第五号、第十四条第八号及び第九号並びに第十五条第五号及び第六号の規定は、施行日以後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手續が開始された特定目的会社の社員総会に係る社員総会参考書類の記載については、なお従前の例による。